

子ども・子育て会議（第59回）

令和3年12月8日（水）10:00～12:00
於：オンライン開催

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 公定価格等について
 - (2) 基本指針の改正について
 - (3) その他
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1 経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた公定価格等の対応について
- 資料2 基本指針の改正について
- 資料3 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について
- 資料4 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会について
- 資料5 令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果
- 資料6 地方分権に関する提案募集への対応について
- 資料7 こども政策の推進に係る有識者会議 報告書（概要）について
- 資料8 こどもに関する政策パッケージについて

- 参考資料1 子ども・子育て会議委員、専門委員名簿
- 参考資料2 令和3年度補正予算（案）における子ども・子育て支援新制度に関する主な施策等について
- 参考資料3 こども政策の推進に係る有識者会議 報告書
- 参考資料4 委員提出資料

経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた 公定価格等の対応について

令和3年12月8日

1. 保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

- ・経済対策に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※公定価格とは別の補助金により実施。（令和3年度補正予算案、補助率：国10/10）

※令和4年9月までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。

※実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

※都道府県・市町村における事務費を併せて補助。

※放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施。

※公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

2. 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

- ・公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- ・令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格から反映する見込み。
- ・ただし、経済対策に基づく、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を実施するため、国家公務員給与の改定に伴う公定価格の減額に対応するための補助を、令和3年度補正予算案において、上記の経済対策に基づく処遇改善と併せて措置。

【参考】令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き

期末手当の引下げ（▲0.15月分）

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：394万円→391万円(▲3万円(▲0.9%))

第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

48 他の職員の待遇改善にこの待遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

基本指針の改正について

令和 3 年 12 月 8 日

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

- 少子化の進行や人口減少が深刻さを増していく中で、全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要である。
- このため、第204回国会で成立した「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号。以下「改正法」）において、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加した。
- これを受け、基本指針に当該事項に係る規定を追加することとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正案の概要

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として以下の内容を追加
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。
- (一) 関係機関の連携会議の開催等
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、一の事業者が複数の事業を行い総合的な支援を実施している場合だけでなく、各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合が考えられるが、特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

（次ページに続く）

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。各市町村の規模に応じて、市町村をいくつかに分けた地区ごとの会議や担当者の会議を開催することも考えられる。

（二）関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用できるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

- (1) 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報収集及び共有を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業 保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかり子どもと向き合い子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業 地域子育て支援拠点等との連携強化を図り巡回等による見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

○その他所要の規定（用語、条ずれ等）の整備

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正法の施行日（令和4年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの時期に合わせて、本年12月中を目途に公布し、令和4年4月1日に施行することとする。

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

（1）子ども・子育て支援法の一部改正

① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

（2）児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めていた現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）。

※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

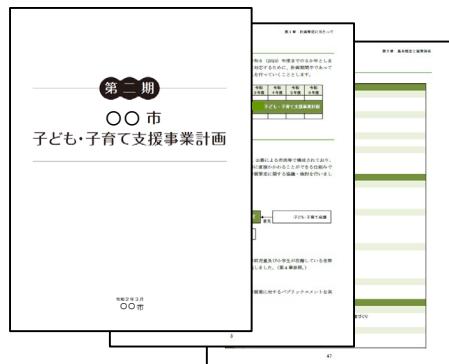
令和4年4月1日（ただし、（1）の③は、令和3年10月1日、（2）は令和4年6月1日）

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

趣旨・改正の内容

子ども・子育て支援法

- 市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）を定めている。
- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援において、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくことは重要であり、例えば、令和3年度予算において、利用者支援事業の中で地域の支援員が各事業所等を巡回する等の取組に対する支援を行うこととしている。
- これらを踏まえ、市町村支援事業計画において定めるよう努めるべき任意的記載事項として、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加する。



- ・平成27年度から5年間を一期として市町村ごとに策定（第一期計画）
- ・教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定
- ・令和2年度から6年度までの期間について第二期計画を策定済

改正後条文

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 略（※一～四では、義務的記載事項として教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定。）

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4～10 略

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

参考

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
 - 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。
 - これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。

⇒ 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け（子ども・子育て支援法を改正）

新たな展開の方向性

- 量的拡充
 - 人材の確保・育成

を図るとともに、相互に関連し合
う子育て支援事業を有機的につなぎ、
一体的に実施することにより、

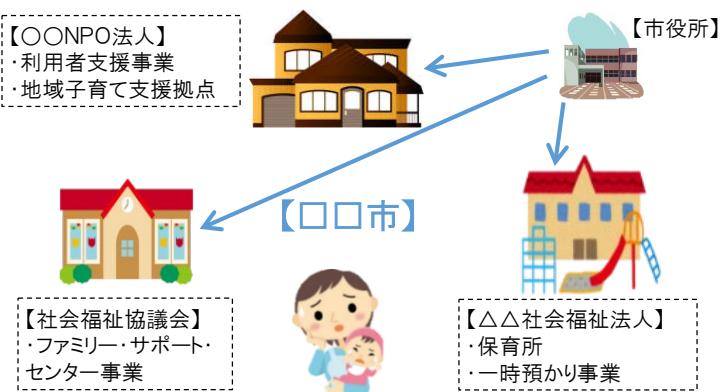
- 個々のニーズへの対応では、
 - ・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
 - ・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の促進
 - ・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーピング
 - ・孤立化の解消、虐待の未然防止
 - などを進め、さらに、
 - 子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進



市町村における新たな展開のイメージ

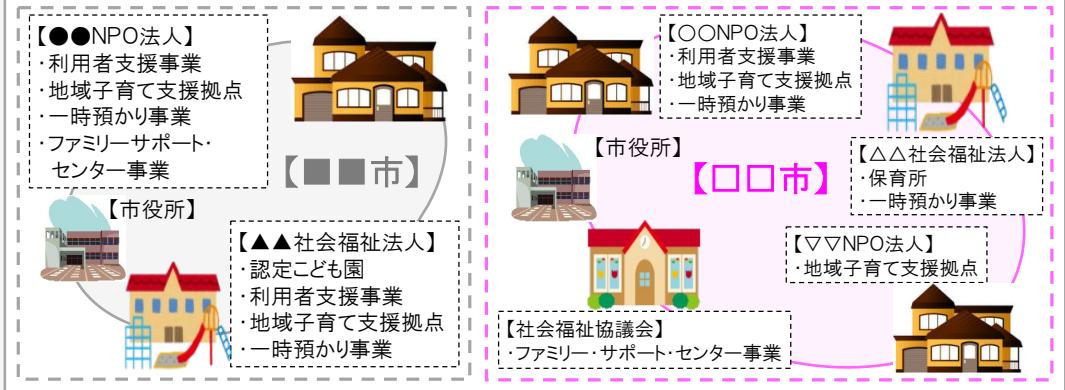
《現状》

- 各事業実施主体が□□市から委託等を受け、個別に事業を展開
 - 利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況



《新たな展開》

- ▶ 一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施
 - ▶ 各事業実施主体間で相互連携・協力を図ることで、利用者ニーズに的確に対応
※利用者支援事業について、支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等を行う加算を創設するとともに、国庫補助率を1/3から2/3に引上げ（3年度予算）
 - ▶ 計画に位置付けることで、各市町村がニーズに沿った計画的な事業実施が可能に



**地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会
取りまとめ（案）**

<目次>

1. はじめに	2
2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性	4
(1) 人口減少地域等における保育所の在り方	4
①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	4
i) 人口減少地域における保育の確保策	4
ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援	4
②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	5
i) 保育所等の役割分担の整理・明確化	5
ii) 公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方	5
(2) 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援	6
①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	6
i) 一時預かり事業の利用促進	6
ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援	6
②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	7
i) 一時預かり事業の利用促進	7
ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援	8
(3) 保育所・保育士等による地域の子育て支援	8
①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	8
i) 保育所・保育士等による地域支援	8
②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	10
i) 保育所・保育士等による地域支援	10
ii) 保育所保育指針の記載の拡充	10
(4) 保育士の確保・資質向上等	11
①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	11
i) 保育士の確保方策	11
ii) 保育士等の資質向上	11
iii) 保育士資格の管理の厳格化等	12
②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	13
i) 保育士の確保方策	13
ii) 保育士等の資質向上	14

1. はじめに

- これまでの国の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきた。
- 累次の国のプランにより保育の量的拡充に取り組んだ結果、令和3年4月時点の待機児童数は5,634人と過去最少となっており、また、8割超の市区町村では4月時点での待機児童はゼロとなっている。
- もちろん、一部の地域で量的拡充等の保育需要に応じた対策は引き続き必要であり、令和3年度からの「新子育て安心プラン」により着実に対応しているところであるが、人口減少地域¹を含む多くの地域にとっては、子どもの数だけでなく生産年齢人口も減少していく中で、いかにして小学校就学前の児童に良質な保育を提供し続けていくことができるのか、そのために重要な役割を果たす保育所を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっており、国としても保育政策の大きな柱として位置付けていく必要がある。
- 一方、少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。
- 折しも、政府において、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するための新たな行政組織の創設と政策パッケージが検討されており、小学校就学前の教育と福祉の連携が課題の一つに挙げられている。保育所が、認定こども園、幼稚園とともに、地域における小学校就学前の保育・教育・子育て支援をどのように担い、子育て家庭を支えていくかが大きな課題となっている。
- 今後は、全国の地域において未就園児への地域子育て支援を充実していくことが必要となっているが、生産年齢人口の減少により支援の担い手が限られていることや、こうした課題を抱える家庭への支援ニーズが多様化していくことから、地域全体であらゆる子育て資源を活用するとともに、支援が単発で終わらずに、子育て支援機関が相互に連携するとともに時間軸的にも包括的に家庭をフォローするなど、「面」としての支援を継続的に行うことが求められている。
- こうした中で、従来から各市区町村に必ず存在し、かつ、保育のプロフェッショナルとして地域の小学校就学前の児童、特に0～2歳児を含めた乳幼児の発達支援と保護者支援等を担ってきた保育所と保育士が、こうした地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすことが期待されている。

¹ 人口が市区町村全域で減少している場合や、市区町村の一部の地区のみで減少している場合を含む。

- 他方で、保育所・保育士は、在園児の保育と保護者支援を担うのが本来の役割・業務であり、その役割を全うすることを前提としたうえで、在園児以外の地域子育て支援を担っていくためには、子育て経験者の活用も含めた保育所における保育士の業務負担を軽減していくための方策や、生涯働くことができる魅力ある職場づくりに向けた支援等を実施し、持続可能な形で地域の中で保育所の役割が果たせ、その力が発揮できるような体制づくりが必要である。
- こうした問題意識を背景に、本検討会では、今後の地域における保育所・保育士の在り方についての議論を積み重ねてきた。
- 今後の地域における保育所・保育士の在り方としては、全ての保育所・保育士に多様な保育・子育て支援ニーズを全て受け止めるような体制づくり・資質向上等を求めるのではなく、まずは、人口減少下においても保育を必要とする家庭への保育を確実に、かつ、質が確保された形で提供できる体制づくりを大前提とした上で、認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点事業、児童館などの地域の他の子育て関係機関とともに、個々の保育所の強みや体制等を踏まえた役割分担を明らかにしつつ、地域全体として、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行う必要があると考えられる。
- 各保育所における支援体制づくりに当たっては、保育士や保育士以外の子育て経験者が役割分担をしながら、他の関係機関と連携・協働することが必要である。また、地域子育て支援の実践は、通常の保育とは異なる専門性を必要とされることも踏まえ、こうした取組を実践する保育所・保育士を、引き続き各種事業等で支援するとともに、給付や評価の在り方を見直し、そのための研修体系を構築するなど、総合的な取組を進めていくことが求められる。
- 本検討会の取りまとめとして、①人口減少地域等における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上等についての4つの論点に分けて議論を行ってきた。
- 今回、取りまとめに当たって、具体的な取組の在り方や今後の施策の方向性を4つの論点ごとにまとめているところ、政府は今後の保育政策を検討するに当たって、それぞれの論点で示している内容や方向性を踏まえて施策展開することを求めたい。
- また、これらの取組に当たって、保育や子育て支援の実施主体である市区町村の役割は重要であるが、都道府県においても、各市区町村の状況に応じて情報提供や事例の共有、助言・支援などを行うことが重要である。

2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性

(1) 人口減少地域等における保育所の在り方

①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

i) 人口減少地域における保育の確保策

- 人口減少地域においては、定員割れなどにより保育所の運営が困難になってきていくが、引き続き保育所が地域を維持していく上で欠かせないインフラとして保育を提供し、子育て支援に役割を果たしていくことができるよう、公立保育所の位置付けも含め、地域の全ての公私立保育所の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て資源のそれぞれの機能、役割に着目した位置付けなどについて整理・検討し、地方版子ども・子育て会議で議論するなど、保育所における持続可能な保育提供体制について、計画性をもって構築する必要がある。
- 例えば、公私連携型保育所は、保育所の設置・運営を民間に委託しつつも、市区町村の関与を一定維持するものであり、公立保育所の民営化を進める必要があると判断される場合に、市区町村が地域における保育の提供というインフラ的な役割を担い続けることができるところから、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つとなるものである。
- また、今後施行が予定されている社会福祉連携推進法人についても、法人間の連携による人材確保や効率的な研修の実施等を図るため、地域での活用が期待される仕組みである。
- これらの仕組みについて、効果的な活用に資するよう、国は、実施主体の選定方法など制度活用に至るプロセスも含めた実践例等について情報を収集し、各市区町村や関係者に積極的に活用を検討するよう、情報提供を行うべきである。
- 併せて、地域での保育所の運営の在り方の検討に資するよう、統廃合や規模の縮小事例を含め、地域における保育所運営の効率化に向けた取組等に関し、好事例はもちろん、取組に当たっての不安や戸惑いの声も含めて収集し、情報提供を行うべきである。

ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援

- 人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきており、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とすることについても真剣に検討すべき時期に来ている。
- 例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂

の併設などの多機能化に関する実践、(3) ①i) に掲げるような他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。

- また、保育所が多機能化を図るために、例えば保育所がその空きスペースを活用し、子育て相談のためのスペースを設ける際の改修費を支援するなど、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援をすることが必要である。

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

i) 保育所等の役割分担の整理・明確化

- 人口減少下にある市区町村が、保育所や認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点等との役割分担を整理し、保育所における持続可能な保育提供体制を計画的に実施することが重要である。このための取組として、各市区町村が、地域の関係者との合意形成を図りながら、公私連携型保育所を活用することや人口減少地域への対応の計画を策定することを促し、こうした取組を進めるためのインセンティブについても合わせて考えていくこととしてはどうか。

ii) 公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方

- 地域における人口減少が進み、都市部における状況との差が大きくなる中で、保育所の機能を踏まえた支援の在り方について、公定価格を含め検討すべきである。
- 特に公定価格における利用定員の区分については、利用児童が減少している保育所の運営に支障が生じないよう、その細分化を検討する必要がある。また、利用児童が減少した際に利用定員を適切に見直すことが必要であることについて改めて地方自治体に周知を行うなど、人口減少を踏まえた対応を進めるべきである。このうち、公定価格に関する見直しについては、早期実現に向けて、子ども・子育て会議における議論も踏まえ必要な財源の確保と合わせた検討を進めていくべきである。
- また、今後は、人口減少が著しい地域に特化した形での新たな支援について、令和3年度に実施している人口減少地域に関する調査研究を通じて把握される保育所等の支援ニーズ等も参考に、早期に検討のための準備を開始し、実現に向けた対策の検討を進める必要があるのではないか。

(2) 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

i) 一時預かり事業の利用促進

- 近年、虐待報告事例が増加しており、特に0～2歳児の虐待での死亡事例が数多く報告されているが、こうした児童を養育する家庭については、子育てについて誰にも相談できずに課題を家庭で抱え、地域の中で孤立した「孤育て」を強いられているケースなどが背景にあると指摘されている。
- 未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者のリフレッシュ目的での一時預かり事業の利用を促進することは、保護者を一時的に子育てから解放することで、肉体的にも精神的にも余裕を生み出すだけでなく、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握できる観点でも重要である。
- また、3歳未満の未就園児の一時預かりの利用については、単に保護者の子育ての負担軽減だけではなく、普段は他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、保育所等による集団生活の機会を通じて、他者とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供するといった観点でも重要と考えられる。例えば人口減少地域において、定員に余裕のある保育所が当該保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるなど、モデル的な事業の実施についても検討するべきである。このような取組は、一時預かりの利用及び実施に当たって見通しが立てづらいという課題の解消にもつながるものと考えられる。
- また、一時預かり事業については、現状、利用者、事業者双方にとって課題となっている「保育所等を普段利用していない児童を預かる困難さ」を軽減し、保護者や子どもが事前に施設見学やならし預かり、一時預かり事業と併設又は連携が行われている地域子育て支援拠点の利用や相談支援を受けること等により、保護者、事業者双方が相互理解した上で必要に応じて利用を開始するといった事前登録制度を構築することなどが考えられる。
- さらに、急な一時預かりニーズへの対応として、市区町村が中心となってＩＣＴ等を活用して直ぐに利用可能な一時預かり事業を確認・予約・利用できる仕組みを構築するなど、効率的な利用と受入れができるような利用環境の支援を行うことも有効と考えられる。

ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援

- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童以外に配慮が必要な児童については必ずしもその状況が明らかではないため、実態を把握し、適切な支援を行うためにも、まずは現状について実態調査を行うべきである。また、その結果を踏まえ、既存の補助

事業の内容の見直しを行うなど、適切な支援を行っていくことが必要である。

- また、保育所が医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等への保育を提供するに当たっては、多様な知識・経験や専門的な知見が必要なケースも多いことから、保育所への支援の仕組みをきめ細かに検討することが重要である。
- 例えば、医療的ケア児や障害児などの配慮が必要な児童については、保育所だけでは十分な支援を行うことができず、問題を抱え込んでしまうケースもあることから、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等のこうした児童への支援に専門的な知見を有する支援員が地域の保育所を巡回支援するなど、他の専門機関や専門職等と連携して支援ができるよう取り組むことが重要である。また、外国籍の児童を受け入れるための加配職員については、必ずしも保育士である必要はなく、例えば通訳や文化・慣習等に精通した方など、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような柔軟な仕組みとすることが必要である。加えて、発達支援や配慮が必要な児童への支援については、地域の医療機関や地方自治体の保健や福祉の担当部局との連携も考えられる。
- 今後の人口減少社会においては、多様なニーズに効率的・効果的に応えていくため、保育所の設備や職員を有効に活用することも重要であり、例えば児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を見直し、児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育の実施）を認めるなど、必要な保育士や面積を確保することを前提に、園児の保育に支障が生じない場合には、職員の兼務や設備の共用を可能とするべきである。

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

i) 一時預かり事業の利用促進

- 一時預かり事業は、冠婚葬祭といった保護者の急な預かりニーズに対応するだけではなく、レスパイト、リフレッシュのための利用により、保護者の子育てに関する負担を軽減し、特に 3 歳未満の未就園児を養育する家庭にとって、地域の子育て支援につながる最初の機会として積極的に活用することが有効と考えられる。
- こうしたことを踏まえ、レスパイトやリフレッシュ等の目的での一時預かりの利用を促進することが、保育所による地域子育て支援の充実を図るためにも重要であるが、単に児童の預かりの実施にとどまらず、児童の受渡し時等の保護者の様子などから必要に応じて相談の声かけを行い、アドバイスや適切な支援・サービスにつなげていくなど、寄り添い型の支援を行っていくことが重要と考えられる。
- このため、地域子育て支援の観点からの一時預かり事業の職員が、こうした保護者の「異変」に気づくことができるような研修の実施など質の向上を図ることなども今後検討していくべきではないか。

- また、一時預かりは、利用機会が限定的であるなど通常保育とは異なる点があることにも留意しつつ、児童の健やかな成長や発達にも資するものとなるよう、モデル的な事業等の実施も含め、一時預かりにおける効果的な実践事例の把握や、それに基づく児童への支援の在り方等も含め、「一時預かり事業」そのものの在り方についても検討すべきである。

ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援

- インクルーシブ保育の実施を行うための基盤整備を行っていく中で、こうした保育所による児童の発達支援を推進していく観点から、障害児を受け入れる保育所が、例えば、療育支援加算などの仕組みを活用して地域住民の児童の発達支援を更に積極的に行うことができるような方策を検討していくことも考えられる。
- また、多様なニーズを受け入れるうえで、それぞれに求められるスキルや専門知識等が異なることから、職員への研修等の在り方についても引き続き検討・推進する必要がある。さらに、ニーズに応じて既にノウハウを蓄積している施設等との交流や当該施設の職員等による研修の機会を設けられるような支援についても今後具体的に進めていくことが必要である。

(3) 保育所・保育士等による地域の子育て支援

①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

i) 保育所・保育士等による地域支援

- 特に0～2歳の児童やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることが多い現状を踏まえ、地域の中で子育ての知見や経験を有する保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者、特に孤立した子育て家庭に寄り添い、必要に応じた助言等により各家庭の「子育て力」を高めることも含めた支援を行う枠組みを構築すべきである。
- 今般、保育所を含めた地域における子育て資源により、妊娠婦、児童、保護者への支援の充実の必要性が指摘されているところ、特に、孤立した子育て家庭等が地域の身近な子育て資源に気軽につながり、相談できる機能として、地域住民に対して子育てに関する相談・助言等の必要な支援を継続的に行う「かかりつけ相談機関」を整備していくことが検討されている。
- こうした方向性の中で、保育所の多機能化を進め、地域子育て支援機能を充実させるため、地域住民への保育に関する情報提供について義務化するとともに、地域住民への相談・助言等をこれまで以上に積極的に取り組み「かかりつけ相談機関」として重要な役割を担っていくことができるよう、一時預かり事業や地域子育て支援

拠点事業の併設・活用も含め、インセンティブ喚起策を検討すべきである。また、保育の現場で働く職員が納得感をもって地域支援に取り組むことができるよう、こうした役割を保育所が担っていく趣旨や意義について、発信していくことも重要である。

- このうち、地域や保護者に対する情報発信については、「ここ de サーチ」等の活用も含め地域や保護者に対する ICT 等を活用した啓発・情報提供を積極的に実施し、また、子育て支援機関とのつながりがない保護者に対しては、気軽にかかりつけ相談機関等を訪れてもらえるよう、SNS 等を活用してアプローチを行うことが必要である。
- また、情報提供に当たっては、保育所の保育情報だけでなく、子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など保育士の有する保育技術を見える化することも含め保護者にとって必要な地域の子育て支援に関する情報なども合わせて提供することが望ましく、また、できるだけ分かりやすい形で提供されることが重要である。「ここ de サーチ」についても、更なる記載の充実について、市区町村とも協働しながら進める必要がある。
- さらに、かかりつけ相談機関や一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など、未就園児を養育するに当たって有効な取組については、出産や子育てにかかる様々な機会を捉えて、引き続き、周知を行い、制度に対する認知を促していく。
- 相談・助言等については、現在も様々な形で実践が行われており、例えば地域支援に積極的な保育所では、保育所に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を併設し、事業として専門的に地域子育て支援を実施している場合や、保育所に勤務する保育士が養育支援訪問事業を行うなど、保育所や保育所に勤務する保育士を効果的に活用したり上手く連携したりしながら地域子育て支援に取り組んでいる。
- 一方、こうした地域支援は、保育所の場や保育所に勤務する保育士だけが担うものではなく、他の地域資源との連携を取りながら、実施していくことが効果的なケースがある。また、こうした連携を有効に機能させるためには、市区町村が適切に調整することも必要である。
- 国は、都道府県や市区町村がその検討に資するよう、例えば、保育所が子育て支援に関する NPO 法人や医療機関や母子保健関係機関、保育士養成校、学校を含む教育機関等の他の専門支援機関、児童相談所等の行政などと連携や情報共有等を効果的に行っている事例や、保育所で子ども食堂など異業種の事業や実践を協働して行っている実施例、放課後児童クラブと併設することなどにより、子どもが成長する姿をイメージしながら異年齢交流している事例、こうした連携を促す市区町村自身の取組例など、(1) ① ii) の多機能化に関する事例と合わせ、地域支援に関する事例

を収集・共有し、更にはその取組が促進されるような支援について検討することが必要である。

- 一方で、保育所によっては、地域子育て支援や日々の保護者との向き合い方について、対応のノウハウが蓄積されていないケースも考えられる。
- このため、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようにするため、保育所における保護者対応等の実態調査を行うとともに、対応に当たっての手引きの作成等について検討すべきである。
- また、巡回支援事業等で園長経験者などの保育経験者を活用することなどにより、こうした保育所を支援し、地域支援力を向上していくことも考えられる。

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

i) 保育所・保育士等による地域支援

- 上記の子育て支援機能の強化に当たっての財政的な支援について、公定価格上の既存の評価の仕組みである主任保育士専任加算については、例えば人口減少地域では、乳児の数が少ない、あるいは年によっては乳児がそもそも誕生していないなど、要件の充足が困難となっていることを踏まえ、その要件の在り方について、見直しを行うことや、人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、必要な財源の確保とともに検討することが必要である。
- また、こうした地域支援の取組に当たっては、多忙である場合も多い主任保育士だけでなく、副主任保育士等により対応していくことや、潜在保育士や高齢者なども含め多様な人材の協力を得て、役割分担を図りながら、地域支援の担い手の確保を進めていくことも考えられる。具体的な担い手としては、短時間勤務の保育士や一定程度の研修を受講した保育補助者、あるいは、児童の散歩の見守りなどを行う保育支援者やボランティアなどが考えられる。

ii) 保育所保育指針の記載の拡充

- 今後の地域社会において、保育所における地域支援がますます重要となる中で、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）についても、こうした背景を踏まえた記載とすることが必要であると考えられる。
- このため、次回の保育所保育指針の改定に際しては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の見直しの内容や保育所保育指針解説の内容を踏まえ、保育所保育の専門性を生かした支援の在り方や関係機関等との連携の在り方を含め、保育所保育指針の記載を拡充すべきである。
- その際、保育所・保育士の専門性を整理したうえで、地域の子育て支援に必要な専門性の向上や、それに係る研修体系の構築についても併せて検討するべきである。

(4) 保育士の確保・資質向上等

①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

i) 保育士の確保方策

- 令和3年度から令和6年度末までの「新子育て安心プラン」では、4年間で新たに2.5万人の保育士の確保が必要となっている。
- 保育所等に従事する保育士の数は、ここ数年は平均で毎年約2万人ずつ増加しているが、給料が安い、仕事量が多いなどの理由により職場定着率が必ずしも高いとは言えず、引き続き保育士の確保は重要な課題である。
- したがって、新規資格取得者向けの支援、職場での定着支援、再就職者への支援として行ってきた各種支援に加え、保育士の職業としての魅力発信・創造に向けた取組を着実に実施することが必要である。
- 例えば、保育士の職業としての魅力を発信・創造するため、中高校生など学生段階から保育に関する周知広報を行っていくことや、子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など、保育士の有する保育技術を見える化し、地域住民等に提供していくことなどによる情報発信や、労務管理やメンタルサポートに関する専門家からの支援による保育所における働き方改革の推進などが必要である。

ii) 保育士等の資質向上

- 全ての保育を必要とする児童・家庭が、良質な保育を受けられるよう、保育士の資質向上に向けた取組は、保育士の需給状況にかかわらず引き続き重要である。
- 保育に関する各種研修については、実習に馴染むものを除き、保育士一人一人が地理的な事情や就労状況にとらわれない形で実施することを可能にするオンラインでの研修を促進していくことが重要である。
- また、ノンコンタクトタイムの確保は、保育の振り返りや日常的な保育の記録や計画策定、教材研究等に充てる観点から重要である。このため、ICTを活用した周辺業務の効率化、保育補助者や周辺業務を担う保育支援者等の活用などにより、業務負担軽減を進めるとともに、保育士どうしで振り返り等を行うスペースの確保のために必要な改修等への支援について検討すべきである。
- 今般、保育所・保育士が地域子育て支援において、その強みを活かした役割を果たしていくことが期待されている。
- もっとも、保育所の本分は、保育の必要性を有する児童へ良質な保育を提供することであるところ、こうした本来目的を果たしていく中で、保育士の過重な負担にならないよう、全ての保育所・保育士にその役割を求めるのではなく、地域子育て支援に意欲的な保育所を評価し、支援していくことや、現在は地域子育て支援を行っていない保育所・保育士の今後の展開の後押しができるような環境整備を行うこ

とが重要である。

- 例えば、巡回支援事業等を活用した地域の保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等の職員と専門家が情報共有や学び合いをするための機会の創出や、各保育所が積極的にかかりつけ相談機能を担うための方策を検討すべきである。

iii) 保育士資格の管理の厳格化等

- 近年、児童と接する業務に従事する者が、児童に対してわいせつ行為を行う事案や保育所で預かる児童の所在確認を適切に行っていなかった結果として死亡につながった事案といった悪質な事案が発生している。
- こうした保育所・保育士の信用を傷つけるような事案の発生は、保育所・保育士の信頼を損なっている虞があることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や保育所保育指針について、特に直近の指導監査で問題のあった保育所や新規開設保育所等を中心に、都道府県等による指導監査を通じて履行確保していくことが必要である。
- また、保育士の資格管理に当たっては、登録を取り消された保育士の保育士証の返還事務を確実に行うことや、保育所等において保育士を雇用又は任用する際に原本の保育士証による確認を行うことが求められる。
- こうした取組の徹底により、保育所・保育士としての最低限の質の確保を行っていくことが重要である。
- 児童の保育を行うことを業としている保育士において、児童に対しわいせつ行為を行うことは、被害に遭った児童の心身を直接的又は事後的に著しく傷つけることに加え、保護者が安心して児童を預けられなくなるものであること、さらに言えば「保育士」という国家資格に対する国民の信頼性を損ねる虞があることから、とりわけあってはならないものである。
- 保育士と同様に児童に接することを業とする教員においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）等により、資格管理の厳格化を行っているところ、保育士についても同等の措置を講ずるべきである。
- 具体的には、教員と同様の仕組みとして、①保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長、②登録取消事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加、③児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入、④児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設などの取組の実施に向けて、早急に制度改正等による既存の仕組みの見直し（別紙参照）を行う必要がある。

- なお、児童にわいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者の再登録の審査に当たっては、専門家のチェック機能を担保する形で、的確にその資質を判断できるような体制を構築することが望ましい。
- こうした制度的な対応に加え、保育士による児童へのわいせつ行為を未然に防止し、児童の人権を守るための取組として、児童に対して、自分が知らない間に被害者となっていることがないよう、わかりやすい形での啓発活動を行うことや、保育所全体で保育士やそれ以外の職員も含めた形での研修の実施を検討すべきである。
- また、児童へのわいせつ行為を含む不適切な保育が行われないよう、「不適切な保育に関する対応について」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）なども参考に、不適切な保育の未然防止等について適切に対応していく必要がある。

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

i) 保育士の確保方策

- 保育士の確保に当たり、依然として平均の賃金月額との間で差があることから、職業としての魅力を高めるためにも、保育士の処遇改善について、今般の経済対策で決定された当面の措置を着実に実施するとともに、今後、政府の公的価格等検討評価委員会での議論を踏まえた更なる処遇改善の措置をできる限り早期に着実に実施することが必要である。
- 一方、特に人口減少地域においては、地元出身者が地元の保育士養成校等を卒業したとしても、都市部に就職先を求めるケースや都市部の保育士養成校等に入学し、そのまま都市部の保育所に就職するケースも見られる。
- このようなケースにおいて、地元出身者が地元の保育所に就職するインセンティブを喚起するため、へき地医療など他の分野での取組なども参考に、修学資金貸付事業の見直しや、地域の保育士養成校と連携して、卒業生が当該地域の保育所に就職し、定着することを支援する方策、いわば地域枠の保育士という仕組みなどについて検討することも考えられる。
- あるいは、今後、社会福祉連携推進法人の仕組みや法人内連携などにより、研修を充実していくことや、保育士がへき地等に任期付きで赴任する仕組みなどについて、Uターン、Iターン等の地方創生に関する施策とも組み合わせながら検討していくことなども考えられる。
- 上記のように、今後の保育士確保方策については、これまでのような待機児童対策への対応としての都市部への支援だけでなく、人口減少地域での保育士の確保に向けた支援についても、更に充実する方向性で施策を検討すべきである。
- また、人口減少地域を含め、今後は保育士、特にフルタイムで働く保育士を確保することが困難となる中で、保育補助者の活用や、高齢者を含む地域の子育て経験者

の更なる活用により、地域全体で保育の提供を支えていくことが求められる。

- この際、資格職である保育士の専門性を踏まえ、役割分担は明らかにする必要があるものの、例えば、地域住民への相談・助言といった地域支援については、再就職した保育士などにおいて行うことも可能であると考えられる。
- このように、保育所における役割分担を行った上で、様々な人材が活躍できるような環境整備、ロールモデルの構築を行うことで、地域における保育を多くの人材でまかぬ体制づくりを事例の展開などにより確保していくべきである。

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、取組の効果が有効に発現していないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。
- また、地域子育て支援において、保育所・保育士がその強みを活かして役割を果たしていくためには、研修や保育士養成課程における資質の向上策が考えられる。
- 本検討会では、地域子育て支援やソーシャルワークに関する研修内容や保育士養成課程での演習科目等の充実により、こうした方向性を強化していくべきとの意見もあったが、一方で学生、保育士、保育士養成校等の負担を検討すべきという意見や、保育所で働く保育士としての役割を明らかにした上で、資格制度の見直しと合わせて検討がなされるべきとの意見もあったことから、地域における保育所、保育士、学生、保育士養成校等の実情を考慮した上で、保育士や保育補助者等も含め必要な者に必要な質向上のための研修等の機会が確保されるよう、総合的な検討が必要である。
- 以上を含む保育の質向上に関する取組については、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論の取りまとめ（令和2年6月）等も踏まえ実施

していくべきである。

- なお、前項の保育士の確保方策と合わせ、次回の保育所保育指針の改定に当たっては、今回の検討会での議論や子ども目線での行政の在り方に関する検討の結果等を踏まえ、地域子育て支援に関する記載を充実していくことや、認定こども園、幼稚園の要領や研修内容等の更なる整合性を図ることや相互交流も含めた研修機会の確保などにより、一定以上の保育の質を確保できる体制づくりを推進していくことが必要である。

児童にわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 に関する具体的な措置（案）

① 保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長

- ・ 現行制度において、保育士の欠格事由における登録禁止期間については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた後等から起算して2年間となっているなど、事由の如何にかかわらず一律2年となっている。
- ・ 保育士の資格に対する信用や業務の適切な遂行をより高度に確保する観点から、保育士の登録禁止期間を、禁錮以上の刑に処せられた場合は期限を設けず、それ以外の場合は3年に見直す。

※ 禁錮以上の刑に処せられた場合の登録禁止期間について期限を設けないこととしても、教員の場合と同様、刑法における刑の消滅規定の適用は受けることから、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは効力を失うため、保育士の登録は可能となる。

② 登録取消事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加

- ・ 現行制度において、児童にわいせつ行為を行った保育士については、禁錮以上の刑に処せられた場合や、児童福祉関係法の規定により罰金の刑に処せられた場合に該当すれば、登録を取り消さなければならないこととされている。
- ・ 一方、わいせつ行為には刑に処せられる場合以外にも様々な態様があることから、保育士資格を有する者の適性を確保するため、刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合は保育士の登録を取り消さなければならないこととする。

③ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入

- ・ 現行制度において、再登録禁止期間後に再び保育士の登録を行うことは可能であるが、取消事由の如何にかかわらず、その適格性等を確認する仕組みは担保されていない。
- ・ このため、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとする。
- ・ その際、都道府県においては、新たに設置する審査会か、既存の都道府県児童福祉審議会において、再登録の可否について審査し、その意見を聴いた上で判断する。

④ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設

- ・ 現行制度において、児童へのわいせつ行為により登録を取り消された者の情報を集約し、把握するスキームはない。
- ・ 国において児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなど、児童へのわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する。

※ 情報を把握できる者の範囲やデータベースの利用目的の制限の在り方（保育所で保育士として雇用する場合に限る等）は、教員の取扱いや個人情報保護等の観点から、慎重に検討する。

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人ロ減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。

- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担**しながら、**他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等）等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 一時預かり事業のレスパイト・リフレッシュ目的での利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- ノンコンタクトタイムの確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格等検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討等

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

(1) 把握・マネジメント機能の強化

○市区町村における**身近な子育て支援(保育所等)**による**身近な把握・相談機能の整備**

○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)を再編。

○母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

○支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等

○支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

○児童相談所の**支援強化** ※民間を活用して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。

○**一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**

○一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

○児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案

○都道府県による**意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備

○社会的養育経験者の**自立支援**の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

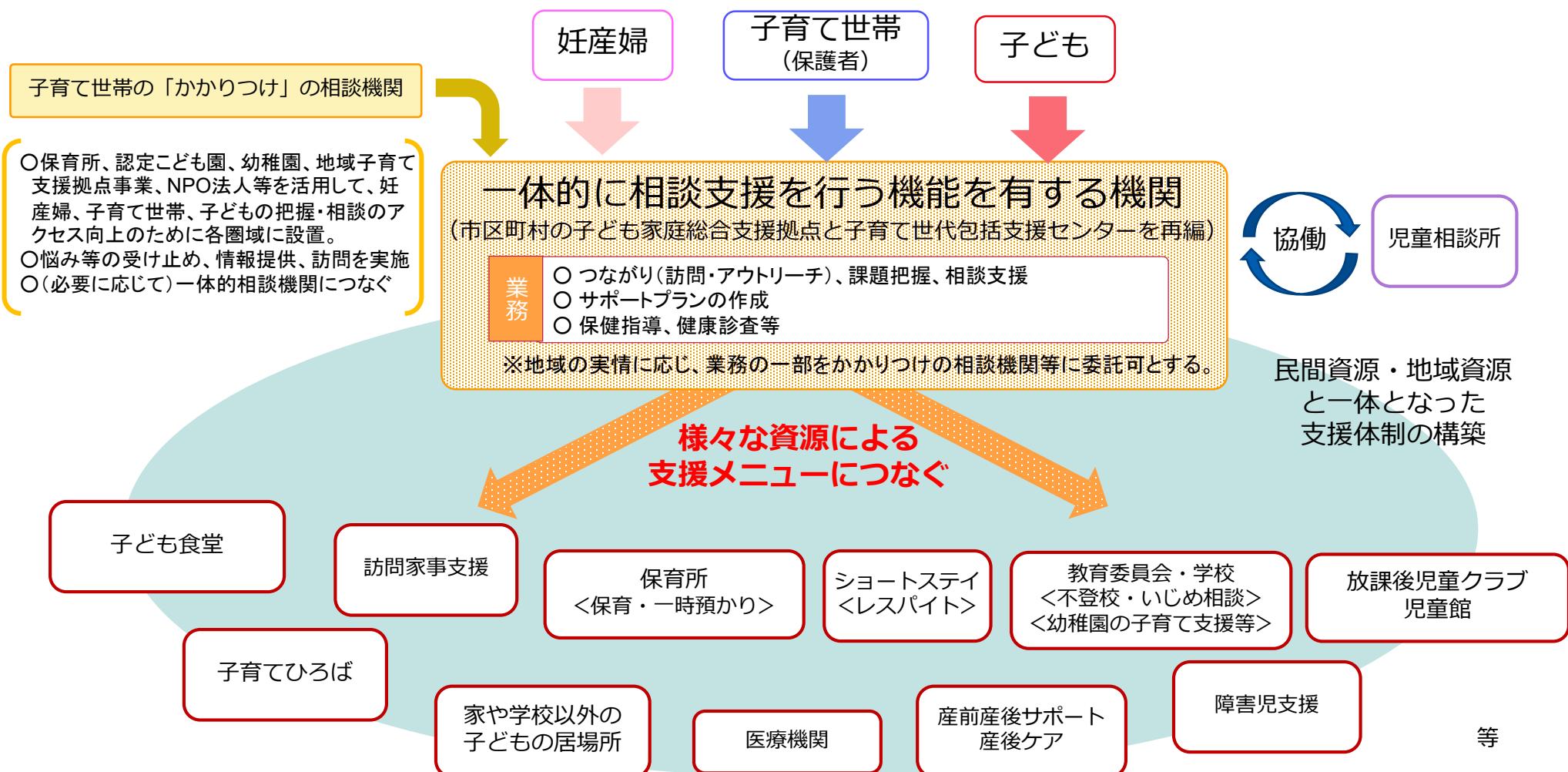
○**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)**

○児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を再編し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届けから妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援（市区町村）

- **子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要**がある。
具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。
 - ア：子育てする親の負担や悩みを軽減する
 - イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
 - ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する
- これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による計画的な整備**を求める。

訪問による生活の支援（子育て世帯訪問支援事業（仮称）の新設）

- ・ 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実（子育て短期支援事業の拡充）

- ・ 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
- ・ 利用日数について、個々の状況等により決めることが可能とする
- ・ いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業（仮称）の新設）

- ・ 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

親子関係の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業（仮称）の新設）

- ・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 移行状況等調査の結果

令和3年12月8日

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査について

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や移行の見込みを把握するとともに、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目及び調査方法

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況（施設型給付を受ける園の割合等）（P2～P5）

・調査対象：令和3年4月1日時点で存在する、再開する見込みのない園を除く、私立の、

①**幼稚園**

②**幼稚園型認定こども園**

③**幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園**

（①、②はともに新規に設置された園を含む。）

（③はいずれも①又は②から移行した園に限る。）

合計7,696園（施設型給付を受ける園4,259園、施設型給付を受けない園3,437園）

○市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況（P6～P12）

・調査対象：47都道府県、全ての市区町村（1,747市区町村）（うち、1,680市区町村より回答：回収率96.2%）

3. 調査時点 令和3年4月1日

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

(1) 施設型給付を受ける幼稚園等の割合

<母数: 7,683園 (私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く)>
各年4月1日時点

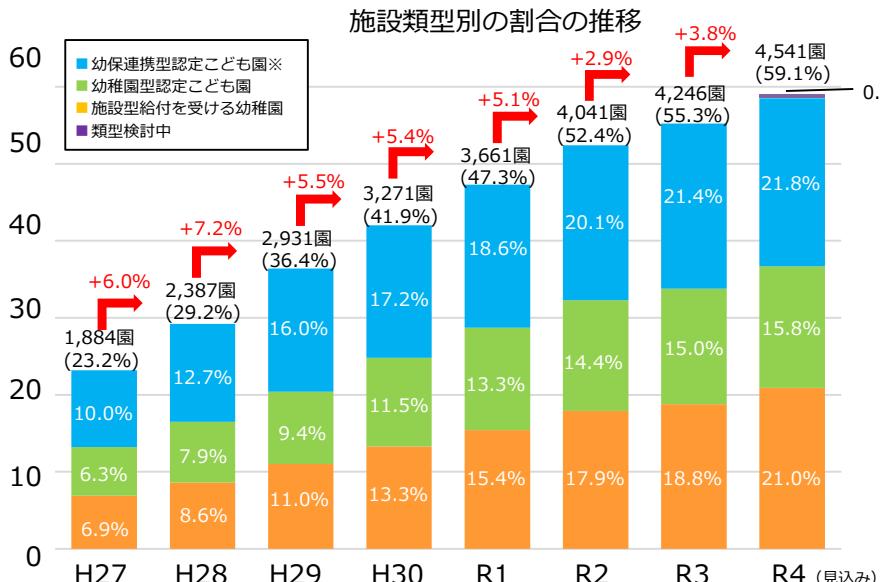
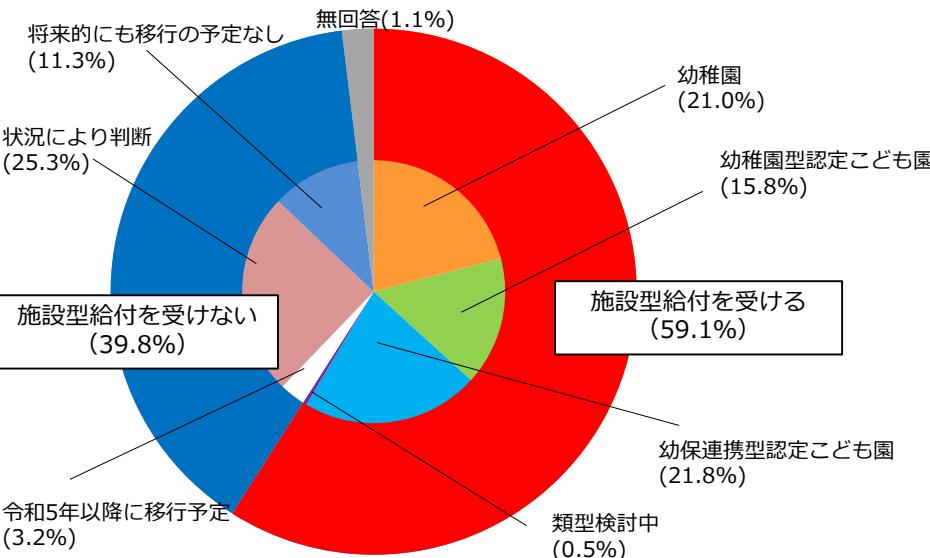
	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		【参考】 令和4年度末までの 移行見込み	
施設型給付を受ける幼稚園	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,610園	21.0%
幼稚園型認定こども園	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,217園	15.8%
幼保連携型認定こども園 ^(※1)	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,676園	21.8%
類型検討中															38園	0.5%
合計 ^(※2)	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2%	2,931園 (前年+544園)	36.4%	3,271園 (前年+340園)	41.9%	3,661園 (前年+390園)	47.3%	4,041園 (前年+380園)	52.4%	4,246園 (前年+205園)	55.3%	4,541園 (前年+295園)	59.1%

令和5年度以降に移行を検討・判断	2,190園	28.5%
令和5年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行 (移行する方向で検討中を含む)	247園	3.2%
状況により判断	1,943園	25.3%
将来的にも移行する見込みはない	867園	11.3%
無回答	85園	1.1%

※1 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

※2 このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

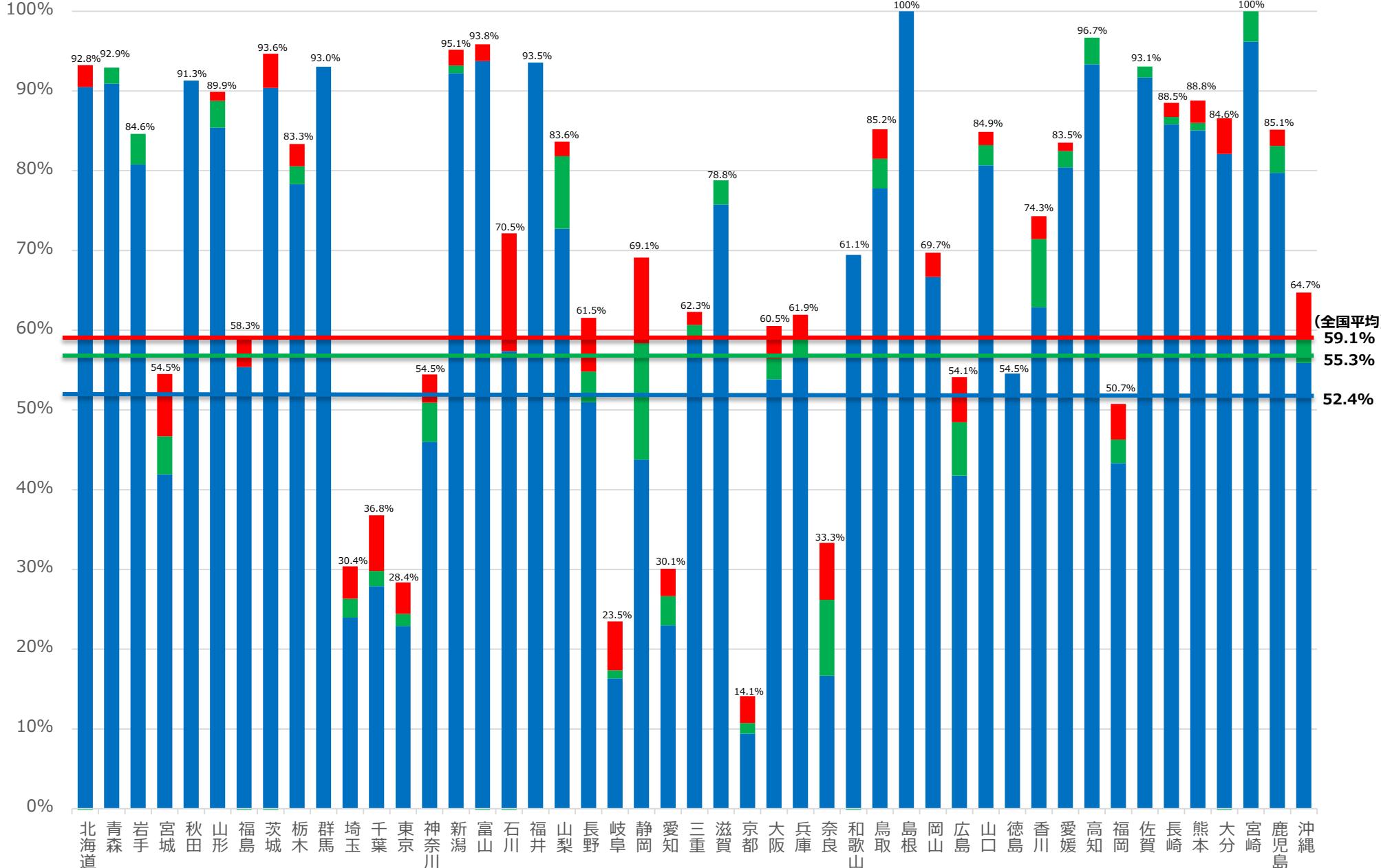
令和4年度末までの移行見込みにおける割合 (見込み)



※幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

(2) 都道府県別 施設型給付を受ける幼稚園等の割合

■ 令和4年度末までに移行（見込み）
 ■ 令和3年4月1日までに移行
 ■ 令和2年3月31日までに移行した累計



<母数: 7,683園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した幼保連携認定こども園。再開の見込みのない園を除く）>

※このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

(3-1) 施設型給付を受ける幼稚園等における移行のメリット (複数選択)

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,161園>

職員の処遇改善を図ることができた	3,618園	87.0%
公定価格に基づく財政支援（施設型給付）となり、経営が安定した	3,260園	78.3%
職員配置を増加させることができた	2,341園	56.3%
施設整備（教育環境）の改修・充実をはかることができた	2,165園	52.0%
教育・保育内容の充実を図ることができた	1,941園	46.6%
地域の保護者・児童に対する子育て支援活動の充実を図ることができた	1,589園	38.2%
その他	318園	7.6%

(3-2) 認定こども園における移行のメリット (複数選択)

<回答があった認定こども園2,750園>

0～2歳児の保育を行うことにより、小学校就学前全体の見通しを持って教育・保育活動を実施することができるようになった	1,390園	50.5%
地域の保育ニーズに対応した、2号子どもの受入れにより経営が安定した	1,235園	44.9%
地域の保育ニーズに対応した、3号子どもの受入れにより経営が安定した	1,168園	42.5%

(4) 施設型給付を受ける幼稚園等における新制度関連の懸案 (複数選択)

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,161園>



(5) 施設型給付を受けない幼稚園における移行の懸案（複数選択）

<令和5年度以降の移行について、「状況により判断」又は「将来的にも移行する見込み無し」と回答した2,810園>

新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある	1,838園	65.4%
建学の精神に基づいた独自の教育を継続できるか不安である	1,450園	51.6%
応諾義務や利用調整の取扱いに不安がある	1,283園	45.7%
新制度における必要な配置基準の職員数が確保できない	1,129園	40.2%
施設の収入面（公定価格の水準等）で不安がある	1,020園	36.3%
新制度の仕組みが十分に理解できない	910園	32.4%
保護者の理解を得られるか不安である	726園	25.8%
市区町村との関係構築に不安がある	350園	12.5%
保育料の設定などの利用者負担の仕組みに不安がある (認定こども園へ移行することを検討している場合のみ)	406園	—
現在、個人立幼稚園であり、法人格を得るのが困難である	39園	1.4%
その他	239園	8.5%

市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

1. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園又は認定こども園において主に在籍園児を対象に実施する預かり保育に対して市区町村が支援を行うもの。

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,680市区町村>

実施している	985市区町村	58.6%
実施していない	695市区町村	41.4%

【参考】
令和2年度調査
<母数：1,684市区町村>

965市区町村 (57.3%)
719市区町村 (42.7%)

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	私学助成の預かり保育推進事業
公立		1,854園/3,128園 (1,904園/3,352園)	59.3% (56.8%)
私立	施設型給付を受ける幼稚園等	2,919園/4,259園 (2,760園/4,040園)	68.5% (68.3%)
	施設型給付を受けない幼稚園	376園/3,437園 (273園/3,673園)	10.9% (7.4%)
	小計	3,295園/7,696園 (3,033園/7,713園)	42.8% (39.3%)
合計		5,149園/10,810園 (4,937園/11,065園)	47.6% (44.6%)

※カッコ内は令和2年度調査の値

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の補助単価額及び加算の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）は市区町村が行う事業であるため、基本分の単価・加算分の単価とともに、市区町村が利用者1人1日あたり単価を設定する。
- ・国は、基準額としての単価を示しており、予算の範囲内、基準額の範囲内で、負担割合（1／3）分の額を交付する。

i 平日の基本分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

国の示した額と同額	864市区町村	87.7%
国の示した額より高額	44市区町村	4.5%
国の示した額より低額	50市区町村	5.1%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	27市区町村	2.7%

※国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

838市区町村 (86.9%)
39市区町村 (4.0%)
55市区町村 (5.7%)
33市区町村 (3.4%)

ii 長時間加算分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 150円～450円	714市区町村	72.5%
預かる時間に連動し 100円～300円	37市区町村	3.8%
預かる時間に関わらず一律 100円	32市区町村	3.2%
預かる時間に関わらず一律 100円未満	0市区町村	0%
加算を実施していない	202市区町村	20.5%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

652市区町村 (67.5%)
44市区町村 (4.6%)
34市区町村 (3.5%)
2市区町村 (0.2%)
209市区町村 (21.7%)

iii 長期休業日の基本分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 400円 又は 800円	837市区町村 85.0%
預かる時間に関わらず一律 400円	76市区町村 7.7%
預かる時間に関わらず一律 400円未満	72市区町村 7.3%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

753市区町村 (78.0%)
75市区町村 (7.8%)
60市区町村 (6.2%)

iv 就労支援型施設加算

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	246市区町村 25.0%
令和4年度からの実施について検討中	48市区町村 4.9%
設定する予定なし	691市区町村 70.2%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

190市区町村 (19.7%)
95市区町村 (9.8%)
680市区町村 (70.5%)

（注）要件：事務職員の配置（一定の条件あり）

国示した基準額：1,383,200円【6か月以上】・691,600円【6か月未満】

v 保育体制充実加算

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員が全員保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者（年間約289万円）	178市区町村 18.1%
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員の1/2が保育士又は幼稚園免許状普通免許状保有者（年間約144万円）	66市区町村 6.7%
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員が全員保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者（年間約144万円）	115市区町村 11.7%
設定する予定なし	626市区町村 63.6%

※令和3年度より加算額の充実及び要件緩和

（注）要件：長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者又は1/2有資格者
国示した基準額：有資格者1/2の場合1,446,200円 すべて有資格者の場合2,892,400円

vi 特別な支援を要する子どもの特別単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	385市区町村	39.1%
令和4年度からの実施について検討中	88市区町村	8.9%
設定する予定なし	512市区町村	52.0%

（注）国の基準額：児童1人当たり日額4,000円

vii 非在籍園児単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

日額800円より大きい	19市区町村	1.9%
日額800円	359市区町村	36.4%
日額800円未満	10市区町村	1.0%
設定する予定なし	597市区町村	60.6%

④一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に係る事務負担の軽減について

i 補助・委託申請様式の統一化（国が示した統一様式の使用状況）

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

国の統一様式は使用せず、別途同程度の簡素化が行われている	370市区町村	37.6%
既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	300市区町村	30.5%
令和4年度からの実施について検討中	60市区町村	6.1%
事業の対象園が公立幼稚園のみであるため、実施する必要なし	190市区町村	19.3%
実施する予定なし	65市区町村	6.6%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

231市区町村 (23.9%)
199市区町村 (20.6%)
535市区町村 (55.5%)

【参考】
令和元年度調査
(母数：897市区町村)

276市区町村 30.8%
257市区町村 28.7%
125市区町村 13.9%
187市区町村 20.8%
52市区町村 5.8%

ii 施設所在市区町村による事務処理の一括化

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	353市区町村	35.8%
令和4年度からの実施について検討中	113市区町村	11.5%
一時預かり事業（幼稚園型）の対象施設がなく実施する必要なし (域内に幼稚園等が存在せず、域外の幼稚園等の利用者のために一時預かり事業を実施している場合等)	37市区町村	3.8%
広域利用の保護者が存在しないため、実施する必要なし	247市区町村	25.1%
実施する予定なし	235市区町村	23.9%

【参考】
令和元年度調査
(母数：897市区町村)

256市区町村 28.5%
225市区町村 25.1%
38市区町村 4.2%
213市区町村 23.7%
165市区町村 18.4%

⑤市区町村が一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない理由

<母数：695市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない市区町村）・複数選択可>

1号認定子どもがいないため (域内に該当する幼稚園等が存在しない場合を含む)	320市区町村	46.0%
事業者からの実施希望がなかったため	253市区町村	36.4%
希望はあったが、配置基準等の要件を満たせなかつたため	28市区町村	4.0%
幼稚園の預かり保育に対する独自の補助を有しているため	26市区町村	3.7%
希望はあったが、事業実施の財政確保が困難であったため	12市区町村	1.7%
希望はあったが、広域利用者に係る事務処理の調整がつかなかつたため	5市区町村	0.7%
その他	92市区町村	13.2%

【参考】
令和2年度調査
(母数：719市区町村)

312市区町村 (43.4%)
260市区町村 (36.2%)
43市区町村 (6.0%)
20市区町村 (2.8%)
13市区町村 (1.8%)
—
115市区町村 (16.0%)

2. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を対象に実施する定期的な預かりに対して市区町村が支援を行うもの。

①一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（2歳児向け））の実施市区町村

〈母数：調査時点で新子育て安心プラン実施計画採択を受けたと回答した588市区町村〉

既に実施・令和3年度中に実施予定	69市区町村	11.7%	238園
令和4年度から実施予定	6市区町村	1.0%	—
令和4年度以降の実施について検討中	40市区町村	6.8%	—
実施する予定なし	473市区町村	80.4%	—

【参考】
令和2年度調査
〈母数：610市区町村〉

64市区町村 (10.5%)
6市区町村 (1.0%)
64市区町村 (10.5%)
476市区町村 (78.0%)

②一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（0・1歳児向け））の実施市区町村

〈母数：調査時点で新子育て安心プラン実施計画採択を受けたと回答した588市区町村〉

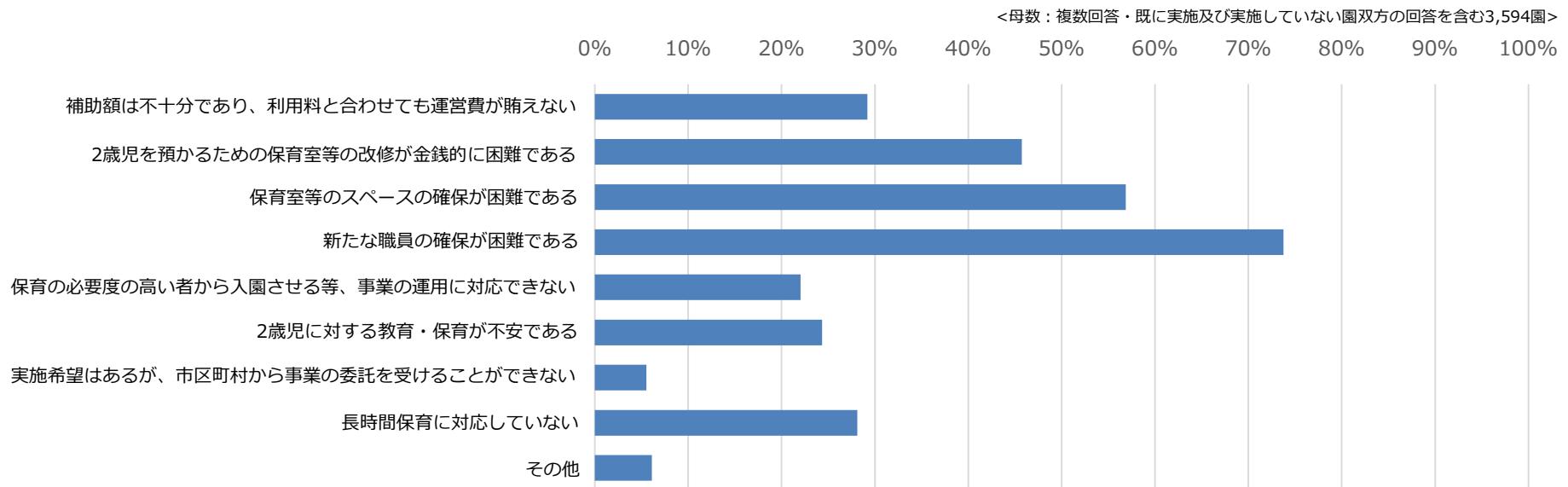
既に実施・令和3年度中に実施予定	13市区町村	2.2%	21園
令和4年度から実施予定	4市区町村	0.7%	—
令和4年度以降の実施について検討中	38市区町村	6.5%	—
実施する予定なし	533市区町村	90.6%	—

③一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における自治体独自の上乗せ補助等

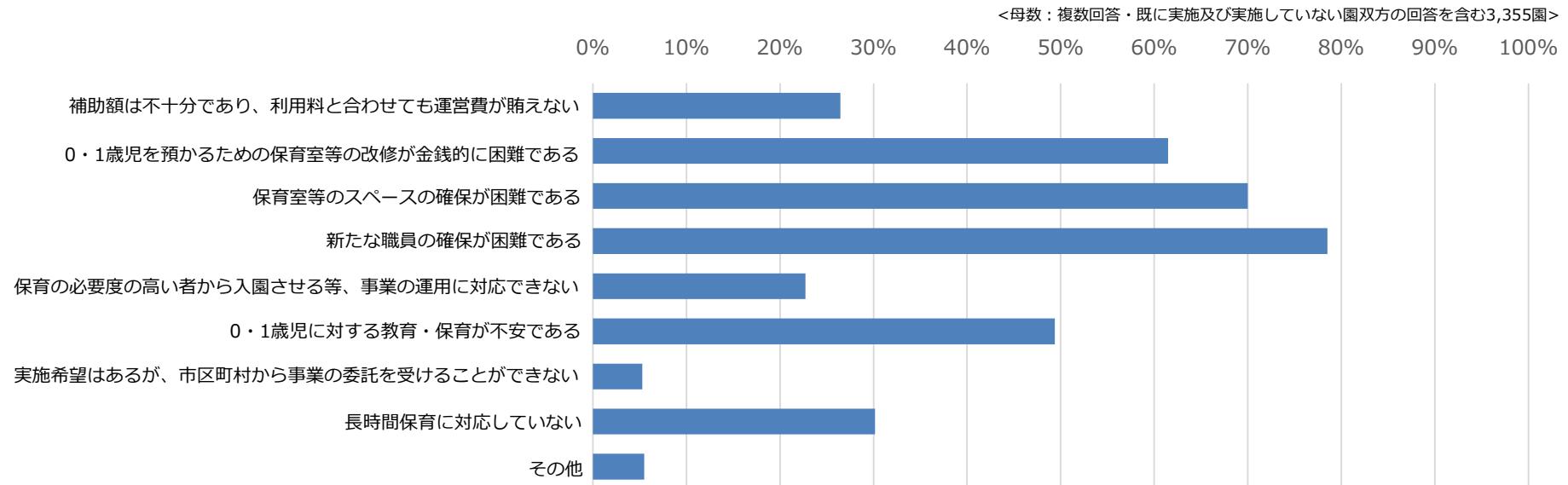
〈母数：47都道府県、既に実施・令和3年度中に実施予定の69市区町村〉

	都道府県		市区町村	
	1都道府県	2.1%	2市区町村 (4市区町村)	2.9% (6.3%)
設けている	1都道府県	2.1%	2市区町村 (4市区町村)	2.9% (6.3%)
設けていない	46都道府県	97.9%	67市区町村 (60市区町村)	97.1% (93.7%)

④私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（2歳児向け））の実施上の課題



⑤私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（0・1歳児向け））の実施上の課題



地方分権に関する提案募集への 対応について

令和 3 年 12 月 8 日

令和3年の地方からの提案

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の延長

【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。

※幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。

- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）

※ 現在特例を使用しているのは大阪市のみ

【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

（提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できないとなった場合の影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、令和7年3月31日まで延長することとする。

※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

保育所の居室面積の特例について

保育所の設備運営基準の概要

※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65m²、ほふく室3.3m²、2歳以上の保育室1.98m²）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理）などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間
○保護者との密接な連絡などについては、国の基準を参考にすればよい。

居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

要件 (1または2の いずれか) ※それぞれ①は 前々年の4月1 日、②は前々年 の1月1日の状 況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、 <u>土地等の 確保が困難であること</u>	2 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が <u>三大都市圏のうち最も低い都市圏</u> を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている <u>土地 確保のための措置並びに当該措置を講じてもなお土地確 保が困難である旨及びその理由を公表</u> していること									
期間	平成24年4月1日～令和5年3月31日（前回の延長にて令和2年3月31日までのところ、3年間延長済）										
対象市区町村数	19市区町村【令和3年4月1日時点】 (特例開始以降、利用は大阪市のみ)										
<table border="1"><tr><td>埼玉県</td><td>さいたま市</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>市川市、浦安市</td></tr><tr><td>東京都</td><td>中央区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>大阪市</td></tr><tr><td>兵庫県</td><td>西宮市</td></tr></table>		埼玉県	さいたま市	千葉県	市川市、浦安市	東京都	中央区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市	大阪府	大阪市	兵庫県	西宮市
埼玉県	さいたま市										
千葉県	市川市、浦安市										
東京都	中央区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市										
大阪府	大阪市										
兵庫県	西宮市										

今回の提案をうけて、さらに
令和7年3月31日まで延長する

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

- 少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。
- 児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

II. 今後こども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

- こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。
- 政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求める。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

- 若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実
- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援
- 地域子育て支援
- 家庭教育支援
- 妊産婦や子どもの医療
- 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上
- 全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実
- 多様な体験活動の機会づくり
- 居場所づくり
- こどもの安全を確保するための環境整備
- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援
- 自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策（続き）

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- 社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- こどもの貧困対策
- ヤングケアラー対策
- ひとり親家庭への支援
- 障害児支援の充実
- いじめ・不登校対策
- 自殺対策
- 非行少年の立ち直り支援

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

- 児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- 必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援
- 関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
- こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- 安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

- 地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上で、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

【参考】こども政策の推進に係る有識者会議について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

＜構成員・臨時構成員＞

[構成員]

秋田喜代美	学習院大学教授	◎:座長
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	○:座長代理
○古賀 正義	中央大学大学院教授	
佐藤 博樹	中央大学大学院教授	
◎清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問	
宮本みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授	

[臨時構成員]

青木康太朗	國學院大學准教授、 独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
菅野 祐太	認定NPO法人力タリバ、大槌町教育専門官
北川 聰子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表
谷口 仁史	認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
辻 由起子	大阪府子ども家庭サポートー、社会福祉士
土肥 潤也	NPO法人わかもののまち事務局長
中島かおり	NPO法人ピッコラーレ代表理事
中室 牧子	慶應義塾大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
前田 晃平	認定NPO法人フローレンス代表室長
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
山口 有紗	子どもの虐待防止センター、 小児科専門医、子どものこころ専門医
山口慎太郎	東京大学大学院教授
吉村 隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
李 炯植	NPO法人Learning for All 代表理事
渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

＜開催経過＞

○第1回 令和3年9月16日(木)

- ・構成員報告
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第2回 令和3年10月18日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第3回 令和3年11月8日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第4回 令和3年11月10日(水)

- ・清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ・取りまとめに向けた議論

○第5回 令和3年11月19日(金)

- ・取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（7月～11月）し、
その概要を第2回・第3回有識者会議に報告

※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、
その概要を第4回有識者会議に報告

趣旨

- こども政策については、これまで、少子化社会対策大綱等により、幼児教育・保育の無償化や待機児童解消に向けた取組、高等教育の修学支援新制度の実施など、施策の充実を図ってきた。
- 一方、コロナ禍は、孤独・孤立や将来への不安など、子どもや結婚、妊娠・出産・子育ての当事者にも多大な影響を与えており、我が国の有事とも言うべき少子化の進行・人口減少の課題、そして虐待を始めとする子どもをめぐる様々な課題は、更に深刻さを増している。
また、子育てや教育に関する経済的負担の軽減策の拡充など、財源確保と合わせて検討すべき課題も残されている。
- 去る19日には、これら喫緊の課題に対し、政府を挙げて、できることから早急に取り組んでいくべく、「新たな経済対策」を踏まえ、「こどもに関する政策パッケージ(経済対策関係)」をとりまとめ、公表した。
- 29日には、今後のこども政策の理念、今後取り組むべきこども政策の柱について、こども政策の推進に係る有識者会議報告書がとりまとめられた。新たな行政組織については、年末までの基本方針の決定に向けて検討が進められている。
- 一方、少子化社会対策大綱等に加え、上記報告書も踏まえ、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携して、新しい行政組織を待たずしてできるものから強力に推進していくことも必要である。
今般のパッケージでは、各府省で本年度に引き続き来年度以降も推進すべき事項を、KPIを整理しつつまとめるとともに、中長期的な検討課題も付記した。これにより、各府省のこども政策を強力に推進していく。

【結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境整備】

- ・ 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援(地域少子化対策重点推進交付金)
- ・ 令和4年度当初からの不妊治療の保険適用

【子育てや教育に関する経済的負担の軽減】

- ・ 出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の検討
- ・ 高等教育の修学支援の着実な実施
- ・ 児童手当の効果的な支給・支給要件の在り方等の検討

【様々な事情を抱えた子ども・家庭に対する支援の充実(予防的支援を含む。)】

- ・ 市区町村における家庭・養育環境支援の強化等を図るための児童福祉法等の改正の検討
(子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのための体制整備を含む)
- ・ いわゆる未就園児やその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した在宅の3歳未満児及び未就園児に対する支援の充実の検討
- ・ こどもに関する各種データの連携によるプッシュ型支援の検討
- ・ 障害のある子どもの保育等の推進
- ・ ヤングケアラーの支援体制の強化
- ・ 里親委託の推進等による社会的養育の充実や、社会的養護経験者の自立支援
- ・ ひとり親の就労支援の推進

【子どもの安心・安全の確保】

- ・ こどもをわいせつ行為から守る環境整備(日本版DBSの在り方の検討)
- ・ 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の検討

【政策を進めるに当たっての共通の基盤】

- ・ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり(大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」)
- ・ 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進(「ユース政策モニター」)
- ・ こどもに関する政策を推し進めるために必要な安定財源についての検討

結婚・妊娠・出産への支援

- ✓ 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援（地域少子化対策重点推進交付金）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦総合対策事業の実施
- ✓ 産後ケア事業の全国展開
- ✓ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた対応

仕事と子育ての両立

- ✓ 新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等及び人材の確保
- ✓ 放課後児童クラブの整備の促進
- ✓ 保育所、幼稚園、児童相談所、放課後児童クラブ等におけるICT化推進
- ✓ 保育所、幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策への支援
- ✓ 地域子ども・子育て支援事業における感染症拡大防止対策に係る支援
- ✓ 児童福祉施設等の感染症対策のための改修整備、防災・減災対策等事業
- ✓ 保育等の現場で働く方々の収入の引上げ
- ※ 子ども・子育て支援に関する連携体制の促進

子育て世帯への経済的支援・住宅支援

- ✓ 子育て世帯への給付（仮称）
- ✓ 新型コロナの影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金
- ✓ 子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援
- ✓ 子どもの安全確保や親の孤立・孤独防止に資する共同住宅の整備
- ✓ セーフティネット登録住宅を活用した子育て支援
- ✓ UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援
- ✓ 居住支援協議会等の活動への支援

困難を抱える子ども・家庭への支援

- ✓ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）
- ✓ 市区町村における家庭・養育環境支援の強化（*）
 - ・母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備
 - ・マネジメント機能強化のためのサポートプランの作成
 - ・家庭・養育環境の支援事業の充実（ペアレント・トレーニングの提供等の親子関係形成支援の推進等）
- ✓ 児童相談所の支援機能の強化（*）
 - ・保護者支援の充実
 - ・支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の提供
 - ・社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
 - ・子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのための体制整備等
- ✓ 障害児に対する支援の充実
 - ・医療的ケア児支援センター開設支援
 - ・児童発達支援センターの機能の強化（*）
- ✓ こどもに関する各種データ（保育・福祉・医療・教育等）の連携による支援（プッシュ型の取組に活用する実証事業の支援）

（*）市区町村における家庭・養育環境支援の強化等を図るための児童福祉法等の改正の検討

子ども・子育て世代の視点に立った施策推進の仕組み、安心安全な環境整備

- ✓ 合同点検を踏まえた通学路における交通安全の確保に係る対策
- ※ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり（大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」）
- ※ 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進（「ユース政策モニター」）

今年度に引き続き来年度以降も実施する・検討していく事項

○ 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うとともに、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、主に以下の取組を行う。

<結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境整備>

- ✓ 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
(地域少子化対策重点推進交付金)(再掲)
- ✓ 不妊治療の保険適用
- ✓ 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備
- ✓ 改正育児・介護休業法を踏まえた男性の育児休業の取得促進
- ✓ 子ども・子育て支援に関する連携体制の促進(再掲)
- ✓ 特定妊婦等課題のある妊娠婦等の把握
- ✓ 小児医療体制の確保の検討
- ✓ 小児慢性特定疾病児童への支援・データベース登録システムの整備
- ✓ 代謝異常児等特殊ミルクの供給

<子育てや教育に関する経済的負担の軽減>

- ✓ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施
- ✓ 義務教育段階、高校生等への修学支援
- ✓ 高等教育の修学支援の在り方の検討
- ✓ フラット35地域連携型の拡充
- ✓ 出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の検討
- ✓ 育児休業給付の在り方の検討
- ✓ 児童手当の効果的な支給・支給要件の在り方等の検討

○ 全ての子どもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

全ての子どもが、良好な家庭環境や社会環境の中で、健やかで安全・安心に成長できるよう、関係機関・団体が連携し、主に以下の取組を行う。

<社会全体・地域全体での支援>

- ✓ いわゆる未就園児やその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進の検討
- ✓ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した在宅の3歳未満児及び未就園児に対する支援の充実の検討
- ✓ 「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の推進
- ✓ 小学校教育と円滑に接続するための幼保小の架け橋プログラム事業、自治体の幼児教育推進体制の整備
- ✓ 地域における家庭教育支援の推進体制の構築
- ✓ 地域と学校が連携・協働する体制の構築
- ✓ 地域における各協議会の活動再編・活性化のための体制整備

<安全・安心の確保>

- ✓ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等の推進
- ✓ 児童の性的搾取等に係る対策の強化
- ✓ こどもをわいせつ行為から守る環境整備(日本版DBSの在り方の検討)
- ✓ 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止
- ✓ 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の検討
- ✓ インターネット上での誹謗中傷に対する人権啓発活動の実施
- ✓ 児童生徒に対する法教育の更なる推進
- ✓ 法務少年支援センターにおける地域援助の推進
- ✓ 民間ボランティアによる犯罪予防活動等の促進
- ✓ 通学路における交通安全の確保
- ✓ 放課後におけるこどもの居場所に関する調査

○ 成育環境に関わらず、誰ひとり取り残すことなく健やかな成長を保障する

ひとり親家庭、障害のある子ども等様々な家庭・子どもへの支援を行うとともに、児童虐待の防止や社会的養育の充実を図るため、主に以下の取組を行う。

- ＜児童虐待防止・社会的養護・ひとり親家庭への支援・子どもの貧困関係＞
- ✓ 児童虐待防止等のための児童相談所等の人材養成と体制強化・関係機関との連携
- ✓ 里親委託の推進
- ✓ 里親養育包括支援(フォースタリング)事業の推進
- ✓ 地域における子どもの見守り支援(子ども食堂等の地域ネットワーク醸成)
- ✓ 一時保護開始時の司法審査導入
- ✓ 一時保護所の定員超過解消
- ✓ 社会的養護経験者等の自立支援の推進
- ✓ 被虐待児童等に対する法律相談援助
- ✓ ひとり親の就労支援の推進
- ✓ 父母の離婚等に伴う問題への対応等の検討
- ✓ 子供の未来応援基金による支援(「子供の未来応援国民運動」の推進)
- ✓ こどもに関する各種データの連携によるプッシュ型支援の検討
(こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおいて議論)

＜障害児支援等関係＞

- ✓ 障害のある子どもの保育等
- ✓ 障害児入所施設の入所児童の円滑な移行支援のための新たな枠組みの構築
- ✓ 学校において医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援の充実
- ✓ ヤングケアラーの支援体制の強化
- ✓ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

○ 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

必要な人に情報や支援が届くための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援を行うとともに、関係機関・団体間の連携ネットワークを強化するため、主に以下の取組を行う。

- ✓ 子どもの意向確認・権利擁護の推進とそのための体制整備
- ✓ 子ども・若者に関する総合的相談・支援体制の確保(「子ども・若者総合相談センター等」)
- ✓ 子供・若者からの意見募集・意見交換の推進(「ユース政策モニター」)(再掲)
- ✓ こどもの意見を聴取する手法の調査研究
- ✓ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり(大臣主導の官民共同による「子育て応援コンソーシアム」)(再掲)
- ✓ 子育てワンストップサービス(サービス検索・オンライン申請)の推進
- ✓ こども政策に関する新たな大綱の策定に向けた検討
- ✓ 就学前のこどもの育ちに係る基本方針(仮称)の策定に向けた検討

少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力にこども政策を推し進めるために必要な安定財源の確保について(※)、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていく。その際には、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。(※)子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るための財源を含む。

【経済財政運営と改革の基本方針2021 抜粋】（令和3年6月18日閣議決定）①

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

（1）結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2021 抜粋】（令和3年6月18日閣議決定）②

（2）未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法 附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

少子化社会対策大綱（概要）

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

2020年5月29日閣議決定

- ・少子化社会対策基本法※1に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

＜背景＞

- ・少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下
- ・希望の実現を阻む陰路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
　学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

＜基本的な目標＞

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる（結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることがあってはならないことに十分留意）

＜基本的な考え方＞

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進　・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ（結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに施策の方向性を整理

＜施策の推進体制等＞

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抄） 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※2 本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

項目	目標
(1) 妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す	
妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む都道府県の数	2024年度までに47都道府県
結婚支援に取り組む都道府県の数	2024年度までに47都道府県
産後ケア事業の実施自治体数	2024年度末までの全国展開
小児慢性特定疾病に係るデータ提供件数	前年度の件数以上
男性の育児休業取得率	2025年までに30%
全世帯と生活保護世帯の高等学校等進学率の差	前年度と同程度またはそれを下回る
住民税非課税世帯の大学等への進学率	前年度実績以上
学生の経済的理由による中退率	前年度より減
各年度の直近3か年の経済的理由による高等学校中退者数の平均値	前年度を下回る
保育所等における「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備	365か所
保育所等における「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づくブロック塀等改修整備	260か所

項目	目標
(2) 全てのこどもに、健やかで安全・安心に育つことができる環境を提供する	
認可保育所等の定員	2021年度～2024年度末までに約14万人分増
新・放課後子ども総合プランに基づく受け皿整備	2023年度までに約30万人分増
地域学校協働活動の推進	2022年度までに全ての小中学校区
地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合	改善
フィルタリング認知率	2025年度までに75%
(3) 生育環境にかかわらず誰ひとり取り残すことなく健やかな育ちを保障する	
児童発達支援センターの設置数	2023年度末までに各市町村に1箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置を含む）
医療的ケア児支援センターを設置した都道府県数	2022年度までに47都道府県
学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合	2024年度までに100%
里親の拡充	
里親等委託率（3歳未満）	2024年度末までに75%
里親等委託率（乳幼児）	2026年度末までに75%
里親等委託率（学童期以降）	2029年度末までに50%
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合	毎年度90%以上
(4) 全てのこどもに、健やかで安全・安心に育つことができる環境を提供する	
結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	2025年までに50%

子ども・子育て会議委員・専門委員名簿

○子ども・子育て会議 委員

◎ (学習院大学文学部教授)

(全国認定こども園協会副代表理事)

(日本商工会議所産業政策第二部長)

(子育てひろば全国連絡協議会理事長)

(一橋大学経済研究所教授)

(淑徳大学総合福祉学部教授)

(全国幼児教育研究協会理事)

(茂木町長)

(全国小規模保育協議会理事長)

(産経新聞社論説委員)

○ (國學院大學人間開発学部教授)

(全日本私立幼稚園P T A連合会副会長)

(日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)

(ファザーリング・ジャパン理事)

(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター准教授)

(中京大学現代社会学部教授)

(宇治市長)

(滋賀県知事)

(全日本私立幼稚園連合会政策委員長)

(児童健全育成推進財団事務局参事)

(全国国公立幼稚園・こども園長会会長)

(日本労働組合総連合会副事務局長)

(全国私立保育連盟常務理事)

(全国保育協議会副会長)

(日本保育協会理事・女性部長)

秋田	あきた	喜代美	きよみ
王寺	おうじ	直子	なおこ
大下	おおした	英和	ひでかず
奥山	おくやま	千鶴子	ちづこ
小塩	おしお	隆士	たかし
柏女	かしわめ	靈峰	れいほう
加藤	かとう	篤彦	あつひこ
古口	こぐち	達也	たつや
駒崎	こまざき	弘樹	ひろき
佐藤	さとう	好美	よしみ
鈴木	すずき	みゆき	
月本	つきもと	喜久	きく
手島	てしま	恒明	つねあき
徳倉	とくくら	康之	やすゆき
野澤	のざわ	祥子	さちこ
松田	まつだ	茂樹	しげき
松村	まつむら	淳子	あつこ
三日月	みかづき	大造	たいぞう
水谷	みずたに	豊三	とよぞう
水野	みずの	かおり	
箕輪	みのわ	恵美	えみ
村上	むらかみ	陽子	ようこ
望月	もちづき	昌幸	まさゆき
森田	もりた	信司	しんじ
山内	やまうち	五百子	いほこ

○子ども・子育て会議 専門委員

(日本助産師会常任理事)

おかもと みわこ
岡本 美和子

(全国保育サービス協会副会長)

おぎ 尾木 まり

(全国病児保育協議会常任理事)

きの 木野 みのる 稔

(全国認定こども園連絡協議会会长)

きむら 木村 よしやす 義恭

(日本こども育成協議会副会長)

なかしょう 中正 ゆういち 雄一

(全国児童養護施設協議会副会長)

のりたけ 則武 なおみ 直美

(箕面市教育委員会教育長)

ふじさこ 藤迫 みのる 稔

(家庭的保育全国連絡協議会理事長)

みずしま 水嶋 まさこ 昌子

(日本医師会常任理事)

わたなべ 渡辺 こうじ 弘司

◎印：会長、○印：会長代理

(50音順、敬称略)

令和3年12月8日発令日時点

令和3年度補正予算(案)における 子ども・子育て支援新制度に関する 主な施策等について

- 1ページ 内閣府子ども・子育て本部
- 2ページ 厚生労働省子ども家庭局
- 9ページ 文部科学省初等中等教育局
- 12ページ 内閣官房令和3年経済対策世帯給付金等事業企画室

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く方々の収入の引上げを図る。

事業概要

- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を市町村等に交付する。
※ 保育所・幼稚園・認定こども園等において、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める方針。
※ 今回の補正予算による措置は、令和4年9月までの措置。令和4年10月以降は、予算編成過程で検討。
- 具体的な事業スキームについては、今後、各市町村等や関係団体と調整する予定。

実施主体等



※補助金交付事務について都道府県の
同意を得て事務委託を行うことを予定

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算案：65億円の内数

【概要】

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

【実施主体】 市区町村、市区町村が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど



②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

③感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)(簡易なものを対象：補助基準額100万円) 【新規】

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、
(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、
(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）



【補助基準額】 ①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円以内

利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算案：65億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

1. 事業の趣旨・内容

①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

5. 補助率

国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

令和3年度補正予算案 113億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
(かかり増し経費、研修受講)



- （「かかり増し経費」の具体的な内容）
- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
 - 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等



【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2

保育の受け皿整備等

令和3年度補正予算案 509億円（保育所等整備交付金：430億円、保育対策総合支援事業費補助金：80億円）

[趣 旨]

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用について、プランの着実な実施に向けて必要な経費を計上する。

また、保育所等の防災・減災対策を推進するための耐震化改修等に必要な経費や、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等に必要な経費を計上する。

[実施主体] 市区町村

[事業内容]

①「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業）

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するため、保育所・小規模保育事業所等の創設、増築、老朽改築等に係る費用を補助する。

②保育所等の防災・減災に関する緊急対策（保育所等整備交付金）

国土強靭化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等にかかる費用を補助する。

③保育所等における感染症対策のための改修整備等（保育所等整備交付金、保育環境改善等事業）

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➢保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。
(事業費300万円以上のものを対象)

➢保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

[補 助 率]

○保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

○保育環境改善等事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

[補正予算案]

①467億円（保育所等整備交付金389億円、保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）78億円）

②39億円（保育所等整備交付金）

③3.6億円（保育所等整備交付金1.5億円、保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）2.0億円）

保育所等におけるICT化推進等事業

令和3年度補正予算案 18億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

- 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】 (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
① 1自治体当たり 8,000千円 ② 1施設当たり 1,000千円
(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

(3) ①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

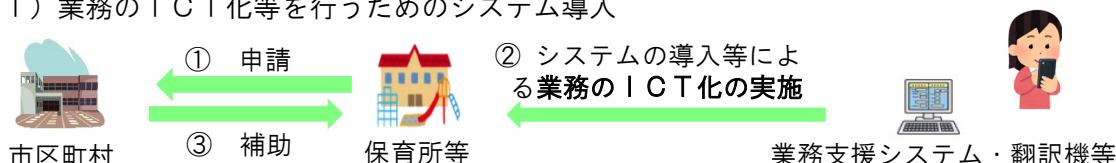
※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設（*）を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝 又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限）

- | | |
|---------|--------------|
| ア 学 費 | 5万円（月額） |
| イ 入学準備金 | 20万円（初回に限る） |
| ウ 就職準備金 | 20万円（最終回に限る） |
| エ 生活費加算 | 4～5万円程度（月額） |

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る
※貸付期間：最長2年間

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

放課後児童クラブ整備促進事業

(子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度補正予算案：11.7億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」では「令和3年度末までに待機児童の解消を目指すこととしているが、令和2年7月1日現在の待機児童数は15,995人と未だに多い状況となっている。
- こうしたことを踏まえ、放課後児童クラブの整備を更に加速化させる必要があることから、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

事業の内容

- 待機児童が発生している市町村等（※）において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村（国庫補助率嵩上げ要件）

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

実施主体

- 市町村（特別区を含む。）

補助率

- 定額（10／10相当）

幼稚園の感染症対策等支援・ICT環境整備支援・ 教育体制支援

令和3年度補正予算額(案)

73億円



背景・課題

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育を継続しつつ、ポストコロナを見据え、幼児を健やかに育むことの出来る環境の整備を推進する。また、幼稚園の教育体制の充実を図る。

事業内容

1 幼稚園の感染症対策等支援 24億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、保健衛生用品（消耗品・備品）の購入費に対して支援する。

- ◆交付基準額
・定員（～19人） : 1園当たり 300千円
- ・定員（20人～59人） : 1園当たり 400千円
- ・定員（60人～） : 1園当たり 500千円



2 幼稚園のICT環境整備支援 13億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、ポストコロナを見据えたICT環境整備を支援する。



3 幼稚園の教育体制支援 36億円

人材確保に取り組む幼稚園に対して、必要な経費を支援する。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日（金）閣議決定）

- III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
2. 分配戦略（2）公的部門における分配機能の強化等
① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等 に対応

対象事業者	幼稚園、幼稚園型認定こども園	実施主体	1 都道府県 2 学校法人	補助割合	1 国 1/2 2 国 3/4
-------	----------------	------	------------------	------	--------------------

補助対象経費	1 感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等 2 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等 3 教育体制の充実に必要な経費
--------	---

背景・課題

子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的として、緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の**耐震対策**を促進するとともに、待機児童対策の一環で**預かり保育を行う幼稚園の改築・改修**、感染症予防の観点からの**衛生環境の改善**等に対して支援する。

事業内容

- 1 耐震補強・改築工事** … 耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策
- 2 増築・改築等事業** … 分散保育に対応するための増築、預かり保育を実施するための改築
- 3 屋外教育環境整備** … 遊びの分散のためのアスレチック遊具等の整備
- 4 内部改修事業** … 感染症対策の観点からの衛生環境の改善や間仕切りの設置、預かり保育の実施にかかる園舎の整備等
(衛生環境の改善：トイレの乾式化、分散保育のための空き教室の空調整備等)



対象
校種

私立の幼稚園

補助
割合

国1/3、事業者2/3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強
国1/2、事業者1/2

実施
主体

事業者（私立幼稚園の設置者）

補助対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等

事業内容

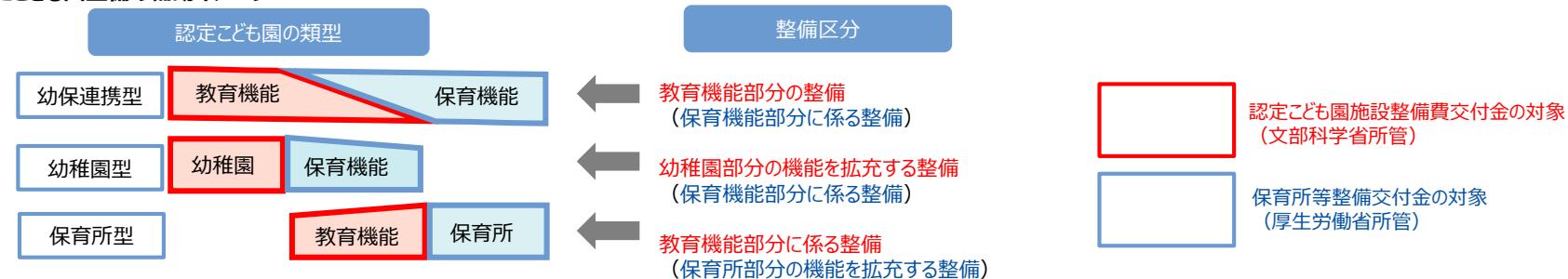
1 認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用のうち、幼稚園機能部分に係る費用の一部を補助

- 待機児童対策のための**保育の受け皿の整備**
- **預かり保育や分散保育に対応**するための施設整備
(部屋の使用目的を変えるための改築・改修、分散保育のための間仕切り等の設置等)
- 感染症予防の観点からの**衛生環境の改善**
(トイレ・給食調理場の乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備等)



認定こども園整備の補助イメージ



2 幼稚園耐震化整備

園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化整備、非構造部材の**耐震対策**を支援

対象
校種

私立の幼稚園、保育所、認定こども園

補助
割合

1 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4
2 国 1/2、事業者 1/2

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等

子育て世帯への臨時特別給付

- 新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行う。

(注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

(注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

	5万円の現金給付	5万円相当のクーポン給付
概要	<ul style="list-style-type: none">子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給。	<ul style="list-style-type: none">子育てに係る商品やサービスに利用できる、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。
給付時期	<ul style="list-style-type: none">中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、年内に支給を開始。できるだけ速やかに支給できるよう、自治体に協力を依頼。	<ul style="list-style-type: none">来年春の卒業・入学・新学期に向けて給付。できるだけ速やかに支給できるよう、自治体に協力を依頼。
実施主体	<ul style="list-style-type: none">市町村（特別区を含む）	
予算額	<ul style="list-style-type: none">令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費：7,311億円令和3年度補正予算（案）：12,162億円	

※ 自治体との調整等を踏まえ、変更が生じることがある。

こども政策の推進に係る有識者会議
報告書

令和3年11月29日

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書

令和3年11月29日

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

こどもや若者に関する政策（以下「こども政策」という。）については、これまで、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づく大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組まれてきた。

例えば、これまでの5年間ほどを振り返ってみても、累次の子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化や子ども・子育て支援の提供体制の充実、子育て安心プラン及び新子育て安心プランに基づく待機児童の解消に向けた取組、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的推進、低所得者世帯に対する高等教育の修学支援新制度の実施など、消費税の引き上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、我が国の家族関係支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2019年度には1.73%まで上昇している。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における家庭養育の推進、関係機関間の連携強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備、コロナ禍で苦しい状況となった低所得の子育て世帯に対するこども一人当たり5万円の給付金の支給が行われるなど、困難な状況にあるこどもや若者への支援についても、充実が図られてきたところである。

このように、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めはかかっていない。特に、コロナ禍が結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性もある中で、2020年の出生数は約84万人と過去最少となり、今後の出生数への影響が懸念されている。

こうした中で、若い世代の中には出産や子育てに希望を見出しづらく、閉塞感を感じている方が少なからずいる。生活が苦しいひとり親家庭が多く、7人に1人のこどもが貧困の状態にある。2020年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となっている。大変痛ましいことに昨年は約800人のこどもが自殺している。

コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響をもたらしていると言える。友達と会えなくなり集団活動が少なくなったことによる孤独・孤立への不安、臨時休校やオンライン

学習、受験への影響といった学校生活への不安を抱えているこどもや、家計が苦しくなり進学先を変えざるを得なくなったといった生活への不安、アルバイト収入の減少による大学生活等継続への支障などを抱えている若者など、大変つらい状況に追い込まれているこども・若者も少なくない。保護者の中には、誰とも不安を相談・共有できない、こどもへの感染の不安、就労が不安定になるなど、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になっている方々もいる。

こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。(別紙「こどもと家庭を取り巻く現状」を参照。)

このため、それぞれのこどもにとって、自らの意欲・能力が十分に活かせず、生きづらく、幸福 (well-being) が感じられない状況になりかねない。我が国のかどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっているユニセフの調査もある。

保護者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。そうした中で、本来、子育ては喜びや生きがいをもたらすものであるにもかかわらず、自己肯定感を持ちながらこどもと向き合い親としての喜びを感じられない状況になってしまいかねない。

また、社会全体の視点からは、こどもが自らの希望に応じて活躍できるよう健やかに成長することができず、また、少子高齢化の進行により社会の担い手が減少することで、こどもやその保護者だけではなく結婚しない人やこどもを持たない人も含めて社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねないと考えられる。今、まさに「有事」とも言うべき危機的な状況が静かに進行しているのである。

今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの well-being を高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるといえる。国家の機能のひとつとして、社会の存続を支援する機能をしっかりと位置付け、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを大前提に、結婚や出産、子育てについての個人の希望が叶えられるような少子化対策を含むこども政策を、政府の最重要課題として強力に推進すべきである。

こどもを社会のまんなかに据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域などこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、ジェンダーギャップ解消への取組を含め、こどもの生命・安全を守り、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする政策を抜本的に強化しなければならないと考える。このことは、質の高い初等中等教育・高等教育の充実とあいまって、こどもの最善の利益の実現に資するとともに、ひいては我が国の少子化を解決するための鍵となる。

このような認識の下、当会議においては、5回にわたり会合を開催し、18人の臨時構成員のプレゼンテーション等、事務局による多数の当事者・関係者ヒアリングやこども・若者からのヒアリングを踏まえ、精力的な審議を行い、今後のこども政策の基本理念、今後取り組むべきこども政策の柱をとりまとめた。政府においては、このとりまとめを最大限に尊重し、こども政策を強力に進めていくことを期待する。

II. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

○ これまでのこども政策は、こどもの最善の利益を考慮して取り組まれてきたものの、ややもすると、行政、学校や児童福祉施設など、大人の視点、制度や事業を運営する者の視点中心に行われていた面は否めない。

○ こども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。これからこどもに関する政策や取組においては、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを、社会のあらゆる構成員がしっかりと認識し、こどもの視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、自立を支援する。また、若者の社会参画を促進する。

不安、困りごと、希望といったこどもの意見が年齢や発達段階に応じてこどもに関する政策や取組において積極的かつ適切に考慮されるよう、政策決定過程におけるこどもや若者の参画や意見反映を進めていく。

こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。

○ 他方で、こどもは家庭を基盤とし、地域、学校その他様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在である。こうした関わりなくして、こどもは成長することはできない。そのため、こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感の増大といったことが指摘され、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。

しかるに、子育てとは、本来、こどもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長し、大きな喜びや生きがいをもたらす機会

を与えてくれるものである。子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることで、より良い親子関係を形成することが、こどものより良い成長の実現につながる。

こうした観点から、こどもの意見反映とともに、子育て当事者の視点に立ち、寄り添い、子育て当事者の意見を政策に反映させていくことも必要である。

- ここでいう「こども¹」とは、基本的に18歳までの者を念頭に置いているが、こどもが大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連續性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も、個人差がある。

それぞれのこどもや若者²の状況に応じて必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようにするまでを、社会全体で支え伴走していくことが必要である。

- また、「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、こどもが大人になるまで続くものである。こうした認識の下で、各ステージにおけるこども政策を行う。

2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

- 全てのこどもが、出生、性別、人種、障害の有無などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるよう、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことが基本である。

¹ 法令において年少者や若年者を表すものとして「子ども」「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義が法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、ここでは、「こども」の表記を用いる。ここでいう「こども」とは、本文にある通り、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。

² 「若者」については、法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）とされ、思春期の者は、子供、若者のそれぞれに該当する場合があるとされている。ここでは、注1のとおり「こども」を特定の年齢以下の者ではなく大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としており、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には特に「若者」の語を用いている。

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、
 - ・全ての子どもが生命・生存・発達を保障されること
 - ・子どもに関することは、常に、子どもの最善の利益が第一に考慮されること
 - ・子どもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を子どもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
 - ・全ての子どもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること
- といった基本原則を今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要である。
- 子どもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉、教育を提供することが必要である。
- 全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、人生 100 年時代を生き抜いていく基礎を培う様々な学びや体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態 (Well-being) で成長し、社会で活躍していくよう、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれの子どもの可能性を拓げていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダー³の視点を取り入れる。

3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- 「誰一人取り残さない」は、我が国も賛同し国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の根底に流れる基本的な理念であり、このアジェンダは、子どもについての取組も求めている。
- SDGs 実施指針改定版（令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）では、主要原則の一つに、「参画型」を掲げている。脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないことを確保するのみならず、自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう障壁を取り除き、あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、当事者の視点を施策に反映するための手段を講じ、全員参加型で取り組むこととされている。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

- 脆弱な立場に置かれたこどもを含めて、全てのこどもと家庭が、施策対象として取り残されることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援し、支援の受け手が支え手にもなり、地域の中に自らの役割を見い出せる循環を生み出せるような社会を目指す。このため、支援が必要であるにもかかわらず、現行の制度や事業によってカバーされていなかったり、利用できていないこども・家庭はいないか、実態を把握しつつ、制度・事業を検証し、支援が抜け落ちることのないように取り組んでいくことが必要である。こうした支援は、こども本人の福祉というだけにとどまらない社会全体への未来の投資であるとの認識をもって、進められるべきである。

4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめなどの問題行動は、こどもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合が多いとの指摘もある。「生きづらさを感じているこども」「不器用なこども」「助けられないこども」であり、家庭にも学校にも居場所がないことが多いことも懸念される。
- 一方で、困難を抱えるこどもや家庭に対するこれまでの支援については、
 - ・児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や制度ごとの「縦割り」によって生じる弊害
 - ・教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野や関係府省の「縦割り」によって生じる弊害
 - ・予算が単年度主義であったり、関係省庁・自治体の職員が異動することにより知見が上手く引き継がれないといった「年度の壁」
 - ・児童福祉法や要保護児童対策地域協議会の対象年齢が18歳未満であるなど、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる「年齢の壁」といった課題がみられる。
- 様々な困難を多重に抱え、また、精神疾患や発達障害など特段の配慮をする必要がある場合、乳幼児期や学童期の課題がその後の困難につながるケースが多い。思春期から青年期・成人期への移行期である若者の脆弱性がニートやひきこもり等として現れるものであり、若者への支援が重要である。

虐待や貧困の連鎖という観点からは、子どもの時だけでなくその後の出産や子育てまでフォローしていくことが必要である。

また、家族自身も悩みを抱え、支援を必要としている。家族の状況により子どもの将来の選択肢が狭められる社会であってはならない。子どもの困難を解消するためには、子ども本人だけではなく家族をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である。

- 課題が深刻化・複合化しており、單一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。多職種の専門家による連携を促進するとともに、子どもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者（ナナメの関係性）による支援を進めることも必要である。
- 18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、それぞれの子どもや若者の状況に応じ、子どもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく。
- こうした関係機関・団体のネットワークによる年齢を超えた伴走型の支援に当たっては、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会をはじめ秘密保持義務により個人情報の共有が可能となっている法的枠組みを最大限に活用する。これらの協議会が実質的に機能するよう改善を図るとともに、現場のニーズや実情を把握しているNPO等の民間団体の当該枠組みへの参画を促進する。
- 困難を抱える子どもの課題解決には中長期的な取組が重要であり、支援に当たっては、年度が替わることによって支援が途切れることのないような工夫を促進していく。

5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要な子ども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- これまでの支援の多くは、専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援となっている。多くは、子どもや家族の自発的な相談行動や申請を支援の前提としているが、支援が必要な子どもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。來ることを待っていては、本来支援が必要な子どもや家族にアプローチすることは難しい。また、困難が生じてから対処するだけではなく、そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを行うことで、将来生じ得る社会コストを減少させることなどの効果にもかんがみ、全ての子どもと家庭を対象とした予防的な支援を重

視し、充実させていくことが重要である。

- 地域における各種資源が連携して、関係機関等の施設に来訪するのを待つだけではなく、子どもの住居やその他の適切な場所に支援者が来訪して、それぞれの子どもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。
- 支援を望む子どもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を促進するほか、情報格差が支援格差を生まないよう、様々な情報発信の工夫や、子どもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化を進める。また、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発のほか、手続きや相談の仕方自体を伴走して教えたり、同行支援する取組を進める。

6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

- 子どもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重層化している。こうしたことを的確に踏まえ、スピード感をもって政策立案をしていく必要がある。
- 子どもの意識に関するデータ、子どもを取り巻く状況に関するデータ、子どもを支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用するとともに、子どもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報にも十分配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を評価し、改善していく。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」との考え方の下でデジタル社会の実現に向けた取組が行われており、様々なデータを有機的に活用することにより、子どもと家庭がニーズに合った必要なサービスを選択できるようにするとともに、支援が必要であるにもかかわらず周囲では気づくことができない子どもや家庭に対するプッシュ型の支援を充実させていく。

III. 今後取り組むべき子ども政策の柱と具体的な施策

IIで示した基本理念を踏まえ、今後、取り組むべき子ども政策について、以下の3つの柱に沿って、具体的な施策についての提言を整理した。

- ①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
- ②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

こども政策の対象分野は多岐にわたり、当会議における議論も必ずしもそれらを網羅できているものではない。また、以下に掲げた具体的施策については、あくまで当会議における議論を踏まえ整理したものであり、個別の施策の具体的な在り方や財源確保も含めた実現方策等については、必要に応じ、それぞれの専門分野を取り扱う審議会等において更に議論が深められるべきであるが、政府においては、現行の制度・予算の中で、運用改善により実現できるものについては、できる限り速やかに実現すべきである。また、新たな予算措置や制度創設を必要とするものについても、実現に向けた最大限の努力を求める。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

現在、我が国における少子化対策は、「男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持つ社会をつくること」を基本的な目標とし、希望出生率1.8の実現を掲げ、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破のため、総合的な取組が進められている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、結婚やこどもを生み育てることについての不安や負担から、希望そのものを持ちづらい状況になっているのではないかと考えられる。若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望、喜びを感じられ、希望を見出すことができるような更なる取組が必要である。

（若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消）

- 若い世代が結婚やこどもを持つことの不安や障壁として、非正規雇用による雇用の不安定や賃金上昇期待の無さ、結婚や妊娠に関する情報・相談支援の不足がある。若い世代の未婚率をみると、特に男性で、非正規雇用労働者のほうが正規雇用労働者と比べて、顕著に高く、「男性が家計を支えるべき」とのジェンダー規範も根強く存在する中、女性も男性も意欲と能力に応じて働くことができ相応の所得を得ることができるような支援が重要である。結婚や出産を当然と考えている社会の価値観などから自らが望む選択がしづらいと感じる若者もいる。結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利がある⁴ことが大前提であるとの認識の下で、結婚や出産の希望を叶えることができる環境整備を進めることが求められる。

⁴ 性と生殖の健康と権利（sexual and reproductive health and rights (SRHR)）。本年のG7コーンウォールサミットにおける首脳宣言において「SRHRへの完全なコミット」が再確認されている。

- ・若い世代の経済的基盤の安定（若者の就労支援、正社員転換や待遇改善）
 - ・同一労働同一賃金の実現に向けた取組
 - ・地方自治体による総合的な結婚支援の取組に対する支援
 - ・妊娠・出産に関する情報提供の充実、ライフプランニング支援
 - ・相談支援等に関するSNSを活用した情報提供
 - ・結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成
 - ・妊娠中の女性や子ども連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- など

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

- 夫婦に尋ねた理想的な子どもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想の子どもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、子どもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。
 - ・児童手当の支給、子どもの数等に応じた効果的な給付の在り方の検討
 - ・義務教育段階において、経済的な理由により子どもの学用品費や学校給食費等の支払いが困難な保護者に対する就学援助の充実
 - ・就学支援金や奨学給付金等による高校生等への修学支援
 - ・授業料の減免や給付型奨学金の対象拡充など大学生等への修学支援、多子世帯に更に配慮した制度の充実の検討
- など

（妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実）

- 妊娠・出産に関する正しい情報を得る機会や気軽に相談できる場所が不足しており、若者に対し、妊娠の希望の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産のための健康管理などに必要な情報を提供する機会や相談体制を充実させることが必要である。また、不妊治療や、妊娠・出産に要する費用については、これまで公的な支援の拡充が図られてきているが、経済的負担の更なる軽減を求める声もなお根強くあり、支援の拡充が望まれる。また、母子保健法に基づく支援は、母子健康手帳の交付をスタートとして行われるが、それ以前のところには支援がなく、また、特定妊婦と言われる困難や悩みを抱える妊婦は母子保健手帳の交付というスタートラインに立てず、支援を受けられないまま出産に至るという実態がある。特に、虐待や貧困などの複合的な要因を抱え、居場所がない若年妊婦を支援するための居場所確保が急務であるが、制度のはざまに置かれ、居場所の確保が困難な状況にあり、若年妊婦のための制度や支援を整備することが必要

である。

- ・プレコンセプションケア⁵の推進
 - ・不妊治療の保険適用、妊娠の確定診断費用や、特定妊婦に対する妊婦健診費用の自己負担分の軽減など、妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減
 - ・出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討
 - ・予期せぬ妊娠等困難な課題を有する妊婦やカップルへの相談支援（妊娠葛藤相談）、アウトリーチ支援の充実、相談支援や出産後のサポート等とセットの居場所の提供
 - ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて検討
- など

（産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援）

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援において重要な役割を担う子育て世代包括支援センターについては、全国の市町村で整備が進められてきたが、今後は、ネウボラの取組も参考とし、支援の切れ目やはざまが生じない、継続的な支援を提供できる体制を構築することが求められる。また、支援を必要とする全ての退院後の母子が、全国どこに住んでいても、産後うつの予防等心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを受けられるようにする必要がある。
 - ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の全国的な整備・一体的運用の推進、様々な子育て支援機関との一層の連携等による相談支援、心理士等の専門職を配置した乳幼児期からの育児支援の充実、サービス利用にかかるマネジメント機能の強化
 - ・SNSの活用等による誰もが気軽に相談できる手法の検討
 - ・産後ケア事業の全国展開、サービス量の拡充や利用負担の軽減
- など

（地域子育て支援）

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、保護者自身も、こどもができるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに親になることが増えている。保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、地域の中での子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが求められる。その際には、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行うこ

⁵ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいう。」とされている。

と、こどもにとって安全・安心な環境を整えること、地域の人材を活かしていくことなどが必要である。

- ・身近な場所に親子が気軽に集まって相談や交流を行う地域子育て支援拠点の充実
 - ・一時預かりやショートステイのサービス量の拡充
 - ・子育て当事者が様々な子育て支援を適切に選択し円滑に利用できるような情報提供と相談支援を行う利用者支援事業の推進
 - ・子育てに関する地域の相互援助を促進するファミリー・サポート・センター事業の推進
 - ・保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等を活用した「かかりつけの相談機関」による全てのこどもや保護者への相談支援
 - ・要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とした家事支援等の支援、ペアレントトレーニング等の実施
- など

(家庭教育支援)

- 保護者が家庭において基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うためには、保護者自身の経験に基づくだけではなく、SNSの進展など時代の変化に伴い必要となる知識を保護者自身が学んでいけるような支援が求められる。また、家庭教育への支援を通じて、保護者が、子育ての意義についての理解が深められ、喜びを実感できるようになることが重要である。その際、様々な子育て支援施策との更なる連携が不可欠であり、教育部局と福祉部局の連携を更に促進する必要がある。特に、不安や悩みを抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭には、福祉部局と十分に連携しながらアウトリーチ型の支援を届けることが重要である。
 - ・家庭教育に関する保護者向けの学習機会や情報の提供、相談体制の整備(セミナー型、サロン型、アウトリーチ型などの多様な手法を開発し、多様な機会を設定)
 - ・家庭教育を支援する人材の確保・養成
 - ・地域の関係者や教育・福祉・医療・保健の専門家からなる家庭教育支援チームの活動への支援、教育部局と福祉部局の連携を進めるための専門職の配置
 - ・家庭教育支援の重要性等に関する広報・啓発、調査研究
- など

(妊産婦や子どもの医療)

- 妊産婦や子どもの医療については、本年2月に閣議決定された成育医療等基本法に基づく基本的な方針等に基づき、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、子どもが心身ともに健康で育っていく環境を整備していくため、保健、教育、福祉等幅広い関係分野との相互連携を図り、総合的な取組を推進していくことが重要である。

- ・リスクの高い妊産婦や新生児等に対応できる周産期医療体制の整備
 - ・産科医と助産師の適切な役割分担・連携等による地域における出産環境の確保
 - ・こどもが休日夜間でも安心して医療を受けられる小児救急医療体制の整備
 - ・小児期から成人期にかけての移行期医療の支援、自立支援事業等小児慢性特定疾病対策等の総合的な推進
- など

(女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備)

- 共働き世帯は増加を続けており、今や約8割の世帯が共働きである中、子育てしながらキャリアアップを目指す女性や家事・子育てに関わりたいという男性が増えている。一方で、夫が家事・育児を担っていない場合に、夫が望んでも妻がこどもを持つことに賛成しないことが多いことが指摘されている。また、妻の就業の有無にかかわらず、6歳未満のこどもを持つ夫の家事・育児関連時間は妻と比べて極めて短い現状にある。働き方改革を進めるとともに、夫の家事・育児への参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る「ワンオペ育児」の状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を進める必要がある。
 - ・男性の家事・子育てへの参画の促進、男性の育児休業の取得促進
 - ・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、勤務間インターバル制度やリモートワークの導入促進、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などの働き方改革
 - ・出産による女性のキャリアの断絶を防ぐための就労継続や企業における復職前後の社員・管理職研修の促進
 - ・待機児童解消に向けたきめ細かい対応
 - ・仕事と子育ての両立などプライベートを含めたキャリアについて思春期から学ぶことができる機会の提供
 - ・学校・園関連の活動などへの多様で柔軟な参加の促進
 - ・家事や子育ての負担の軽減に資する商品・サービスの活用に関する環境整備
- など

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

全てのこどもは、その生命・生存・発達が保障されること、その心身の健やかな成長が図られることを保障される権利がある。全てのこどもが、良好な家庭環境や社会環境の中で、健やかで安全・安心に成長し、一人ひとりのこどもや若者が自分らしく生きていけるよう、家庭、園・学校、職域、地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが求められる。

(就学前の子どもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上)

- 乳幼児期の教育及び保育は子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。例えば、米国における研究では、良質な就学前教育への参加により将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながったことが示されているなど、幼児教育・保育の「質」は長期にわたって影響を与えることがわかっている。加えて、特に、障害を有することもや外国につながることもなど、特別な配慮を必要とする子どもにとっては、幼児教育・保育の果たす役割は大きい。就学前の成長段階を通じて、子どもの健やかな成長や安全の確保を図っていくことが求められる。また、幼稚園、保育所、認定こども園といった各施設の種別にかかわらず、全ての子どもに幼児期に育みたい資質・能力が育まれるような取組を進める必要がある。さらに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実していくことも検討課題である。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要である。これらの取組を通じ、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、子どもの発達にとって重要な「遊び」を通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校から実施される義務教育に円滑につながっていくことが必要である。
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園のほか、全ての就学前の子どもに関わる施設や保護者・家庭に共通することの成長・子育てに係る指針の作成・普及
 - ・就学前教育・保育施設における教育・保育の質の向上
 - ・施設に通っていないなかつたり、サービスを受けられていない子どもやその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
 - ・認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した、在宅の3歳未満児に対する支援の充実
 - ・待機児童解消に向けたきめ細かい対応（再掲）
 - ・人口減少の本格化に向けた地域における幼児教育・保育の在り方の検討
 - ・特別な配慮が必要な子どもを取り残さないための支援の充実
 - ・生活・学びの基盤を全ての5歳児に保障し、小学校教育と円滑に接続するためのプログラムの導入推進及び自治体の幼児教育推進体制の整備に向けた検討
 - ・認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組の支援、認可化移行支援など

(全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実)

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」時代にあって、一人ひとりのこどもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育における取組が進められている。

「令和の日本型学校教育」の構築に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、これまで日本の学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、を学校教育の本質的な役割として継承していくとともに、以下に掲げる取組を着実に進めていくことが必要である。

また、全てのこどもが、良好な環境の中で、健やかで安全・安心に育つことができるよう、学校・家庭・地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが重要であり、学校は、ＩＣＴ等も活用して教師の働き方改革を進めつつ、本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく必要がある。

- ・必要な教師数の確保及び増強や困難校への手厚い加配措置など教師等の指導体制の充実・質向上、教師をサポートする人材の配置充実、関係機関等との連携にも資するスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門人材の配置、養成、活用の充実
 - ・ＧＩＧＡスクール構想を基盤としたデジタルならではの学びと、リアルな体験を通じた学びの推進
 - ・幼児期の特性を踏まえた生活や学びの基盤づくり
 - ・学校施設の計画的・効率的な整備
 - ・コミュニティ・スクール等を活用した、地域と学校の協働による教育活動等の推進（地域人材による放課後のこどもの学習支援を含む）
- など

(多様な体験活動の機会づくり)

- こどもの頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、こどもが社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、こどもの人生を豊かにする基盤となる。体験活動の機会に恵まれたこどもは自尊感情が高くなる傾向があり、この傾向は家庭の経済状況などに左右されることなく見られる。貧困の連鎖を断ち切る一助となり得るものであり、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、こどもの体験活動の機会に格差が生じないような配慮が必要である。さらに、このコロナ禍においては、こどもたちのリアルな体験の機会が奪われ

がちである。体験活動が子どもの健やかな成長の「原点」であると改めて認識した上で、国や地方自治体、地域、園・学校、家庭、民間団体、民間企業等が連携・協働し、子どもが発達段階に応じて多様な体験・外遊びができるような機会を意図的・計画的に創出することにより、誰一人取り残すことなく、全ての子どもの体験の機会を充実することが求められている。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、体験活動と同様、家庭、地域、園・学校等における取組を推進することが必要である。

- ・子どもの日常生活における体験活動の充実のための放課後の活動機会や外遊び環境の整備の充実（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室の推進や放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進を含む。）
- ・体験活動の意義や効果、体験を通じた関わり等の大切さに関する情報や体験活動の機会についての情報を子どもや家庭にわかりやすく届ける情報発信、保護者や社会の理解の促進
- ・体験活動の推進の拠点となる青少年教育施設等の充実、機会を提供する青少年教育団体や民間企業等への支援、体験活動の場や機会をプロデュースできる人材の育成
- ・全ての子どもが活動機会を持てるよう、学校教育における地域と連携した体験活動の充実、体験活動に関する教員研修や教員養成の充実
- ・家庭、地域、園・学校等における子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 など

（居場所づくり）

- 共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消はもとより、全ての子どもにとって、自分自身のあるがままを認めて受け容ってくれる安全で安心できる「居場所」が多くあることが極めて重要である。こうした「居場所」は、様々な地域の人とつながる中でホールモデルとなる大人と出会ったり、文化に触れることができる貴重な場であるとともに、子どもが抱えている課題の早期の発見や支援につなげることもできる。内閣府の調査によれば、「ほっとでき、居心地が良い居場所」を多く持つ子どもほど、自己肯定感、生活の充実感、社会貢献意欲、将来への希望といった自己認識が前向きであるという相関がみられる。子どもが、アクセスがしやすく、様々な人とつながり、触れ合い、社会性や豊かな人間性を育めるとともに、学習支援や体験の機会等を得ることができ、また、困難に直面した時には支援を求めるができるような様々な居場所を増やしていくことが求められる。

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの整備拡充と質の確保
- ・児童館、青少年センター、子ども食堂など、家庭でも学校でもない多様なサードプレイス（第三の居場所）を増やすとともに、困難を抱える子どもについては学校をはじ

めとする関係機関・団体等と連携してアウトリーチや必要な支援を行う取組

- ・NPOや青少年教育団体といった子どもにとって居場所と感じられる民間団体の活動の充実
- ・NPOと学校との連携による学校内での居場所（学校（2ndプレイス）と地域（3rdプレイス）を繋ぐ「2.5プレイス」）づくりなど

（子どもの安全を確保するための環境整備）

- 性被害などの犯罪被害を受けて一生に残る傷を負う子どもの事件や子どもが生命を失うような事故が後を絶たず、子どもの生命・安全を脅かす深刻な状況がある。特に、保育・教育の現場において子どもが信頼をしている者から性犯罪を受ける事件が起きて いるが、このような子どもを深く傷つけ一生にわたる影響を与える犯罪被害は、断固として許されるものではなく、決してあってはならない。子どもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することは、全ての子どもが健やかに育つための大前提である。関係行政機関が行う取組を連携させ、全体として整合性を取りながら強力に推進することが必要である。

- ・通園路や通学路の安全を確保するために関係機関が遵守すべき事項をガイドラインとしてまとめ、その実施状況を確認するほか、問題が発生した時に情報を集約し、必要に応じて新たな対策を検討するなど、一元的な対応を行う体制を整備
- ・保育・教育現場において小児性犯罪歴のある者の就労を防ぎ、子どもを性犯罪被害から守るための日本版D B Sの早期導入に向けた検討
- ・万一子どもの事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実、事故情報の収集・分析に基づく再発防止策の普及や安全教育の充実
- ・子どもの予防できる死亡を減らすため、子どもが死亡した場合にその原因に関する情報の収集・分析、活用等チャイルド・デス・レビュー（CDR）の推進方策の検討など

（思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援）

- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が、自立し社会で活躍することができるようになるためには、経済的な基盤を築くことが重要である。若者にとって働く場は、収入を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもある。また、乳幼児期や学童期・思春期における課題の影響により、若者期にニートやひきこもりといった困難を抱える若者がいる。若年層の非正規雇用者比率は低下傾向にあるものの、ニートの割合は依然として低下していない。趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅や自室から外出しない若者が相当数存在しており、その期間も長期化している。若者の自立や社会参加に向けた取組の充実が求められる。

- ・就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正規雇用への転換、学び直しの推進など、若者の雇用の安定化と所得向上、セーフティネットの確保
 - ・若者の社会参画・社会貢献活動への表彰や活動事例の周知
 - ・子ども・若者支援地域協議会等による相談支援等の促進、
 - ・ひきこもり状態にある若者や家族の状況に応じた相談・支援の推進
 - ・若者の孤立・孤独を含め、孤立・孤独に関する実態把握と対策の実施
- など

(自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- 乳幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期であり、子どもが、自らの発達段階に応じて、心身の健康、性やパートナーシップに関する正しい知識とその子どもに合ったサポートを得られることが重要である。

こころの問題の多くが 10 代に顕在化する一方で、多くの子どもは診断や治療を受けていない。また、WHOの児童思春期のメンタルヘルスに関する報告⁶によると精神疾患の半数は 14 歳以前に発症しており、思春期におけるメンタルヘルスは最も重要な課題である。こうした現状を踏まえ、子どもの心の不調を定期的にチェックする仕組みや、子どもの心の不調に対応できる医師やカウンセラーを増やす取組が必要である。また、子どもを支援する際には、子ども・家族・関係者など、子どもと子どもを取り巻く全ての人に「トラウマがあるかもしれない」という視点を持って対応すること（トラウマインフォームド・ケア）が求められる。子どもに対するメンタルヘルス教育など、子ども自身がSOSを出したり、セルフケアできるようにするとともに、子どもとその周囲（家族・学校・地域社会）に対して、トラウマインフォームド・ケアの知識と実践の普及を図ることが重要である。

子ども・若者にとっては、自らの身体や性の悩みに関して、医療機関（婦人科や泌尿器科など）を受診することは心理的なハードルが高く、気軽に相談したり悩みを受け止めもらえる場や必要なサポートが少ない現状にある。妊娠や出産、妊娠への不安、不妊治療、性暴力などに直面した際に適切に対応できるよう、思春期頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、性の悩みを抱える子ども・若者への相談支援や情報提供、伴走型の支援を充実することが求められる。

- ・学齢期・思春期の子どもや親の心理的・社会的な状態を評価する機会の確保と予防的な情報提供
- ・子どものこころの問題に対応できる医師やカウンセラーの養成
- ・トラウマインフォームド・ケアの知識の普及と実践
- ・心身の健康や性に関する知識等を発達段階に応じて身に付けるための健康教育の推進

⁶ World Health Organization. Adolescent Mental Health. (2020).

- ・ 欧州のユースクリニックも参考にした、ユースフレンドリーな情報提供、相談支援
- ・ 妊娠・出産、性に関する情報提供と伴走型支援の充実
- ・ こどもの権利を保障し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発である「生命（いのち）の安全教育」の内容充実と全国展開など

(こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破)

- 保護者や周囲の人、メディアからの固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の押し付けに対して違和感を持ちながら育った若者は少なくない。こどもが、性別にかかわらず、進路選択をはじめ様々な可能性を拓げていくことができるよう、幼少期から大人になるまでの間に、保護者や周囲の人、学校、メディアなどが、固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けないための取組を進める必要がある。
 - ・ 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発・情報発信
 - ・ 校長をはじめとする教職員や教育委員会に対する男女共同参画に関する研修の充実
 - ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実のための学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムの活用促進
 - ・ 保護者や進路指導の担当教員等に対する女性の高等教育や I T ・ S T E M 分野への進路選択やキャリアに関する理解の促進
 - ・ 多様なメディア関係者と連携した男女共同参画に資する広告やコンテンツ等についての情報発信
 - ・ 教育分野（教育長や教育委員、校長、教頭）やメディア分野の意思決定過程への女性の登用の推進など

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

- インターネットは、デジタル社会において有用で欠くことができないツールである。一方、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが閲覧するには望ましくない情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。低年齢化や利用の実態を踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、有害な情報を閲覧する機会を減少させるための環境整備に取り組むことが求められる。
 - ・ こどもが、発達段階に応じて、情報モラルを含む情報活用能力が得られるような支援
 - ・ 保護者が、こどもの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理できるような啓発・情報発信
 - ・ こどもが有害情報に触れないようにするための取組の推進（フィルタリング等）など

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

困難を抱えるこどもや若者、家庭が、困難な状態から脱する、あるいは、軽減することができ、成育環境にかかわらずこどもが健やかに成長できるよう、こどもと家庭に対し、誰一人取り残さず、途切れることなく、継続的で伴走型の支援を行うことが必要である。

(児童虐待防止対策の更なる強化)

- 児童虐待への対応や予防に取り組むことは、目の前のこどもや家族を守るのみならず、虐待によってもたらされる様々な社会的損失を防ぎ、ひいては社会全体の未来を守ることにつながる。引き続き、児童虐待防止対策の更なる強化が必要であるが、特に、「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、子育て支援に早期につなげるなどの虐待予防の取組を強化することが必要である。児童虐待相談等の増加に見合った児童相談所や市町村の更なる体制強化、要保護児童対策地域協議会の運用改善はもちろんのこと、児童相談所が措置を行う場合等において、こどもの権利が擁護され、こどもの最善の利益を保障するため、こどもの意見を聴く仕組みづくりが求められる。また、虐待問題の解決のためには子育てで孤立し、悩む保護者への支援が必要不可欠であり、ハイリスク家庭への子育て支援や、虐待をしてしまう保護者への回復支援等の充実が必要である。
 - ・子育ての方法がわからず悩んでいる保護者に対する育児支援の充実
 - ・気軽に相談しやすい相談窓口、SNSを活用した相談支援の充実及び支援施策の周知・利用促進・利用者支援
 - ・子育て支援を必要とする家庭を支援に結びつけるための市町村の権限の強化
 - ・ハイリスク家庭へのアウトリーチ支援の充実、市町村と児童相談所の協働型支援の実施
 - ・困難を抱えるこどもについて、学校をはじめとする関係機関・団体等と連携して必要な支援を行う居場所の確保
 - ・居場所がない特定妊婦や若年妊婦への居場所確保支援
 - ・児童相談所の機能強化（実態に見合った児童福祉司等の人員体制の更なる強化、専門性の向上、職員のケア等）
 - ・要保護児童対策地域協議会へのこどもへの具体的な支援活動を行っている民間団体等の参画促進、実効性ある運営のための手引きの作成
 - ・こどもの意見聴取の仕組みづくり
 - ・虐待をしてしまう保護者に対する回復支援の取組強化

など

(社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実)

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援の充実等による社会的養護の受け皿の確保・充実、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ることが必要である。その際、こどもの声に耳を傾け、こどもの意見を尊重した改善に取り組む姿勢が重要である。
 - ・一時保護における期間の適正化、個別的な対応ができる環境整備、保護中における通学保障や行動制限の必要最小限化などの権利保障
 - ・一時保護を含む社会的養護の受け皿の確保、選択肢の拡大
 - ・トラウマ、発達障害、精神障害など重層的な課題を抱えたこどもへのケアの充実
 - ・特別養子縁組等の推進・支援、里親の開拓、里親養育支援体制の構築など家庭養育優先原則の徹底
 - ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、通信環境の整備・改善、こどもの意見を尊重した施設運営の改善
 - ・社会的養護に対する理解促進

など

(社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援)

- 施設や里親の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学や自立した生活を営む上において、家族からのサポートが期待できず、自立に向けた訓練やサポートの不足、保証人の問題などにより、様々な困難に直面している。また、社会的養護の経験はないが、支援や保護が必要であった若者も同様に様々な困難に直面している。こうした状況を踏まえ、社会的養護経験者に対する自立支援の充実はもとより、社会的養護経験者と同様に困難な状況に置かれた若者についても支援の対象として位置付け、寄り添い、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進めることが必要である。
 - ・施設入所中や里親委託中からのリービングケアの充実
 - ・当事者目線に立った進学や自立に必要な利用可能な支援制度などに関する情報提供の充実、情報格差の改善
 - ・身元保証人確保対策事業の積極的活用など保証人問題のサポート
 - ・奨学金制度の弾力的な運用及び周知促進
 - ・社会的養護経験者に対するアフターケア事業の充実
 - ・社会的養護につながらなかった若者の自立支援
 - ・住居の確保等を含めた複合的課題に応じた多職種・関係機関連携による支援
 - ・プッシュ型、アウトリーチ、伴走型など事案に応じた手法による支援

など

(子どもの貧困対策)

- 貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもの希望や意欲がそがれやすい。子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を断ち切ることは、将来の社会福祉費用の増加を抑制し、社会に貢献する人材を育成することにもつながるものとも言える。特に、コロナ禍による家計の急変等の影響から子どもを守る必要がある。こうした認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが求められる。
 - ・学力向上や進路支援のため指導・相談体制の充実等による高校中退の予防、高校生等への修学支援の着実な実施
 - ・高校中退者を対象とした学習支援や、高校再入学時の授業料に係る支援
 - ・授業料減免措置や給付型奨学金による大学生等の修学に関する経済的負担の軽減
 - ・生活困窮家庭やひとり親家庭への就労支援
 - ・児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進
 - ・コロナ禍での臨時休校への対応や感染終息後も見据えた、NPO等地域の力を活用した子どもの居場所（子ども食堂、学習支援）づくり、見守り機能の強化、学校・地域・行政の連携確保、オンライン学習のためのICT環境整備の支援
 - ・生活困窮世帯に対する経済的支援、学習・生活支援の充実
 - ・支援施策の周知・利用促進・利用者支援

など

(ヤングケアラー対策)

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、子ども本人に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらい。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが必要である。また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するためには、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が行われることが必要である。
 - ・関係者・関係機関の情報共有・連携したアウトリーチによる早期発見、把握
 - ・適切な支援につなげられるよう包括的な支援体制の整備
 - ・ピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援

など

(ひとり親家庭への支援)

- ひとり親家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からず、積極的に利用したがらないといった状況がみられる。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個

別のニーズに対応するためにはそれぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を実施することが重要である。ひとり親家庭の相対的貧困率が〇ＥＣＤ加盟国の中最も高くなっている現状を直視し、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげができる相談支援体制を強化することが求められる。

- ・ＩＣＴの活用等によるワンストップ、プッシュ型の相談支援
- ・家事援助、保育所の優先入所等の生活支援や子育て支援
- ・きめ細かな職業訓練、資格取得支援など就業支援の充実
- ・公営住宅に係る優先入居や住宅資金の貸付けなど住宅に関する支援
- ・児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進（再掲）

など

（障害児支援の充実）

- 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要である。このような観点等を踏まえ、障害や発達に課題のあるこどもへの支援は、一般の子育て支援との連続の中で行なうことが求められる。特に、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応することが必要である。また、障害や発達の課題を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくことによりこども本人のみならず保護者やきょうだいの支援を図るとともに、放課後等デイサービス等学齢期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携の下、早い段階から行っていくことが重要である。

- ・医療的ケア児やその家族に対する総合的な相談体制の整備や、保育所・学校での受け入れのための看護師の配置等の環境整備
- ・心理支援や短期入所（ショートステイ）の整備等による家族支援の充実
- ・障害や発達に課題のあるこどもが不登校となった場合にも居場所を確保するための、障害児通所支援事業者と学校等との連携強化
- ・個別支援計画やデータ等を活用した福祉、教育、医療等の関係機関の情報共有・連携のための協議会の設置や環境の整備
- ・障害児支援の質の底上げのための、児童発達支援センターの役割・機能の強化や障害児入所施設の小規模グループケアの推進、支援に携わる職員の専門性向上
- ・障害児入所施設の入所児童等の障害者サービスへの円滑な接続・移行のための自治体間の連携強化

(いじめ・不登校対策)

- いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、重大ないじめ問題への対応が最重要課題の一つであることは論を待たない。また、小中学校における不登校児童生徒数は増加の一途をたどっており、その要因は「無気力、不安」や「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業の不振」「教職員との関係をめぐる問題」など多様である。不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、子どもの視点で要因や状況をとらえ直し、家庭も含めて支援を行う必要がある。こうした課題に対し、学校は、いじめを許さないなど子どもが安心して教育を受けられ、かつ楽しく通える魅力あるものとなることが必要である。

加えて、いじめ・不登校など学校に関して子どもが抱える課題は、様々な要因が密接に関連している。被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることが多く、SC（心理職）やSSW（福祉職）を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援が必要である。他方、SCやSSWについては、配置人数や時間の地域差や学校差が大きく、また、その役割が学校や教員に必ずしも十分に理解されていないため、現状では予防、早期発見・早期対応や、関係機関等との連携が困難との指摘もある。全ての子どもが必要な心理的・社会的支援（予防、早期発見早期対応、効果的な事案対処）を受けることができるようになるためには、福祉や医療など様々な関係機関が連携して子どもを支援する体制整備が必要である。

- ・学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・自治体や民間団体等による不登校の子どもに対する学習支援等の充実（官民協働の力による教育支援センターの機能強化や、不登校特例校、夜間中学校等の設置促進、校内における別室での相談体制の充実等）
- ・子ども・若者支援地域協議会等の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ・支援や、心理・福祉の専門職によるアセスメントとコーディネートを行うワンストップ窓口の設置など、関係機関等が連携した支援体制の整備推進など

(自殺対策)

- 自殺の要因は家族関係の問題や学業面での問題など複合的である。子どもが「相談する力」を身につけられるような支援を行うとともに、大人の側に子どものSOSを受け

止める力を向上させることや多様な相談体制の充実を図ることが必要である。

- ・教員が子どものSOSを受け止められるようにするための研修
- ・保護者対象の普及啓発
- ・学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・SNSを活用した相談体制の構築
- ・相談相手になるボランティア（大学生、シニア等）の育成
- ・心の健康についての教育、精神症状のスクリーニング、児童精神科医療体制の充実など

（非行少年の立ち直り支援）

- 非行は、成育環境の課題、心理面での課題、学校不適応、発達障害などの様々な要因が複合的に重なり合って表われるものであり、非行少年の多くは加害者である前に被害者である。家庭、学校、地域の関係機関・団体が連携し、重層的なアプローチが必要との視点にたって、非行少年を生まない社会づくりや非行少年の立ち直り支援を進めることが求められる。

- ・子ども・若者支援地域協議会等の支援ネットワークの活用
- ・少年サポートセンターや法務少年支援センターによる相談支援
- ・少年院における矯正教育や自立支援のための指導、修学・就労に関する支援
- ・保護観察を受けている子どもに対する社会貢献活動等による改善更生の推進や修学・就労に関する支援、協力雇用主に対する支援など

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

（子どもの人権・権利の保障）

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童福祉法や教育基本法をはじめとする関係法律に基づき、これまでに子どもの権利を保障する取組が行われてきたが、子どもに関するあらゆる政策は、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、虐待、いじめなどの子どもへの権利侵害を防ぎ、子どもの権利を保障するとともに、子どもの発達段階に応じた意見の尊重・反映により、子どもの最善の利益の実現を図るものでなければならない。このため、家庭・学校・地域などのあらゆる場で、当事者である子どもを含めた国民に対し、「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する政府の取組について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うことや、子どもに関するすべての政策の基盤となる「子ども基本法（仮称）」の制定、子どもに関する政策の企画立案過程において、子どもの意見を聴取し、発達段階に応じ、反映するための仕組み、さらには、子ど

もの視点に立って、こどもに関する政策を監視・評価し、関係省庁に対して必要な勧告を行うことができるような機能について検討することが求められる。

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援)

- 制度や支援があっても知られておらず利用されていなかったり、利用の手続きが複雑で分かりにくかったり、負担が大きく、利用を断念するといったケースが少なからずあることが指摘されている。必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者が正確でわかりやすい情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若者世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの利用者支援など、情報発信や広報の改善・強化が求められる。また、地方自治体においては、地域における各種資源の認知度や利用状況についての実態把握を行い、情報や支援が届いていない場合は、その具体的な理由などを分析した上で必要な改善を行うことが求められる。
- また、それでも情報に自らアクセスすることが困難なこども・若者や家庭に対しては、アウトリーチ型の支援を行ったり、申請手続きをサポートしたり、申請後も利用状況を定期的にフォローするような伴走型支援といったアプローチも求められる。
さらに、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口を整備したり、申請書類・帳票類の簡素化・統一化、手続きのオンライン化により、負担を軽減する取組を進めていくことも必要である。

(関係機関・団体間の連携ネットワークの強化)

- 困難を抱えたこどもや若者、家庭は、実態が見えにくく捉えづらいことから、支援がなかなか行き届いていない、届きにくいという課題がある。また、様々な問題が複雑に絡み合っており、1つの部署・団体だけでは解決が困難なことが多い。
- 子ども・若者育成支援推進法において、
 - ① 年齢や世代をまたぐ支援を行うことができ、各々の専門性を有する支援機関が連携し、個人情報の共有が法的に可能な枠組みの下、年齢や世代をまたいだ包括的な支援を行うことができる子ども・若者支援地域協議会の設置⁷
 - ② 相談に応じ関係機関の紹介等の情報提供・助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保
- が、地方自治体の努力義務となっている。

⁷ 秘密保持義務により、個人情報の共有が可能な法的枠組みとなっている。

しかしながら、法施行後 10 年以上が経過し、一部の地方自治体において制度を活用した効果的な取組が見られるものの、いまだ、多くの地方自治体がこれらを整備していない⁸。また、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の連携が不十分である。

- 子ども・若者育成支援推進法の要請に応え得る体制整備が地域においてなされるよう、国において子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置促進と機能強化のための取組を抜本的に強化する必要がある。
また、これらの枠組みを、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みなどと連携させ、多職種連携により支援力を強化することが求められる。
- 学齢期以降、子どもが長い時間を過ごすことになる学校には、学業成績の情報のほか、日々の子どもの様子や健康診断を通じた心身の健康に関する情報、SCやSSWを通じた課題を抱えた子どもの情報が集積している。要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等の法的枠組みを活用し、学校と福祉関係機関、自治体の教育委員会や福祉部局、児童相談所等の関係者間の連携を強化するとともに、関係者のネットワーク化を進めることが必要である。また、重大な事案が発生した場合には、その原因を徹底的に究明した上で、特に教育部局と福祉部局の連携に関する課題を明確化し、更なる連携を推進することが求められる。

(子ども・家庭支援のためのデータベースの構築)

- 先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々の子どもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握できるデータベースを構築し、情報を分析し、支援の必要な子どもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進することが求められる。若者支援においてもデータの活用が有用である。なお、データの活用に当たっては、個人情報の共有が可能な法的枠組みである子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会を有効に活用することが必要であるとともに、必要に応じて個人情報の利活用に関する法的な担保措置を講じることを検討することも望まれる。

(子どもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア)

- こどもの支援に携わろうとする人材が安心してキャリアパスを描けるような安定した雇用環境を整備するとともに、教育・心理・福祉といった様々な専門分野の人材の確

⁸ 子ども・若者支援地域協議会は 128 自治体、子ども・若者総合相談センターは 96 自治体に設置（ともに令和 3 年 1 月 1 日現在）。

保、専門性の向上を図る必要がある。また、地域における身近な大人⁹や若者などボランティアやピアサポート¹⁰ができる人材など子どもの健やかな成長を支える多様な人材を確保・育成することが必要である。さらに、児童相談所や児童福祉施設の職員など、子どもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている支援者に対するメンタルケアに取り組むことも、子どもへの関わりの質の向上につながるものであり、重要である。こうした専門人材についての常勤化を図ることにより、そのノウハウが継続して伝わるようにすることや、安定的にサポートが受けられるような体制を構築していくことも必要である。

(財源と人員体制の確保)

- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、消費税財源を投入した幼児教育・保育の無償化や保育の受け皿拡大、保育士等の処遇改善などにより徐々に増加してきているものの、欧米諸国と比べて依然として低水準となっている。また、我が国の教育に対する公財政支出の対GDP比がOECD平均よりも低いという指摘もある¹¹。

これまでに述べてきたような子ども政策を実現するためには、また、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援を継続的、安定的に提供していくとともに、全ての子どもの可能性を引き出す教育の更なる充実を図っていくためには、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、更に安定的な財源を確保し、思い切った財源投入を行うとともに、十分な人員体制を確保することが必要不可欠である

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

(子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進)

- 子どもの声に耳を傾けることは、子どもを大切にする第一歩である。子どもの声を聴き、子どもの声が尊重される社会の実現を目指すべきである。

このため、子どもに関する政策や取組、世代間合意が不可欠である分野の政策については、その政策決定過程において、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見が年齢や発達段階に応じて、聴取され、積極的かつ適切に反映されるようすべきである。例えば、現行においても内閣府において実施されている、子ども・若者を対象とした意識調査、子ども・若者から意見を聞くユース政策モニターやユースラウンドテーブルの実施、各府省で子どもに関する政策を決める際の子ども・若者を対象としたパブリックコメントの実施などが考えられる。さらに、審議会・懇談会等

⁹ 児童委員・家庭相談員・青少年相談員・社会教育委員・少年補導員・保護司等の民間協力者

¹⁰ 同世代や年齢が近く価値観を共有しやすい若者によるボランティアや相談・支援

¹¹ 他方で、各国の人口構造を踏まえ、教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、子供一人当たり公財政教育支出で見れば、OECD諸国と比べ遜色ない水準であるとの指摘もある。

の委員への若者の参画やこども・若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこども・若者から直接意見を聞く仕組みや場づくり、こども・若者の参画についての評価やインパクト測定についても検討していくべきである。その際、声を上げにくいかども・若者の声をいかに拾っていくかという点にも配慮が必要である。また、こども・若者にとって分かりやすい情報提供をすることや動画配信などを通じて行政の顔が見える親しみやすい広報をすることが求められる。さらに、こども・若者の声が反映される過程や成果を見る化し、こども・若者にフィードバックしていくことが重要である。こうした取組を企画し、実施する担当部署を設置することや、こどもの参画を推進しサポートするユースワーカー（コーディネーター）の養成・確保も必要である。こうした取組は、国のみならず地方自治体においても推進していくべきである。

また、こどもの最善の利益を実現するためには、さまざまな状況にある保護者の子育てをしっかりと支えることが重要であり、子育て当事者の声についても同様に、適切に政策に反映されるよう努めるべきである。

さらに、政策決定過程のみならず、事後的にも、こどもに関する政策について、当事者の視点が欠けていないか、意見を反映したものになっているかをチェックしていくことが必要である。

- 児童相談所による一時保護や施設入所措置など、こどもに大きな影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面において、こどもが意見を表明できる手続きを整備し、こどもの参画を保障するとともに、社会的養護の下にあるこどもの人権を保障するなど、声を上げることが難しいこどもの意見表明を支援したり、代弁したりする者（こどもアドボカシー）を養成・確保し、配置していくことが必要である。また、把握した意見に関する対応等を確認し、こどもの権利擁護を進めるための機関の設置が求められる。

（地方自治体との連携強化）

- こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、日々当事者や支援者の声を聴きながら、現場のニーズを踏まえた新たな試みを始めるのも地方自治体である。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していくことが求められる。また、こども政策の推進に当たっては、国と地方自治体が車の両輪となり、現状及び課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要がある。そのためには、地方自治体からの視点で制度や政策の有効性や使い勝手を検証できるよう、国と地方自治体の間で人事交流を推進する、国と地方自治体の定期的な協議の場を設けるなどによりP D C Aサイクルを回し、こども・子育て当事者のニーズに即した仕組みやサービスの改善や拡充につなげていくなど、国と地方自治体が、それぞ

れの視点を共有しながら政策を推進していくことが求められる。政策実現の現場においては、地方自治体自らが、地域の実情に応じて、主体的に政策を企画立案し、実施することが重要であるとともに、誰もが等しく受益すべき支援施策については、どの地域でも格差なく、公正・公平に標準となる施策を実現できるよう、国から地方自治体への適切な支援を行うことが求められる。

(NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働)

- 全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者、子育て家庭に対する様々な支援活動を行っているNPOをはじめとする民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化し、積極的な対話・連携・協働を図っていくことが求められる。また、民間団体等の活動実践を通じて把握されたニーズやノウハウを踏まえ、政策立案につなげていくことが重要であり、こども政策を担う国の組織への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提案も積極的に受けていくなど国における必要な体制を確保することが必要である。

(データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価)

- こどもや若者の置かれている状況は多様であり、抱える課題が複雑かつ重層的であることを踏まえ、多種多様な指標を活用して、政策を多面的に評価し、改善につなげることが重要である。

このため、行政のデジタル化を進め、各種統計におけるこどもに関するデータや、こどもに関する意識調査、こどもの健康や学力等に関する情報のデータベースの構築・活用などを更に充実させることが求められる。これらを通じて、個人情報保護との関係に留意しつつ、こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、現状把握にとどまらず、政策効果を明らかにした上で、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う必要がある。また、政府が令和3年に作成した「子供・若者インデックスボード」を更に充実させるなど、多様なデータを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていくことが求められる。重要な政策を導入するときには、その効果測定を行うことをあらかじめ計画等に組み込むことも重要である。

データ収集・分析能力を向上させ、エビデンスに基づく政策立案を行っていくための国における必要な体制を確保することが必要である。

（別紙）こどもと家庭を取り巻く現状

○ 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難である。我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面に入った後、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2020 年の出生数は 84 万 835 人と過去最少を記録¹²した。

コロナ禍がこれに追い打ちをかけている可能性があり、例えば、2020 年の婚姻件数は約 53 万組と前年から 7 万組以上減少¹³し、妊娠届出件数は約 87 万件で前年比 5 %減少¹⁴した。

○ 若い世代が結婚や子育てに希望を見出しづらい状況になっている。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率をみると、正規の職員・従業員では、25～29 歳で 30.5%、30～34 歳で 59.0% となっているのに対し、非正規の職員・従業員では 25～29 歳で 12.5%、30～34 歳で 22.3% となっており、非正規雇用の方が正規雇用の方に比べて未婚率が顕著に高い¹⁵。また、子育て世代の 30 歳代、40 歳代の男性のうち、2020 年でそれぞれ 10.2%、10.4% が週 60 時間以上就業しており、他の年齢層に比べて高い水準となっている¹⁶。「男は稼ぎがないと結婚できない」という考え方から不安を感じている男性がいるとの指摘もある。

結婚や出産を当然と考えている社会の価値観や他者からの意見などにより自分の望む選択ができないと思っている女性、結婚やこどもを望んでいても出産によるキャリアの分断への不安から「こども＝コスト」と考える女性がいるとの指摘がある。

今や約 8 割の世帯が共働きとなっている中で、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などがあいまって、家事・育児の負担が就業の有無や形態にかかわらず女性に偏る「ワンオペ育児」の状況が依然として続いている。コロナ禍により、昨年には一斉休校が行われ、地域の子育て広場や相談機関が機能しなくなつたことにより、子育ての孤立・不安、いわゆる「孤育て」が深刻化している。

○ 生まれ育った環境によって、こどもの将来が閉ざされている社会となっている。こどもの相対的貧困率は 2018 年に 13.5% と 7 人に 1 人が貧困の状態にある¹⁷。とりわけ、

¹² 厚生労働省「人口動態調査」。

¹³ 厚生労働省「人口動態調査」。

¹⁴ 厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ。

¹⁵ 総務省「平成 29 年就業構造基本調査」。

¹⁶ 総務省「労働力調査」。

¹⁷ 厚生労働省「国民生活基礎調査」。なお、総務省「全国消費実態調査」では 2014 年で 7.9%。

ひとり親家庭は厳しく、相対的貧困率はO E C D 加盟 34 か国の中でも最も高い 48.1%¹⁸、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率は 58.5% と全世帯の 73% を大きく下回っている¹⁹ 状況にある。

○ 家庭、学校、地域などの場所を問わず、子どもや若者の生命や安全が危機にさらされている。コロナ禍が拍車をかけており、深刻な影響が残ることが懸念される。

2020 年における子どもの自殺は約 800 人であり、10 代の子どもの死因の最多は自殺となっている。

2020 年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は約 20 万件と過去最多²⁰。児童虐待防止法制定直前の約 18 倍まで増加している。また、警察が検挙した児童虐待事件における被害児童は 2019 年で 1,991 人であり、増加が続いている²¹。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに 2019 年 6 ~ 8 月に寄せられた面談による相談 719 件のうち 4 割以上を 19 歳以下の子どもが占めており、中学生に限っても約 2 割となっている²²。

小 4 から中 3 の 6 年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった子どもは被害も加害も 1 割のみであり²³、2020 年度は、学校におけるいじめの認知件数は特に小学校で増加傾向が続き全体で約 51 万 7,163 件、いじめの重大事態の発生件数は 514 件となっている。2020 年度こそ認知件数・重大事態の発生件数は減少したものの、2019 年度まで増加が続いている。暴力行為についても小学校で増加傾向にあり 2020 年度は小学校で 41,056 件となっている。小中学生の不登校は 8 年連続で増加し、2020 年度は過去最多の 19 万 6,127 人となっている²⁴。

小学生の約 5 割、中学生の約 8 割、ほぼ全ての高校生がスマホでインターネットを利用する中、インターネットを 1 日あたり利用時間が 3 時間以上の子どもは、小学生で 3 割以上、中学生で約半数、高校生で約 7 割となっている²⁵。S N S に起因する犯罪被害に遭った子どもは増加傾向にあり 2020 年に 1,819 人²⁶ となっており、また、いわゆるネットいじめの件数は増加が続き 2020 年度は 1 万 8,870 件で過去最多²⁷ となっている。

¹⁸ 同上。なお、「全国消費実態調査」では 2014 年で 47.7%。

¹⁹ 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」及び文部科学省「学校基本調査」。

²⁰ 厚生労働省「福祉行政報告例」。

²¹ 警察庁「少年の補導及び保護の概況」。

²² 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」

²³ 文部科学省国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2016-2018」。

²⁴ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

²⁵ 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」。

²⁶ 警察庁「令和 2 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」。

²⁷ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

- 我が国のかどもの Well-being は低く、かけがえのないかどもの時代を健やかに過ごすことができていない。

内閣府の調査²⁸では、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は 45.1% と諸外国と比べて低い。ユニセフの調査²⁹によれば、38 か国中、身体的健康は 1 位だが、精神的幸福度は 37 位となっている。

- コロナ禍は、こどもや子育て家庭に深刻な影響を与えており、かどもの将来への影響も懸念される。

例えば、内閣府で 2020 年 11 月に行った青少年意見募集事業において、「あなた自身も含め、子供・若者は、今どんなことで悩んだり困ったりしていると思いますか。詳しく教えてください」という質問に対し、13-29 歳のユース特命報告員 170 名（男性 54 名、女性 116 名）から以下の意見が寄せられた³⁰。

- ・社会進出の機会が少なくなったこと、人との交流が少なくなることにより、集団活動への不安があると考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・学校生活への影響（休校措置への不安、オンライン授業への不安、受験への不安など）、家族との距離感（在宅勤務導入による家族間トラブルなど）。（女性/18 歳/高校生）
- ・コロナで親の収入が減ったため、進学先を変えざるを得なくなってしまった。（女性/18 歳/高校生）
- ・楽しみにしていた行事が奪われたり、友達と会うことができず、親と接する時間が増え、長い時間親ということからストレスが生まれ、親に対して不満を持ちやすい状況であると考える。また、親にとってもリモートワークなどにより、子供を見ながら仕事をしなくてはならない環境になり、子供に対してストレスをぶつけてしまうケースが多くなっていると考える。このことからも子供達はより家庭に居づらいと感じ、家出や、ネットトラブルに巻き込まれてしまっているのではないかと考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・コロナのせいで毎日マスクをつけて学校に行かなきゃいけないのが苦痛。グループ討議もあまりないのでつまらない。学校 자체が苦痛。行けない。（男性/13 歳/中学生）
- ・3か月の自粛期間での勉強に対する不安、コロナウイルスでの入試の動向などの不安でストレスが溜まっています。しかし、学校に来るカウンセラーさんは週に一回のみで、常に予約が満杯で予約するのが困難な状況です。今の若者には話を聞いてくれる

²⁸ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」。

²⁹ ユニセフ・イノチエンティ研究所「レポートカード 16-子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か（英語版：2020 年 9 月、日本語版：2021 年 2 月）。

³⁰ 詳細は、内閣府「令和 2 年度第 3 回青少年意見募集事業結果」を参照。

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-opinion/report/pdf/r02/3rd.pdf>

人、相談に乗ってくれる人が必要です。(女性/18歳/高校生)

- ・コロナで家計が急変したり、バイトがなかなかできなかったりして学費等の支払いや生活費がギリギリな状態なこと。(女性/19歳/専門学校・短大などの学生)
- ・コロナによって色々な行事の時期がずれて例年と違うため受験や卒業式についての情報がわかりにくくなっていると思います。(男性/17歳/高校生)
- ・新型コロナウイルスに感染してしまった後、以前と同様な生活(友達からどのような対応をされるかなど)を送れるかが心配。(男性/15歳/中学生)

また、内閣府が、2021年2月から3月にかけてインタビューを行った全国18のこどもや若者の育成支援団体からは、こども・若者の変化として、ストレスや不安の高まり、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、問題行動の発生などが、また、保護者の変化として、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になったりしている様子が指摘されている³¹。

³¹ 詳細は、令和3年度版子供・若者白書コラム1を参照。https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s1_3.html#column_01

こども政策の推進に係る有識者会議 構成員・臨時構成員

[構成員]

秋田喜代美	学習院大学教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
○ 古賀 正義	中央大学大学院教授
佐藤 博樹	中央大学大学院教授
◎ 清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問
宮本みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授

[臨時構成員]

青木康太朗	國學院大學准教授、
川瀬 信一	独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
菅野 祐太	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
北川 聰子	認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官
櫻井 彩乃	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
谷口 仁史	Torch for Girls 代表、#男女共同参画ってなんですか代表
辻 由起子	認定NPO法人スクーデント・サポート・フェイス代表理事
土肥 潤也	大阪府子ども家庭サポートー、社会福祉士
中島かおり	NPO法人わかもののまち事務局長
中室 牧子	NPO法人ピッコラーレ代表理事
堀江 敦子	慶應義塾大学教授
前田 晃平	スリール株式会社代表取締役
松田 妙子	認定NPO法人フローレンス 代表室長
山口 有紗	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
山口慎太郎	子どもの虐待防止センター、小児科専門医、子どものこころ専門医
吉村 隆之	東京大学大学院教授
李 烏植	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
渡邊 正樹	NPO法人 Learning for All 代表理事
	東京学芸大学教職大学院教授

◎：座長

○：座長代理

こども政策の推進に係る有識者会議 開催経過

○第1回 令和3年9月16日(木)

- ・構成員報告
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第2回 令和3年10月18日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第3回 令和3年11月8日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第4回 令和3年11月10日(水)

- ・清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ・取りまとめに向けた議論

○第5回 令和3年11月19日(金)

- ・取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（7月～11月）し、その概要を
第2回・第3回有識者会議に報告【参考1】

※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、その概要を
第4回有識者会議に報告【参考2】

こども政策に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）【参考1】

令和3年7月から、事務局においてこども政策に関する様々な分野の当事者・有識者に対してヒアリングを実施。当事者・有識者から聴取した意見のうち、事務局において取りまとめたポイントは以下のとおり（なお、個別分野の政策に関する意見などヒアリングの全体概要は別紙のとおり）。

1. こどもの問題行動はこどもからのSOS

問題行動はこどもからのSOSの発信。こどもは困って苦しいから問題行動を起こす。また、非行少年たちは加害者となる前に被害者であることも多く、多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」「不器用な子」「助けられない子」であり、家庭にも学校にも居場所がない場合が多い。声をあげにくいこどもは自分の境遇のことを訴えることを諦め、孤立してしまっている。

2. こどものSOSやこどもの声を受け止める環境、社会づくり

こどものSOSを受け止める大人の力の向上を図ることが必要。こどもと対等な目線で接し、こどもが安心して話ができるようにしたり、同じような世代のピアソーターが重要。非行少年も自分のことを想ってくれる人との関わりで変わっていく。「育て直し、育ち直し」ができる社会を作っていくことが必要。声をあげられない子、諦めてしまっている子が当たり前の権利を主張し、その声が受け入れられる社会にすることが必要。また、学校や家庭以外のサードプレイス（居場所や相談できる場所）があるとよい。

3. プッシュ型支援・伴走型支援の重要性

要支援の人ほどSOSを発しないため既存の支援では守られにくいという課題がある。地域資源とのつながりや人材の協力を得て、オーダーメイドの支援方策を作り出すことが必要。また、支援の情報が支援を必要としている人に届いておらず、結果として申請までたどり着いていない。広報の強化と同時に、必要な情報を手元に届けるべくSNSを活用したプッシュ型通知を行うようにしたり、役所での手続きに際しオンラインでの事前予約を可能にしたり、手続きの仕方自体を教えるような伴走型支援も重要。そのような支援を行う者の養成・スキルアップが必要。

4. 発達に課題のある特別な支援が必要なこどもへの対応

こどもが小さければ小さいほど保護者はこどもの障害を受け入れられない面がある。発達障害のこどもへの支援は子育て支援の延長として行う方がいいが、こども政策の中で障害児支援を実施する場合には障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。また、児童デイサービス、放課後等デイサービスと幼児教育・保育機関や学校との間でこどもの情報をお互いに共有し連携することも重要。

5. 子育てで孤立する親を支援することがこどもの幸せにつながる

子育てで孤立している親をなくしてほしい。（子育てを支援することで）親が幸せになれば、自然とこどもも幸せになれる。虐待してしまう親も孤立しており、保護者に対する回復支援も必要。それがないと虐待もなくならない。

6. こども政策を推進する際の関係機関・団体間の連携、データの活用

こどもの課題は様々な問題が複雑に絡みあっているため、一つの部署・団体では解決不能。教育委員会や学校、行政の福祉部局、児童相談所、地域の関係機関等の連携と情報共有が重要。その際、機関や団体の間をつなぐ役割を果たす人材の配置が不可欠。行政機関内では関係部局間の交流人事を行うことも有意義。こどもの全方位に渡る情報を集約した自治体データベースを構築し、データを通じた見守りを行うことで、貧困や虐待など要注意のこどもを早期に発見・支援することが可能。

1

こども政策に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）

7. こども・家庭支援のための投資の必要性

こども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっている。こどもを生みたいと思いつく。また、こどもの貧困の連鎖を解消するためには、学習支援や生活支援などの経済的支援に加え、こどもが文化的資本や社会関係資本を蓄え、自立する力をつけていくことが重要。こどもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべき。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施するべき。中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべき。

8. 妊娠期から出産前後、子育て期に至る切れ目ない支援

ハイリスク妊娠婦が増加しているほか、晚婚化・晚産化、育児の孤立化などにより、妊娠婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつなど妊娠婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊娠婦の自殺、妊娠健診未受診妊娠婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。

9. 就学前のこどもの育ちの保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

円滑な小学校との接続のためにも、こどもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった遊びを通じた学びが大切で、職員が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。また、豊かな小学校生活は豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。

加えて、幼児教育・保育の質の確保には、要領等の理解と実践、職員の資質向上、ノンコンタクトタイムの確保、保育の少人数化、適切な評価等が重要。

欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、幼児教育・保育の利用に繋げることや、レスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。

10. 心のケアは、思春期における最大の健康課題

こころの問題を抱えるこどもも増えているが、気づかれず未治療の場合も多い。こどものこころの問題を定期的にチェックする仕組み等の創設が必要。こどもの心のケアのために予防という観点も重要であり、こどもの声の聴き方や心が傷つくとはどういうことかに関する知識を身に付けるとともに、「トラウマがあるかもしれない」という視点（トラウマインフォームド・ケア）で、こどもへの支援についていくことが必要。

11. こどもの人権・権利の保障、こどもや子育て当事者の声の政策立案への反映

こどもの視点にたったこども行政を進めるためには、こどもの権利に関する国の基本方針や理念、こども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナーの設置等を内容とする「子ども基本法（仮称）」の制定が必要。政策立案や行政措置に、こどもの声や意見を聞き、反映していくためには、こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必要。また、政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くには様々なチャネルが必要であり、見つけやすさが重要。行政と双方向のやりとりや、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

2

事務局によるこども政策に関する当事者・有識者ヒアリング 概要

※ 事務局においてヒアリング内容をまとめたもの

目次 (氏名・ヒアリング実施日・分野)

・希咲未来さん (7/20) 【社会的養護経験当事者】	p1
・門間美佳さん (7/22) 【思春期保健相談】	p2
・今井紀明さん (7/29) 【困難を有するこども・家族への重層的支援】	p3
・市川宏伸さん (8/3) 【発達障害児支援】	p4
・甲斐田万智子さん (8/17) 【子どもの権利】	p5
・草薙めぐみさん (8/17) 【子育て支援】	p6
・新井肇さん (8/18) 【自殺予防】	p7
・泉房穂さん (8/19) 【地方公共団体】	p8
・水野達朗さん (8/20) 【家庭教育支援】	p9
・田中沙弥果さん (8/23) 【理系女子支援】	p10
・榎浩一さん (8/25) 【特別支援教育】	p11
・中村すえこさん (8/26) 【非行からの立ち直り】	p12
・貝ノ瀬滋さん (8/27) 【学校・家庭・地域の連携】	p13
・定本ゆきこさん (8/30) 【非行対策】	p14
・栗林千絵子さん (8/31) 【子どもの貧困】	p15
・高橋亜美さん (8/31) 【児童虐待・社会的養護、自立支援】	p16
・竹内和雄さん (9/1) 【ネット問題】	p17
・倉田哲郎さん (9/2) 【教育と福祉の連携、データ活用】	p18
・田中麗華さん (9/3) 【社会的養護経験当事者】	p19
・内田千春さん (9/13) 【外国につながるこどもへの幼児教育・保育】	p20

・福田萌さん (9/17) 【社会的養護に関する普及啓発、子育て当事者】	p21
・植田誠治さん (9/24) 【健康教育(性に関する指導含む)】	p22
・奥山真紀子さん (9/29) 【子どもの権利】	p23
・高橋恵里子さん (9/29) 【子どもの権利】	p24
・高橋愛子さん (9/29) 【子どもの権利】	p25
・渡辺由美子さん (9/30) 【子どもの貧困】	p26
・末富芳さん (9/30) 【子どもの貧困、データ活用】	p27
・鈴木晶子さん (10/1) 【居場所づくり】	p28
・小澤いぶきさん (10/6) 【子どもの心のケア】	p29
・柿沼平太郎さん・東ヶ崎静仁さん (10/15) 【幼児教育・保育(認定こども園)】	p30
・天野妙さん (10/15) 【子育て当事者】	p31
・藤林武史さん (10/18) 【子どもの権利擁護、児童虐待問題】	p33
・藤澤啓子さん (10/25) 【幼児教育・保育の質の評価・向上】	p34
・五十嵐隆さん (10/25) 【子どもの医療、健康】	p35
・曾木書代さん (10/26) 【幼児教育・保育(保育所)】	p36
・加藤篠彦さん (10/27) 【幼児教育・保育(幼稚園)】	p37
・可知悠子さん (11/1) 【未就園児家庭への支援】	p38
・福井トシ子さん・井本寛子さん (11/2) 【妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援】	p39

希咲 未来さん (コラボなみらい 広報グループ) 【社会的養護経験当事者】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 父親からの暴力・性的虐待を受け、居場所を求めて夜の街を彷徨った元家出少女。児童自立支援施設や一時保護所などの社会的養護経験者。
- 18歳で施設を退所後、職員が部屋だけ借りてくれたがそれだけでは生活できず、管理売春被害に遭遇。その後、支援団体とつながり管理売春から抜け出し、現在は別の支援団体の広報として活動。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 問題行動は子どものSOS。大人は問題行動を起こす子どもを問題児としてしか見ないが、子どもは困っていて苦しいから問題行動に出ている。私自身は、話を否定せず聞いてくれるお兄さんお姉さんのような大人と出会い、困難から立ち直ることができた。問題児としてではなく、対等に同じ目線で接してくれる、安心して話せる大人が必要。また、虐待当事者の子にとっては、放課後以降の夜の時間に相談できる人が必要。
- 良い担当者に出会わないと適切な支援を受けられない、とならないように、行政のどの窓口・担当者でもしっかりと話を聞いて対応できるような体制をつくってほしい。
- 奨学金やアフターケアも、多くが児童養護施設や里親の子どもが対象であり、児童自立支援施設や援助ホーム出身だとその後の支援が少ない。児童養護施設に入所する子も児童自立支援施設に入所する子も困りごとは一緒のはずなのに、大人の判断で施設を指定され、その後の支援の幅が決まってしまう。そのような支援の格差をなくしてほしい。
- 虐待をしてしまう親への支援が足りないと感じる。虐待をする家庭は親も孤立しており、親への支援がないと虐待は減っていないのではないか。
- アフターケアについて、施設にいる段階で退所後にどのような支援が受けられるかの情報が得られるようにして欲しい。また、施設に入所したことで高校を退学させられることがあり、国として学び直しの支援を充実させて欲しい。どのような支援が必要か当事者目線で一緒に考え、否定せず話を聞いてくれる、伴走型のような支援があると良い。
- 学校でのいじめについて、周りの生徒の目もありスクールカウンセラーのところには通いづらく、学校の外にも通いやすい相談の場があると良い。自分自身は、家や学校以外の居場所がインターネットだった。衣食住などはむしろ性風俗業の人々が助けてくれたが、そのような関わりを防ぐには、社会が過ちを犯しても戻ってこれる場所を用意して、差別的な目で見ないことが重要。
- 児童相談所について、施設の金銭的な問題が解決すれば、施設環境や職員の疲労などが解決していくのではないか。また、一時保護所は管理的な部分があり、一時保護委託がもっと増えると良い。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 産婦人科医。すべてのライフステージの女性が、受診しやすい、相談しやすい身近な女性のクリニックを目指して、「藤沢女性クリニックもんま」を開設。
- 2017年、2018年に神奈川県平塚市で起こった新生児遺棄事件をきっかけに、危機的妊娠でつらい思いをする女性と子どもを減らしたいという思いから、自身のクリニックに、中高生向けにワンコイン（500円）で専門家に相談できるユースクリニックを併設。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- モデルとしたスウェーデンのユースクリニックは無料で相談でき、ピル、避妊具も18歳以下は無料。全土に250か所以上存在し、若者の9割が利用経験がある。ユースクリニックでは、自分の身体、月経、避妊などについて正確な情報を得られる。自分の身体や心、人間関係などについて相談できる。
- DV、性暴力、望まない妊娠など、困った状況に陥ってから相談相手や場所を探すのは困難なので、そのような状況に陥る前に、気軽に立ち寄れる、専門家に相談できるユースフレンドリーなユースクリニックの存在を知ることが大切。
- ユースクリニックを気軽に利用してもらえる場所にするには、学校、特に養護教諭との連携が重要。（スウェーデンのユースクリニックでは、学校の保健の授業で地域のユースクリニックを訪れて、何があればユースクリニックに相談するよう教えられる。）ピアソポーターとして、大学生に協力してもらえると双方にとってよいと考える。
- ユースクリニックの対応で大切なことは、望ましくない行動に対してもジャッジされないこと、秘密を守られること、安心して相談できる環境であること。寄り添うことが重要。
- ユースクリニックを広めていきたいと考えているが、行政には、自主的に取り組んでいるクリニックへの金銭的支援など、持続可能な支援をしてほしい。数年後には、駅前にユースクリニックがある社会にしたい。
- こども・若者の人権を守るため、包括的性教育は必要。包括的性教育を行う上では、人間の体や性に対する知識のみではなく、人間関係や価値観、ジェンダーの理解、ウェルビーイングのためのスキルなど、コミュニケーションや意思決定のための態度とスキルを身につけることが必要。性教育は全員が学ぶことで効果が高まる。親と養護教諭に対する性教育も重要。
- コロナ禍で、もともと不安定な思春期のこどもに負荷がかかり、精神的・身体的な問題が起こりやすくなっている。その1つの表れとして摂食障害、月経不順という身体の症状を主訴に医療機関を受診するが、時間をかけて話を聞くこと、家族関係、友人関係のストレスなど精神面の課題が隠れていることが多い。看護師などによる思春期カウンセリングを行った場合の加算のようなものを設けてほしい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 不登校・高校中退などの困難を抱えたこども・若者に対するオンライン相談（ユキサキチャット）のほか、保護者に頼れず困窮するこども・若者への食糧支援、現金給付などを行っており、必要な場合は公的な支援へつないでいくことも行っている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 国の支援は世帯単位で行われており、直接こどもに届いていない。コロナ禍で、特に一人暮らしで親に頼れない若者からの相談がかなり増えており、10代で家から追い出され友達の家に泊まっているなどの事情を抱えたこども・若者に対して、D×Pでは直接支援を届けている。
- コロナ禍で苦しい状況にあるこども・若者の共通点としては、単身世帯で親に頼らず中卒・高卒で就労している、ひとり親世帯であることにより親に頼れない大学生、給与が一方的に減らされたが親に頼れない新社会人、などが挙げられる。
- こどもの課題は様々な問題が複雑に絡み合っており、一つの部署・一つの団体では解決できない。自治体の中でも、教育委員会や行政の福祉部局、児童相談所など様々な関係者がいるが、関係者間での情報共有がなされていないのが課題。情報共有に関してしっかりと取り組んで欲しい。
- こども・若者に支援の情報が届いておらず、申請までたどり着かない。広報をどう強化していくか課題であり、紙だけではなくSNSなどをもっと活用していって欲しい。オンライン申請や、オンライン相談にも取り組んでほしい。
- 契約行為が20歳からであり、20歳未満のこどもは保護者の同意なく住居や携帯電話などが契約できない点も、15～19歳のこどもへの支援がしにくい要因となっている。未成年者の契約行為が単独でできないことで、就労にもつながりにくく、仕事ができないと住居も失う。福祉サービスに継続的につながるためにも住所は重要であり、公営住宅を使って、無職で保証人なしでも家賃負担なく入居できるようにするなど、居住福祉政策に今後力を入れていってほしい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 児童精神科医として診療に当たるとともに、埼玉県発達障害者支援センター所長、発達障害当事者等の団体の連合体（日本発達障害ネットワーク）の代表を務める。
- その他、学校医、特別支援学校の運営委員、国立特別支援教育総合研究所の講師、知的障害児者施設の設立・運営等の勤務・活動を行う。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 発達障害は、子育ての仕方のみが原因で生じるという誤解があつたが、何らかの脳機能障害が前提であることが分かってきている。対人コミュニケーションに課題があるため、集団適応が難しく不登校になり、不登校が継続すると、ひきこもりに移行することがある。
- 発達障害があることを本人や家族も気づかないこともあります。成人になり就職してから初めて受診するケースもある。
- 発達障害者支援法の制定・施行により世の中の理解が進み、保護者は子どもの発達障害を早期に把握できるようになっており、幼少期から必要な支援を行うのは意味があること。
- 一方で、子どもが小さければ小さいほど保護者は子どもの障害を受容しづらい面もあり、発達障害児への支援は子育て支援の延長として行う方がいい。
- こども政策の中で障害児支援を実施する場合には、障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。
- 放課後等デイサービス（福祉）と学校（教育）との間で情報交換が不十分といった課題があり、放課後等デイサービスを利用する子どもの情報をお互いに共有することが必要。
- 発達障害については、社会全体が当たり前のこととして受け入れていくことが重要であり、時間をかけて少しずつそのような社会に変換していくことが望まれる。

＜経歴・主な活動内容等＞

- すべての子どもがあらゆる暴力から守られ、子どもの権利、特に参加の権利を実現していく社会を目指し活動している。イギリスサセックス大学修士修了。アジア数カ国で活動。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 日本においては、子どもの権利条約のうち参加の権利が特に軽視されてきた。その結果、子どもたち自身に関わる問題に子ども達の声が反映されていない。自治体レベルで見れば、子どもの意見を取り入れることに真剣に取り組む自治体があるが、自治体間の格差が非常に大きく、全国一律の取組が必要。
- また、声を上げにくい子どもは自らの境遇について発信することを諦め、孤立している。そうした子どもが周囲から孤立するのではなく、当たり前の権利を主張することができ、その声が受け入れられ、その声をもとに問題解決していく社会にすることが必要。
- そのためには、子どもの権利を基盤に子ども政策を一元的に扱う省庁とそこから独立し、子どもの声を専門に聞き、調査・勧告を行う子どもの権利擁護・監視機関が必要。
- 現行の法令は「育成法」や「育成条例」など、名称からして子どもを客体と捉えている。子どもを権利の主体に置いた新たな子ども基本法を制定することで、支援者などのおとなのみならず、子ども自身も自らが社会を変える主体だと認識するのではないか。
- ヨーロッパでは、子どもの政治的な参加（地域社会への参加＋政策についての意見表明）が大事にされている。子ども基本法や体制の整備によって、このようなまちづくり、政策提言活動に参加することを小学生段階から当たり前と思えるよう社会規範を変えていくことが重要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 自身の子育てにおいて地縁や血縁のない中で孤立し、子育ての不安や困り事から育児サークルを主宰。その後、親同士が共に学び合い活動を支え合える地域に根差した子育て支援を行うNPO法人子育てネットくすくすを創設。
- 障害の有無にかかわらず家族全体への支援が必要とする理念のもと、多様な支援活動を実施。コロナ禍ではDV、虐待の支援を必要とする子育て家庭への訪問支援や病院付添い、子ども食堂・困窮家庭への食糧支援などの活動を実施。
- 予防支援として、乳幼児とのふれあいを通じた中学校との家庭教育(H17~)や妊娠期・乳幼児期の親の孤立を防ぐために母子保健事業の両親学級・健診等へ出向く(H16~)。また当事者同士のグループ活動(医療的ケア・障害のある親同士のピアグループ等)にも注力。地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業でのアウトリーチ活動に力を入れて取り組んでおり、関係機関(住民・保健・福祉・医療・司法・教育等)と連携して子育て家庭への伴走支援を実施。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 要支援の人ほどSOSを発しないので既存の支援では守られにくい課題がある。だからこそ、オーダーメイドの支援の中で地域資源とのつながりやマンパワーの協力を獲得しながら、必要な支援をつくりだすことが必要不可欠。また、ひとり親世帯や経済困窮者世帯への活動(子ども食堂・フードパンツリー等)に国・地方自治体の支援はかかせない。
- これまで支援してきた中で虐待をしてしまった保護者への支援が特に不足していると感じる。児童相談所の一時保護やペナルティを科すだけではなくその保護者に対する支援プログラムを民間と連携するシステムが必要。
- 中・高校生を対象に退学した学生(出産等含)への支援を強化すべき。教育と福祉の縦割りの弊害を感じる。教育等の場に退学者のための相談窓口の設置と退学時に個別に具体的な支援をするSSW(スクールソーシャルワーカー)が必要。
- あらゆる子育て家庭に開かれた地域子育て支援拠点事業については賃金保証や人材不足等の課題があるが自治体ごとに事業者への関与・支援の格差があり、保護者に必要な支援が届くような地域づくりをしていく必要がある。
- コロナ禍で支援が必要な人が制度からこぼれ落ちており、困り事を抱えている人へ伴走できる支援者の養成・スキルアップが必要になっている。制度や支援の隙間に落ちてしまう子どもや、課題が多様化している家庭への個別支援を充実させて欲しい。また困難を抱える若年世代に対してやり直しできる政策づくりをお願いしたい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 専攻は生徒指導論、カウンセリング心理学。いじめ、自殺等をはじめとする諸課題に関する施策の推進について識見を有する。
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議委員、いじめ防止対策協議会委員等を務める。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 自殺の要因は複合的に絡み合っていることが多いが、警察調べによると、小学生では「家族からのしつけ・叱責」「親子関係の不和」、中学生では「学業不振」「親子関係の不和」等が多い。高校生では、女子で「(うつ病等の)心の病」男子で「進路の不安」の比率が高くなる。いじめを原因とするものは数% (一桁)。
- まずはこども自身が「相談する力」を身に付けることが重要。
- 相談先は、友達、親、学校の順に多いが、SNSを活用した相談体制の構築も必要。また、学童保育など放課後にこども達が集う場所には、短時間でもいいのでトレーニングを受けたボランティア(大学生、シニアの方等)が来て活動しながら子供の話を聞くなど、多様なチャンネルを用意することが必要。
- 大人(教職員や保護者等)のSOSを受けとめる力の向上が必要。こどもから話を聞いた大人は、大人の感覚や価値観でとらえるのではなく、こどもの発言の背景にある気持ちを聞くことが大切。このため、
 - ・ 教員研修が重要。自殺予防を教える授業づくりの過程を通じて、こどもからの発信の受けとめ方が変わる。教員が変わるとこどももSOSを出せるようになる。
 - ・ 保護者対象の普及啓発研修も重要。自殺予防を含めたこどもへの対応に関する研修が大事で、特に進学時や思春期を迎える際には、カウンセラーによる研修が有効。
- こどもが学校で相談できるよう、常勤のSC・SSWの配置、もしくは、授業をもたずにこどもの相談に関わることのできるコーディネーター役の教職員の配置が望ましい。また、コーディネーター役として自治体にSCやSSWのスーパーバイザーを配置すると、保護者や福祉関係機関との調整が機動的に行えるようになる。教職員の多忙化が言われる中、一人の教職員だけではなく学校がチームとしてこどもを支える体制、学校と保護者、地域の関係機関がパートナーとして連携・協力できる関係構築が重要。

泉 房穂さん（兵庫県明石市長）【地方公共団体】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 元衆議院議員・弁護士・社会福祉士。2011年より兵庫県明石市長を務め、現在3期目。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- こども政策を推進していくためには、①発想の転換、②組織・人の拡充、③予算の拡充、④国民の理解を得ることの4点が重要。
- ①は、親ではなくこどもに着目し、地域・行政も含めてこどもを育てていく必要があるということ。子育て施策に関しては、世帯主義と申請主義が課題だと思っている。親の責任だけで終わってしまうが、親が悪いというだけでは子どもの貧困や児童虐待の問題も解決しない。
- 明石市のこども政策は、救貧施策と子どもの未来を作るための全てのこどもに対する施策の2つに分けて実施している。後者には所得制限をかけておらず、これにより明石市の人口も増加に転じた。こども政策は本来中間層まで広くターゲットに施策を打つべき。
- ②の組織・人の拡充に関しては、こども政策を担う専門職について、行政にも弁護士をしっかり配置すべき。本来は、こども、児童相談所、親それぞれの立場から弁護士が必要だが、特に子どもの代理人として弁護士が必要という視点が抜けている。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのなり手がいない、活躍の場が少ないことも問題。学校にそのような人材を配置することが重要であるが、人材がいないのが現実。学校の中で人材を育てるのはなかなか難しい。
- ③について、こども政策の推進には予算を増やすことが不可欠であり、OECD諸国平均までは少なくとも増やす必要がある。
- ④について、こども政策を進めていく上で大変だったことは、理念の共有。なぜこども政策に財源を充てるのかを丁寧に説明することが必要。明石市ではこども関係予算を重点的に増やしてきた結果、子育て世帯が増えて地域経済にも還元している。「少子化対策で人口・税収が増える」というだけでは人は動かない。市民にとっては、こども政策を進めることで子育て世帯だけでなくみんなが助かるというリアリティーを感じられることが重要。国の施策についても、このようなりアリティーを持たせることが大事。
- 明石市のこども政策はベーシックサービスを基本としているが、これだけではなく、子育て世帯にとってもしものときの安心感を得られるかどうかが大事。例えば、明石市では子育て世帯へのおむつ宅配事業をやっているが、これが経済的な負担や買い物に出る負担の軽減につながると同時に、寄り添い支援の意味もあり、明石市なら2人目を生めるかも、という安心感につながっている。
- 施策を実施するうえではニーズとのマッチングも大事であり、当事者の声を直接聞くべき。明石市では市長への意見箱を設置し、市民の声を直接聞くようにしている。
- その他こども政策の課題として、教育と福祉の連携については、教育委員会と市長部局の連携が課題。また、養育費の問題については、法務省や厚生労働省だけでなく、裁判所との連携も必要。児童虐待についても、厚生労働省、法務省、警察庁、裁判所がしっかり連携すべき。児童虐待対応は県の業務になっているが、虐待対応後に他の必要なサービスにつなぐのは市の得意分野であり、児童相談所もベーシックな施策として全市町村に置くべき。

8

水野 達朗さん（大東市教育長）【家庭教育支援】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ創始者。不登校児の復学支援、家庭教育支援を行う。その活動を見込まれ、2015年～大東市教育委員、2020年～教育長に就任。
- 大東市教育長として、教育・福祉部門で構成する家庭教育支援チームの代表を務める。家庭教育支援チームの代表は、保護者向けの講座や保護者が気軽に集い相談できる場の「いくカフェ」を運営するほか、小学1年生全家庭訪問を実施し、悩みや課題を抱える家庭を早期に把握し支援を行う活動の効果を検証するとともに、家庭教育支援に係る長期的な視野に立った方向性や活動方針を定めている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 家庭での教育を今の時代に即したものにアップデートすることが必要。保護者自身は、自分の育てられた経験をベースに、情報収集もしながら家庭教育を行っているが、SNSの発達や地縁・血縁の薄まりなど社会が変化していく、自分が育てられた経験だけでは難しい。そこを補うために、こどもへの声のかけ方や対応などに関する講座の提供や、保護者が悩みを相談できる体制の整備等を行うのが家庭教育支援であり、保護者自身が学んでいく意識が重要。
- 家庭教育支援は、悩んでいる保護者を支援するものと誤解されているが、予防的・開発的な取り組み。家庭教育支援を受けた保護者からは、もっと早くに家庭教育の仕方を学びたかったということと、家庭教育の在り方ひとつで自立心や社会性などこどもは変わるということ。
- 保護者に学びの場を提供することは重要であるが、そこに参加するのは学ぶ意欲の高い保護者が多く、本当に話を聞いてほしい保護者はその場に来てくれないというのが課題。保護者の意欲レベルに応じて、セミナー型、サロン型、アウトリーチ型など多様な手法の導入が必要。
- 家庭教育支援にあたっては、教育部局と福祉部局との連携が重要であり、大東市ではスクールソーシャルワーカー（SSW）がつなぎ役を担っている。多様な関係機関との円滑な連携のためにはつなぎ役となる職員の配置が不可欠。
- そもそも家庭における教育に対しては、政治や行政が理念を押し付けることはできず、あくまで保護者への啓発が中心となる。そのため、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、教育の3本柱（学校教育、社会教育、家庭教育）の1つでありながら、支援のための財源が薄いのも課題。

9

＜経歴・主な活動内容等＞

- IT分野のジェンダーギャップを解消するため、中高生向けのイベントや講演会、コンテストの実施等、文理選択や進路選択において、ITを選択肢として考えてもらうための活動や政府に対する政策提言を行っている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- IT分野は成長分野であり、高収入が見込める分野。女性の賃金格差や非正規雇用問題の解決の糸口になる可能性がある。また、手に職をつけることができる分野もあるため、女性のライフイベントに対応しやすい。若年女子の参画を促すことが大事。
- ITやSTEM分野への進路選択をしないのは、能力の問題ではなく先生や両親など周囲のおとなのジェンダーに係るステレオタイプが問題。
- 教員のICT指導力を向上させ、居住地域や成育環境による教育の格差を解消するとともに、教える側のジェンダーが生徒の文理選択に影響している現状があることから、教える側に女性を増やすなど、ジェンダーギャップを解消していくべき。
- 現状は子ども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっている。こどもを産みたいと思いにくい。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施するべき。
- 家事・育児のアウトソース化、ベビーシッター等のサービスへの経済支援、育児を補助する機器の購入支援、男性の育児家事参加促進など、女性がひとりで子育てを抱え込まなくて良いと認識させる取組が必要。

榊 浩一さん（徳島県教育長）【特別支援教育】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 徳島県にて特別支援学校の教諭や教頭、校長、県教育委員会の指導主事（特別支援担当）、課長等を務め、長く特別支援教育に携わる。令和2年4月から徳島県教育委員会教育長に就任。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 発達障害の増加に対応する必要。徳島県では、教育・福祉・医療が集約する「発達障がい者総合支援ゾーン」に設置した特別支援学校において、関係機関と連携しながら発達障害のある子どもの社会的・職業的自立に向けた先導的な実践を実施。また、幼、小中学校に在籍する発達障がいを含む全ての子どもを支援するため、230の学校・園でエビデンスに基づくポジティブな行動支援を実践しているが、ICTを用いた教育も効果的であり早くから取り入れている。今後は、先導的な取組へのハード・ソフト両面支援、発達障害に関する教師の専門性向上、特別支援学級編制基準の改善等が必要。
- 早期療育・早期教育に課題。小学校等と同様に幼児教育においても、特別支援を必要とする子どもの個別指導を充実させていく必要。特に発達障害の特性上、個別に必要なことを教えていくことが非常に効果的であり、児童デイサービスと幼稚園等が指導計画等の情報を連携させ、役割分担しながら子どもを支援していくことも有益。また、どこにも所属していない子どもはリスクが高く、しっかりと見守っていく仕組みを考えていくことも必要。
- 保護者にとって学校への送迎が負担。特に登校時の支援が課題であり、児童デイサービス等と連携した通学支援の拡充が必要。
- 医療的ケア児の受入を可能とする教育環境整備への支援が不可欠。徳島県では看護協会と連携しているが、学校看護師の確保は課題。
- 障害のある子どもの就労支援や文化・スポーツ活動の充実など、自立や才能開花、地域交流等を促す取組も引き続き重要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 少年院出院者による自助グループで活動。社会から孤立しがちな出院者による交流会の開催、少年院への訪問活動を行うとともに、少年院出院者のリアルを社会に伝えるため、映画製作にも携わる。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 非行少年たちは加害者である前に被害者であり、早くから対処ができていれば加害者になることはなかったのではないか。そのためには、「加害者は極悪人ではなくうまく生きられないだけ。うまく生きられないのは社会にも問題がある」と社会の意識を変えることが必要。
- 非行の背景にある感情はあまり変化していないが、出院後の環境の変化が大きく、以前よりも生きづらさが増している。一度事件を起こせば、ネットで過去のことも分かってしまうし、愛のあるお節介な人たちもいない。
- 自己肯定感を低下させるスティグマと、セルフスティグマは社会生活を円滑に送ることができない大きな要因となっている。
- 自分のことを想ってくれる人がいるというだけで人は変わることができるのでないか。
- ルールを守れなかった非行少年が、自分のことを想ってくれる人がいると知ることでルールを守るようになった例がある。人との関わりで心は変わっていく。「育て直し、育ち直し」を社会でできるようになれば、もっと生きやすい社会になるのではないか。
- 行政には当事者だけではなく当事者支援をする人たちを支援する制度を作ってほしい。また、同じ機関であっても設置された地域によって対応に差がある点を改善してほしい。仕事だからという態度で対応している職員には思いが伝わらず歯がゆい思いをする。

貝ノ瀬 滋さん (三鷹市教育長) 【学校・家庭・地域の連携】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 都内公立学校教諭、都教育委員会指導主事等を経て、三鷹市立第四小学校長、三鷹市教育長、その他、中央教育審議会や教育再生実行会議委員等の各種政府委員を歴任。2019年、再び三鷹市教育長に就任。
- 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもちながら学校運営に参画し、地域と一体となって学校づくりを進める仕組みであるコミュニティ・スクール（CS）の実践・普及を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 三鷹市ではCSの仕組みを活用し、学校・家庭・地域の連携を推進。保護者・地域の学校に対する理解や教師の地域・社会に対する理解の促進、地域の人々による教育活動への協力体制の拡大等の効果が見られる。
- CSの導入や地域と学校との連携のスムーズな推進のためには、地域と学校の間のコーディネートを担う人材（地域学校協働活動推進員等）の確保・育成が必要。国では、CSや地域学校協働活動の実践経験のあるアドバイザー（CSマイスター）を派遣しているが足りておらず、研修機会の確保等、支援策の充実が必要。
- 地域と学校の協働活動には様々なものがあるが、保護者や地域住民等に学校の状況を理解いただき法的根拠を持ち、対等なパートナーとして連携・協働体制を築く制度であるCSと一体的に進めることが肝要。
- こどもの放課後の居場所として、放課後子供教室と放課後児童クラブがあるが、すべてのこどもに価値ある活動や体験の場を提供することが重要であり、親が就労しているかどうかによらず、すべてのこどもが参加できるよう一体型の推進を含め、更なる連携が重要。
- こどものWell-beingの向上に向けて、こども政策を推進していくためには、学校教育に使っていない時間帯には、学校施設の機能転換を図り、地域の多様な人材、専門家や福祉部局などが中心となって、適切な役割分担の下で、福祉的機能（例えば必要なこどもへの朝食提供）を発揮できるようにするなど、学校施設がこども政策のプラットフォームとして機能するようソフト・ハード両面からの財政支援が必要。

定本ゆきこさん（京都少年鑑別所医務課長）【非行対策】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 精神科医として少年鑑別所に30年近く勤務。少年鑑別所に収容された少年の心身の鑑別を行っている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 非行は、成育歴や生活環境、心理問題、発達問題など様々な要因が複合的に重なり合って発生する。非行少年達の多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」、「不器用な子」、「助けられていない子」。改善のためのアプローチも重層的な視点が必要。
- 少年院在院中から地域の医療、福祉ネットワークなど諸機関との関係をつなぐことで出院後に非行に陥る前と同じような環境に陥らないように支援していくことが重要。
- 子ども・若者支援地域協議会のように法的な枠組みがあるのは良いことだが、まだ機能していない面がある。大きな会議を年に1回程度開くというのではなく、担当者レベルの小さな会議を複数回開くなどもっと機動的な運用がなされるよう、国が働きかけてはどうか。
- 女子非行少年は被害者性が際立っており、家庭にも学校にも居場所がない場合が多いことから、安全・安心な場所と関係性の中で、治療的な介入が求められる。また、家庭内外で性被害を受けた経験がある例も多く、背景には性に対する無知や誤解がある。正しい性教育をしていくことが重要。
- 法律上、刑務所や少年院内でこどもを養育することが可能になっているにもかかわらず、日本では矯正施設内で生まれる子どもの殆どがすぐに乳児院などに預けられ母親とは引き離されてしまう。子どもはどこで生まれても母親と過ごす権利があり、矯正施設内での子の養育を実現させてほしい。
- 同時に収容されている妊産婦も出産前後以外は通常の集団処遇であり、本来必要なケアや専門的支援を受けられていない。矯正施設内にはジェンダーの視点が欠けていると言わざるを得ない。矯正施設で働く女性職員の過酷な労働内容についても目を向けられるべきである。一施設の問題とせずに国を挙げて考え方・姿勢を変えていってほしい。

14

栗林知絵子さん（豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）【こどもの貧困】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 地域のこどもを地域で見守り育てるために、豊島子どもWAKUWAKUネットワークを約10年前に設立。プレーパークやこども食堂の運営、学習支援など子どもの貧困対策をテーマにした活動により、相互に連携したネットワークの網で切れ目のない伴走支援を実施している。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- こどもの貧困問題や虐待問題の解決には専門家の力だけではなく、こどもの居場所づくりなど地域でこどもを見守り育てることが重要。地域とつながった子どもは、自分自身もまちのための活動に関わるようになる。「貧困の連鎖」ではなく「おせっかいの連鎖」が生まれるよう、地域の力をうまく使いこなす政策を検討してほしい。
- 子どもは学校で過ごす時間が長く、学校抜きには困難を抱える子どもへの対策はできない。学校と地域と行政がしっかりと連携して支え合う仕組みをつくっていくことが重要。
- 子ども（特に困難な環境にある子ども）は人と人とのつなぐ力がある。学校の先生や行政も大人にゆとりや余裕がないことが多いが、大人同士もつながって地域みんなで支え合うことが虐待や貧困などの予防にもつながる。各地域団体の長同士がつながるだけではなく、構成員同士がつながることができるよう、小さな地域単位でネットワークを構築していくことが重要。

15

＜経歴・主な活動内容等＞

- 自立援助ホームの職員を経て、児童養護施設等の退所者を主な対象としたアフターケア相談所ゆずりはを運営。相談・個別支援のほか、気軽に集まれるサロンによる居場所支援、一般就労が難しい人への就労支援、高卒認定資格試験のための勉強会などを実施。
- 虐待をしてしまうなどこどもとの関わりに悩み、苦しんでいる親の回復のためのプログラムであるMY TREEペアレンツ・プログラムを実施。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 児童養護施設などを巣立ったこどもたちは退所後の生活の一切を自らで担っているが、親や家族を頼ることができない中、虐待のトラウマや精神疾患等によって安定した生活を送ることが困難なこどもが少なくない。大学進学率も低い。
- 社会的養護を経験していない若者からの相談も多いが、社会的養護経験の有無は困難が児童期に発見されたかどうかの違いに過ぎず、本人が選択できる制度ではない。支援が必要だったにもかかわらず、制度を利用する機会を提供できなかつた可能性もあり、社会的養護経験のない人を排除するのではなく、制度の対象者として必要な支援を届けてほしい。児童期に十分な社会的養育を受けられなかつた人達にとっては、大人になってから実年齢に応じて受けられる支援だけでは不十分な場合がある。こども時代に置き去りにされて必要な支援を受けられなかつたことによる苦しさやしんどさに寄り添つたケアを出来るような制度が望まれる。
- 安定したアフターケア支援が行えるよう、アフターケア事業所を法律上に位置づけ、本事業に対する補助金は、事業内容や事業実績に応じた補助額を設定するなどの工夫が望まれる。広域な自治体にはアフターケア事業所を複数設置することも法律に位置づけてほしい。
- 給付型奨学金を利用して進学したが、心身の不調などにより休学すると奨学金がストップし、それと同時に生活が滞る人が増加。休学時における生活費や医療費の支援を充実させてほしい。
- 身元保証人確保対策事業の対象者は、措置解除から事業の申請まで2年以内等設定されているが、保証人が必要になるのはこうした期間に限らないため、実情に合つた制度にしてほしい。
- 精神的な不安を抱えた人にとっては、制度の申請もひとりではままならない。また、支援のための制度があつても、その情報にたどり着くことが困難であり、手続面も伴走してサポートすることが必要。
- これまで生活困窮をしている一人暮らしの若者からの相談が多かつたが、コロナ禍で、経済的に安定している家庭の若者からの相談も相次ぎ、そのような家庭における親や家族からの支配・虐待も明らかになつた。親元から逃げることを優先して、やむを得ず大学を休学・退学した人もおり、親元から逃げた後も引き続き学校に通うことができるような支援もしてほしい。
- 虐待をしてしまつた親への回復支援は、親の苦しみを理解することからはじめる必要がある。MY TREEペアレンツなど親の回復プログラム普及のためには、実践する人材の育成に対し、支援をしてもらいたい。
- ホームレス状態に陥つたひとが、一時的に生活する、宿泊施設やシェルターが利用するひとたちにとって安心できる場所になつてない現状がある（携帯が持てない、外出が禁止されている、スタッフによる心理的なケアが十分でないなど）。相談を受けたアフターケア事業所が、一時的に安心して暮らせる住まいを提供できることで、アパート転宅、長期的な施設（婦人保護施設、障害者のグループホームなど）に移行することがよりスムーズになる。

16

＜経歴・主な活動内容等＞

- 公立中学校での勤務や教育委員会指導主事を経て、現在は、ネット環境とこどもの問題について、研究のほか多数の啓発講座で講師を務めるなど情報発信に取り組んでいる。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 日本はネット利用に係る問題を多く抱えているという印象があるが、実際には、出会い系サイトに起因する被害児童数の抑え込みに成功するなど、一定の成果を上げてきている。一方で、フィルタリングの利用率が伸びていないなど、手詰まり感がある。
- こどものネット利用は低年齢化が進んでいる。日常的にネットを利用している児童生徒は、小学校低学年の場合はゲームのための利用が中心で男子児童の方が多いのに対し、中学生以上になるとSNSのための利用が中心で女子生徒の方が利用が多くなる傾向にある。年代や性別により状況が異なることを踏まえた啓発等の対策が必要。
- 女子児童の場合、小学3年生からネット接続する機器の第1位がスマートフォンになる。親から借りて使用していると考えられ、親への対策も必要。また、親子で話し合つて作られたルールは破られにくいという調査結果もある。通信機器を持ち始める段階でのルールづくりが有効。
- ネットを全く利用しないこどもより、ルールを守つて適切に利用しているこどもの方が学力が高いという調査もある。単に規制するのではなく、何が問題かデータで示していくことが必要。
- 現状は同じような内容の施策を関係府省庁が少しずつ実施している状況。個別の取組が良いものであつても、予算上も非効率でそれぞれの取組が薄く見える。また、ネット利用の良い面と悪い面、こども政策全体における位置づけといった俯瞰した立場で政策を検討する機関がない。

17

＜経歴・主な活動内容等＞

- 総務省在籍中のH15～H18に箕面市出向。H20退職後、同年8月箕面市長に当選し3期務める。福祉部局（こども施策関係部署）の教育委員会への移管や、データを活用した「子ども成長見守りシステム」の構築、通学路への防犯カメラ設置など、こども・子育て施策の充実に尽力。R2退任後、現在は（株）アルファ建築設計事務所上席部長、大阪大学客員教授等。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- こどもの実態を把握し施策の分析・改善を行うため、こどもの全方位にわたる情報（学力・体力・生活状況だけに止まらず、家庭の所得情報等含む）を集約したデータベース活用が効果的。毎年悉皆調査することで様々な用途も生まれるため、まずはデータ収集が重要。
- 箕面市の「子ども成長見守りシステム」では、貧困や虐待など要注意のことの支援のため、データを用いて不安定なこどもを発見し、早い段階で現場に指示する体制を構築。データ分析により重点支援対象と判定されたこどもの3分の1が、これまで学校などで見守り対象として認識されていなかった。データによる確認が抜け漏れを防ぎ、こどもへの支援に繋がっている。
- データ活用の際、個人情報を扱う現場職員に不安感（所得情報など機微なデータの掲載の可否、閲覧可能とする者の範囲等）があったため、これを取り除き安心して仕事ができるよう、個人情報保護条例を改正した。現状では、高校など市町村担当外機関との情報連携が課題。国では、こうした取組が自治体で可能であることの周知や、留意点について発信すると良いのではないか。
- 教育委員会事務局職員（行政職）を校長にするなど学校現場とも交流人事を行いつつ、教育委員会に福祉部局を移管した。これにより、担当者レベルで取組の重複・不足など課題に気づくようになり、幼稚園の預かり保育推進や母子保健と子育て支援の現場の連携、通学路への防犯カメラ設置など、具体的な改善・連携促進に繋がった。実際に現場が動く組織となるために人材育成が重要だが、自治体レベルでは特にデータを分析活用する人材に課題。
- 自治体への財政支援は必要だが、その際、効果の薄い施策を切るなど予算の重点化が重要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 7歳のときに児童相談所に一時保護され、その後、高校卒業まで児童養護施設で生活。
- 施設の自立支援コーディネーターの支援もあり、高校卒業後に進学。金銭面での苦労など周りとの違いに悩みを抱えたが、施設出身者等を対象とした自治体の若者支援事業を受け、職員や地域の人々の様々な話を聞く中で自分だけが大変なのではないと感じ、自身の状況も受け入れられるようになった。
- 現在は、モデルとしての活動のほか、社会的養護の下にあるこどもに対する偏見をなくすため、当事者としてYouTubeなどによる発信活動を行う。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 児童相談所の児童福祉司の役割をこどもに丁寧に伝えて欲しい。問題を起こさない子の所には職員がほとんど面会に来ず、担当職員がいる理由がこどもには分からず。また、児童相談所の記録はしばらくすると消除されるが、成人した後も自身の生い立ちを知る機会が保障されるようにして欲しい。
- インタビューサイトなどで、困難を抱えている自分自身と似たような境遇の中で頑張っている人がいるということが分かるようになると良いと思う。
- 社会的養護当事者へのヒアリング機会が増えるのは良いことだが、過去の経験を安易に聞くとフラッシュバックなども起こる。当事者が安全に自身の経験を伝えることのできる環境を保障することが必要。
- 施設退所後のアフターケアの考え方方が広がってきたが、当事者自らが動かないといけない支援が多い。退所後も慣れ親しんだ施設を頼りたいと思う人もおり、施設の卒業者が定期的に集まる場を設けるなど、施設内アフターケアを充実した上で、他の社会資源にも出会うことができるようなアフターケアも今後広がって欲しい。
- 学校の先生の中には児童養護施設に対する理解が少ない先生もあり、教員免許を取得する課程などで、児童養護施設についての教育・理解促進を進めて欲しい。
- 児童養護施設で育つ子と親の関係を整理するライフストーリーワークの取組が更に広がって欲しい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- アメリカの日系幼稚園の保育者としてこども・家庭への対応に当たった経験から、オハイオ州立大学で乳幼児教育や子どもの言語発達等について研究。帰国後も外国につながることへの保育・教育の研究や、国・自治体等の研修プログラム開発等に携わる。現在は東洋大学ライフデザイン学部教授として保育者の養成等にも携わる。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 外国人のこどもなど外国につながることもは背景も非常に多様で、成長の過程で幼児教育・保育の質の影響を強く受ける。一方で、幼児教育・保育の現場は対応に疲弊している。また保育には、認可外や企業主導型など様々な場があるため、連携・研修が難しくなっている。各園のノウハウ共有と、通訳など人的資源の充実を図るとともに、日本の幼児教育・保育が大事にしてきた「人、もの、こと」との関わりを通した発達の支援を質高く行っていくことが、外国につながることを支えていく上で極めて重要。
- 保育者は外国人保護者とのコミュニケーションに困難を感じている。国際調査の結果からも、日本の保育者は文化的多様性への対応について自信を持てない割合が高いこと等が明らかになっており、保育者への研修や養成課程、養成教員の研修等にこうした観点を組み入れていくことが重要。
- こどもであっても言語文化的な適応には困難がある。乳幼児期は母語も母語以外の言語も同時に学んでいる状況であるため、かえって母語を簡単に失いやすい。対応を誤るとどちらの言語も中途半端にしかできない状況（ダブルリミテッド）に陥り、言語・認知発達はもちろんその後の生活や家族関係にも支障が生じる。家庭や保育・教育の場（就学後まで含む）でこどもの母語習得も大事にする必要。
- 幼児教育・保育以上に家庭の影響は強く、保護者支援が非常に重要だが、特に外国人散在地域などでは不十分。まずはICTも活用しつつ、日本の各種制度・支援等の丁寧な情報提供が重要。また、外国人家庭にも潜在力があり、それを活かす視点も大事。子育て支援に外国人コミュニティや各地の外国人支援団体等のリソースも活用し、地域一体となって外国人家庭を支えることが重要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- タレント。2018年の船戸結愛ちゃんの虐待死事件をきっかけに、「こどものいのちはこどものもの」というチームをタレント6名で立ち上げ、SNSで募集した社会的養護に関する意見や、自治体や児童養護施設の職員、こどもたちの声を厚生労働省に届けるなど活動。また、「こどもギフト」というクラウドファンディングを立ち上げ、児童養護施設の改修費などを集める活動を毎年行う。

- 2児（8歳、4歳）の母親として、子育てに関する執筆活動や、ママたちが本音でおしゃべりできる場・ママズオンラインサロンを運営。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 私自身、活動を経て、施設職員に会えて良かったと話すこどもたちや使命感をもって働く職員の姿に感銘を受け、社会的養護が身近な存在に感じるようになった。一方で、ドラマなどの描写では児童養護施設出身であることをネガティブに描かれることがあり、メディアも伝え方を見直していく必要があると感じる。
- 社会的養護経験のあるこどもたちからは、特別扱いをされたりかわいそうと思われる事が苦しいという声があり、社会的養護の下で生活するこどもたちが身近に多くいるということを伝えて欲しい、との意見が多い。
- 子育て当事者としては、8歳の長女と4歳の長男の母。都内で長女を出産した当初は、夫は多忙でほぼ家にはおらず、子育てで孤立し、人・社会との交流から断絶され、苦しかった。当時の経験から、子育てで孤立する親をなくしていきたいという思いで、母親向けのオンラインサロンも行っている。こどものためにも母親への支援も充実させる必要がある。母親が幸せであれば自然とこどもも幸せになるのではないか。
- 金銭面の問題で2人目、3人目を産むことを躊躇してしまうという話も聞くことが多く、経済的な支援も充実させて欲しい。また、乳児家庭全戸訪問事業は、監視されているような感じだった。気軽に相談しやすい形にする必要ではないか。こどもへの支援としては、いじめなどがあったときの居場所となるような、学校や家庭以外のサードプレイスがあるとよい。
- 子育てしやすい社会にしていくためには、切れ目ない支援が必要。ネウボラのようなサービスが広がってほしい。出産～保育所に入るまでの間は子育てで孤立しがちなので、保育所を子育ての相談拠点として活用できれば良いと思う。施設をいつでも利用できるという雰囲気が伝われば、地域での子育てが実現すると思う。また、役所とは違い児童館などを民間が運営しているところでは、職員に話しかけやすい雰囲気もあり、相談のハードルが下がると思う。
- 子育ての相談窓口として児童相談所を案内されたりするが、ハードルが高く、ソフトな相談窓口が少ない。東京都ではLINEで相談に乗るサービスなどを行っており、気軽に誰かに話を聞いてもらえることは良い仕組み。今の時代だと、単に家庭に直接訪問するにはハードルが高い。どのようにして垣根を低くしていくかを考える必要がある。
- 最近のお母さんたちの情報収集はLINEでやっている場合も多い。LINEのプッシュ型通知で情報が手元に届くなど、自分が役所に足を運ばなくても必要な情報が届くということは大事。また、子連れで役所に行くのは大変なので、役所でもオンライン予約のような仕組みがあると良いのではないか。
- 男性の育児参加も進んでほしいが、今の父親たちの更に上の世代は仕事中心で深夜まで働いていた世代であり、育児参加の見本となる人が身近にいないうことは男性にとって難しいことだと思う。子育てや家事の責任は母親という社会の雰囲気も母親のプレッシャーになっており、改善が必要だと感じる。シンガポールでは、子育てを手伝うヘルパーを雇う家庭が多いなど、家事・育児は母親の責任という認識が必ずしもない。シルバー人材センターの活用などで、子育て世帯と他の世代との関わりを持たせるような取組もよいのではないか。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 専門は学校保健学、健康教育学。学校における健康教育プログラムの開発など健康教育の分野に高い識見を有し、保健体育の教科書作成等にも携わる。2007年から聖心女子大学教授、2019年から同大学副学長（学務・大学院担当）。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 学校における健康教育は、こどもたちが生涯を通じて健康で豊かな生活を送る基礎を培い、こどもの時期の健康課題を克服し、将来の様々な健康リスクを軽減していくことに繋がる重要なものであるが、健康教育の時間確保、指導者の力量形成等の課題がある。健康課題の多様化を踏まえ、学校における健康教育の中心となる保健教育の時間の十分な確保と保健体育教諭の力量の向上が必要。また、性や心の健康問題には、保健室において養護教諭が重要な役割を果たしているが、重大な問題等全てには対応できないため、専門家・専門機関との連携も課題。
- 性に関する指導内容を含め、日本の保健教育は系統性が担保されており、諸外国と比較して遅れているわけでは決してない。性教育の「性」概念には、国際的に見て生物的概念中心のもの（sex education）、心理的・社会的概念中心のもの（gender education）、それらを総合したもの（sexuality education）の3つがあるが、日本でもこどもの発達段階に応じて性の生物的側面も心理的・社会的側面もバランスよく学ぶことが出来るよう構成されている。
- 性に関しては集団指導と個別指導を分けて考える必要がある。誰もが理解しておくべき事項は集団指導で、個人の性的な課題（危険な行動等）は個別指導で対応すべき。その際、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー等も重要な役割を果たすが、他方、性に関しては学校が連携できる外部機関等が判然としてない課題もある。
- スウェーデンでは、生徒と年近い若者がeducatorとして学校の授業に参加し、生徒たちと性に関して議論を重ね理解を深めるpeer teaching（同年代の教え合い）の手法が取り入れられている（スウェーデンであっても性に関する指導は教師も躊躇してしまうことが多い模様）。また、性教育というより、人間関係に関する教育の一内容として性を扱っている。他方で、スウェーデンは個人主義が強いなど国によって前提となる社会制度や文化が異なるため、日本においてどのような教育が良いかは、制度だけでなく現場での実態を見た慎重な議論が必要。
- 健康推進のためには教育と環境整備の両方を推進する必要があるが、教育の寄与度は分かりにくく、マクロな評価を試みることも大切。また、こどもの健康課題を保健教育や学校安全、地域の保険サービスなど様々な要素の中で包括的に捉えて改善を図ることが重要。成育基本法に示された成育の概念などを踏まえると、保護者への健康教育も必要ではないか。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 前国立成育医療研究センター・こころの診療部統括部長。長年に渡り、小児精神科医として勤めつつ、こどもの虐待防止、社会的養育の在り方について提言。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 児童虐待事案の検証からも、条約批准にもかかわらず、こどもの権利の認知度が低いことが明らか。新たな組織（子ども庁）は「子ども権利基本法（仮称）」を制定して、こどもの権利主体性とその権利保障を基盤とすべき。
- こども政策は全ての省庁に関わるもの。新たな組織は、大綱を作成して終わりではなく、全府省庁横断的な会議体の事務局となり、そこでの提言がそれぞれの省庁で重視されるよう強力な調整権限を持つものとすることが必要。
- こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必須。
- こどもの意見を聞き、コミッショナーも参加した上で、定期的に具体的な「子どもの権利保障計画」を立てる。その作成及び進捗評価に当たっては、新たな組織が主導的に関わり、調整・指導を実施。
- こどもの声を聽かずにつこどもに関する施策が決められることのないよう、「子ども政策推進会議（こどもの代表、地方公共団体の代表等をメンバーとし、全国を数ブロックに分けて常設）」や、「（子ども庁）大臣と子どもの懇談会」といった制度を設けるべき。
- こどもの権利保障に最終的な責任を有するのは国であり、権利保障の程度に地域による格差が生じないよう国が責任を持つことが必要。そのため、こどもの権利にする施策は財政的にも国が負担すべき。また、家庭ごとの格差を最小限にするため、市区町村が民間と連携して家庭支援を充実させることが必須。
- こどもに関する統計の一元管理とこどもの権利指標の設定が必要。
- こどもへの施策についても、DXは欠かせない。その際、メリットの面だけではなく新しい技術がこどもに与えるデメリットについても問題発生前に対策することが必要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 日本財団は2019年10月から2020年5月まで、有識者による「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会」を開催し、子ども基本法の試案を含む提言書を作成。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- 日本は子どもの権利条約に批准した時に国内法の整備を行わなかったため、子どもの権利を包括的に定めた「子ども（の権利）基本法」が存在しない。2016年児童福祉法改正で理念に子どもの権利は明記されたが、教育や司法に及ぶものではなく、権利侵害を防ぐ法的根拠や制度も不十分である。子どもの権利に関する国的基本方針や理念、子ども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナー（またはオブズパーソン、権利委員会）の設置等を内容とする「子ども基本法」の制定が必要。

- 「子ども基本法」の理念と責務には、生命・生存・発達への権利等、児童の権利条約の4原則を明記することが必要。

- 新たな組織（子ども庁）には子ども行政の調整機関としての役割を期待する。調整機関は、予算措置、データ収集、子ども関係者への研修、子ども自身への権利の教育、子どもの権利が守られているかの指標（ウェルビーイング指標）の作成、法や制度が子どもの権利に沿っているかをチェックする機能が求められる。

- 「子ども基本法」、「子ども庁」、「子どもコミッショナー（仮称）」が実現すれば、国連児童の権利委員会から勧告された、立法措置、調整機関の設置、独立した監視機関の設置の3点に対応したといえる。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 日本ユニセフ協会は、ユニセフ（国連児童基金）の付託を受け、日本国内においてユニセフの広報・募金活動および、子どもの権利条約に基づき子どもの権利の実現のための政策提言（アドボカシー）活動を行っている。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- 子ども政策のさらなる拡充を図るため、行政機関から独立した子どものためのモニタリング機関として「子どもコミッショナー」を設置することが必要。

- 「子どもコミッショナー」は、子どもの権利に関する調査、それに基づく提言・勧告、児童の権利に関する条約の国内実施に向けたアドバイス、子どもの権利に関する教育・啓発を任務とすることを想定。諸外国ではコミッショナーの活動により施策の改善が図られた事例が多数。

- 「子どもコミッショナー」が効果的な活動をするための要素として、組織の独立性が法律で定められ、法律に定められた任命プロセスにより任命され、独立した予算を有すること、子どもの参加が確保されること、コミッショナーから子ども達に（その逆も）アクセスしやすいことが挙げられる。

- EU・英国（28か国）のうち27か国で「子ども・若者協議会（council）」が置かれており、15か国には「子ども・若者議会（parliament）」が置かれている。「子ども・若者協議会」が置かれている27か国中11か国では協議会が政府の子ども・若者政策に関するアドバイザリー機能を有している。

- 子ども参加の在り方としては、参加の度合いに応じて、コンサルテーション型参加（アンケート等おとなが主導し、子どもの意見を聴取）、協力型参加（おとなが主導し、パートナーとして子どもと協力）、子ども・若者主導型参加といった形態がある。どれが望ましいということではなく、場面に応じて適切な形態を選択することが必要。「子どもコミッショナー」は、社会参加の機会が限られる子どもたちの意見を提言等に反映させることができ、子ども参加を促進する。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 2007年にキッズドアを立ち上げて以来、貧困に苦しむ日本のかどもたちへの教育支援に特化した活動や子育て家庭への支援活動を展開。内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員等を務める。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- 子どもの貧困は、塾等に通えないだけでなく、勉強する場所がない、保護者が勉強を見る時間がない、参考書など教育へのわずかな投資もできないなどの多くの問題があり、経済的困窮が複合的な不利を生んでいる。学習支援を通じて、子どもが文化的な資本や社会関係資本を蓄え自立する力をつけていくことで貧困の連鎖を解消できる。子どもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべきで、子どもに関する総合的な戦略を立て、社会全体で子どもを育していくべき。
- ひとり親家庭の貧困が深刻。また、新型コロナ下で子育て世帯は大きな影響を受けており、困窮時のセーフティネットを整備すべき。現在の生活保護は一度支援を受けると中々脱出しづらい制度であり、給付付き職業訓練制度や緊急現金給付など、働く意欲のある保護者・若者が現金給付を受けながら学び直し等を通じてスキルアップして働くようにすべき。他方で、二人親家庭の貧困や多子世帯、保護者の心身の健康にも留意が必要。パソコンやネット環境が無いと様々な不利が生じており、この点も配慮が必要。
- 児童手当や児童扶養手当等を一本化するなど、プッシュ型で子育て世帯を支援できることで貧困対策にも少子化対策にも繋がるのではないか。現在の経済的支援は15歳までを想定しているものが多く、高校進学後から卒業までの支援が薄いのが課題。
- 高校生の貧困が貧困連鎖からの脱出を阻む最大要因。受験料など大学受験の負担が進学を断念させている。高校生をしっかりと支援することで大学進学など進路が安定し、貧困の連鎖解消に繋がる。高校中退も課題。中退すると地域若者サポートステーションに相談に行くが、対象年齢層が広く使いづらい模様。中退させないよう支援することが一番。高校中退は基礎自治体も情報把握しづらいため、基礎自治体と都道府県等で情報共有を図れるようにすることも一案。
- 自治体も子どもの貧困対策に取り組んでいるが、ノウハウがなく困っていることが多い。自治体の相談に乗る機能が国にあると良い。また、自治体間の取組のバラつきを是正するため、国で目標や指標を立て、取組状況等を調査・公表するといった方法もあり得るのではないか。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 専門は教育行政学・教育財政学であり、内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議委員、文部科学省中央教育審議会教育課程部会委員などを務める。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- 「子どもを守る」施策を推進するだけでなく、子ども・若者自身も参画し意見を表明できるよう「子どもと進める」施策を推進していくことが重要。
- 「子どもの権利の実現」という基礎理念があると、各省が実施している個別施策に横串が刺さり、関係省庁間の連携をより図ることができるのでないか。子どもの権利の包括法（子ども基本法）は政策的にも重要。
- 子どもが自殺、いじめ、虐待など包括的・継続的に相談できる子どものワンストップ窓口を設置することが重要。
- 子どもの貧困は、低所得以外に虐待・障害、LGBT、外国籍、ヤングケアラーなど複合的な要因から深刻化する。高齢者の介護ケアプランのような子ども・若者の総合的なケアプランを作成する仕組みがあつたら良いのではないか。
- 子ども・若者のウェルビーイングを重視し状態を改善するために緊急度と効果が高い事項、例えば自殺、虐待、貧困対策など子どもの生存・尊厳に関わる事項の取り組みの優先度を高めるべき。
- 国は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、少子化社会対策基本法など、子どもに係る様々な基本法に基づき大綱や計画策定を自治体に求めているが、自治体の負担軽減のためにも計画や大綱は整理・統合すべき。政府DXの活用も検討されるべき。
- 子どもの支援に関する教育・福祉等のデータベースの在り方について、ただデータを集めるだけでなく、そのデータを分析するデータアナリスト、支援の司令塔となるスクールソーシャルワーカーなど常勤の専門職を置くべき。また、データベース構築・運用に関わる省庁・部局間でしっかりと連携してほしい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- NPO法人パノラマにおいて、学校内の居場所カフェの運営、若者自立支援事業、サードプレイス提供事業などを行っているほか、厚生労働省新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会委員などを歴任。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 高校の多くが都道府県の所管である一方、福祉施策の多くは市区町村が所管しているため、県立高校において実施する福祉の観点からの取組に予算措置がなされにくい。都道府県と市区町村の縦割りを廃して連携し、一体となり事業を実施していくことが重要。
- こどもに関する施策や制度には小中高、15歳、18歳と年齢の縦割りがある。年齢による切れ目のない支援を実施してほしい。
- 課題を抱え支援を必要としているこどもがいる学校に出向いて支援を行うアウトリーチ型の支援を行っているが、様々な形の通信制の学校への進学者の増加やコロナ禍でのオンライン授業の増加により、物理的に学校に行かないこどもも増えており、課題を抱えたこどもを認識しにくく、支援が難しくなっている。
- 学校内での居場所作りは、学校（2ndプレイス）と地域（3rdプレイス）を繋ぐ「2.5プレイス」であると考えている。抱えている課題の早期発見・早期支援に繋げるとともに、様々な地域の人と繋がる中でロールモデルとなる大人との出会ったり、文化に触れ合うことができる、人を人とを繋ぐ場である。
- 何人就職させたか等単純な実績が評価指標となると、支援に時間のかからない人が支援機関に受け入れられやすくなり、支援に時間を要する方が切り捨てられる可能性がある。こどものためになっているかを一番に考えて施策を組み立ててほしい。

小澤いぶきさん (児童精神科医、NPO法人PIECES代表) 【こどもの心のケア】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 大学病院にて精神科医として臨床に携わり、その後、総合病院及び児童相談所で虐待臨床、トラウマ臨床、発達障害臨床に携わる。現在は、東京都の嘱託医として社会的養護の現場にて、トラウマケア・トラウマインフォームドケアの実践及び普及啓発を進める。
- NPO法人PIECESの代表として、子どもと社会のwell-beingを目指し、子どもの暮らしに関わる人・地域の市民性の醸成・エンパワメント及びレジリエンスのあるエコシステムが生まれる土壤づくりに取り組む。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- これまでのこども政策は、虐待死など、子どもが犠牲になって初めて動き出したり、政策提言できる人のいる分野に注目がされやすい状況があった。また、行政の担当者次第で動きが変わっていた。そのような状況を変え、子どものニードに柔軟に対応しながら、一貫したこども政策が行われるためにも、立ち返るべき基本として、「こども基本法」の制定が必要。こどもに関わる政策は、こどもの生存が保障されるものになっているか、こどもの声がきちんと聴かれているか、権利の保障がなされているかなど、基本法に照らして合わせて検討され、評価される必要がある。また、「こども」と一言にいっても、そこにはとても多様な背景を有するこどもたちがいる。難民や移民の子どもも含め、まだ政策にインクルードされていないこどもがいることに自覺的になり、その声もきいていく必要がある。
- こどもと関わる人は全て当事者になり得る。例えば家族だけに過度な責任が負わされたり、養護施設の職員の疲弊や傷つきは、結果として、こどもにしわ寄せが行く。こどもも勿論のことだが、こどもと関わる人がきちんとケアされることも必要。パラレルプロセスとして、ケアする人のケアが、結果として、こどものケアに繋がる。これらを考えた時に、こどもに関わる施設職員や里親さん、養親さんを含めたサポート体制は重要。
- こどもの声がきちんと聴かれることが必要。文化としてのアドボケイトを根付かせることも求められる。
- 例えばからだが怪我をした時、擦り傷の手当の仕方を知っていて、骨折していたら必要な医療につながるのと同じように、こどもの心の怪我へのケアの仕方や必要なリソースを誰もが知り、活用できるとよい。どんな時に心が怪我をし、それによりどんな影響が生まれるのか、どんな手当が必要で、異なる怪我を防ぐために何ができるのかを知り、実践できる文化と仕組みが必要。また、怪我をしても回復できるレジリエンスをこどももこどもの周りも持っていることを知っておく必要もある。
- こころが怪我をしているかもしれないという観点で起こっていることを捉え直していく必要がある。起こっていることは全てその時を生き延びるために必要な行動である場合がある。心のケアがなされないまま、さらに心が傷を負う環境だと、心が複雑骨折を起こしてしまう。また、大人から見ると一見問題のない（大人にとって扱いやすいと感じる）ように見えるこどもも、庇護されるために、あるいは生き延びるために親や周囲の期待に過剰に適応せざるを得ない状況に置かれていることもある。
- こどもの心のケアのために予防という観点もとても大切。予防のためにできることとしては、こどもの声の聴き方を学ぶことであったり、心が傷つくということはどういうことかについての知識を学ぶ。また、ちょっとした心の傷付きのケアができる人材を育成し、トラウマインフォームドケアの視点で、こどもへの支援に関わっていくことが求められる。文化としてのトラウマインフォームドケアの実践が必要である。
- 自身の出産の経験を通じて感じたこととして、出産直後に様々な手続きをオンラインで手続きできたりワンストップで手続きが済むようになるだけでも、手続きや申請の取りこぼしが減るのではないかと感じた。また、利用可能な制度であっても、知られていないことが多かったり、自分が申請しなければ受けられないのも課題。アクセシビリティの観点から情報発信や制度設計を見直す必要がある。多様な家族の形がこれからもっと広がる可能性も踏まえての制度設計が望まれる。（また、団体を通して各地域に関わる中で、各自治体や地域のニードに沿った政策運用や、各地域・自治体のレジリエンス・主体性や柔軟性が生かされる政策の策定が必要だと感じている。）

＜経歴・主な活動内容等＞

- 柿沼さんは、埼玉県久喜市で幼保連携型認定こども園こどもむらを運営。東ヶ崎さんは、茨城県東茨城郡茨城町で幼保連携型認定こども園飯沼こども園を運営。お二人とも少子化が進む地域において、1~3号児の教育・保育に加え、地域子ども・子育て支援事業（13事業）に基づく多様な子育て支援も実施している。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 認定こども園は、学校教育機能と児童福祉機能、地域の子育て支援機能を併せ持つため、1~3号認定の0~5歳児だけでなく、家庭で育っており保育所や幼稚園等に属していない子どもも含めた全ての子ども・保護者が活用でき、切れ目のない支援ができる、地域の子育ての中心的な役割を果たし得るもの。人口減少・少子化社会において、こうした機能を持つ認定こども園の役割が益々重要。
- 就学時に格差を生じさせないための就学前教育の質の確保には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と実践、職員の資質向上（研修の充実、キャリア形成の支援、上級免許等の取得支援等）が重要。また、子どもの発達状況や抱える課題が多様化しており、保育教諭の職務環境改善のためにも、0.3兆円超予算確保による保育教諭配置基準の改善、保育の少人数化が必要。現行の30対1では限界。発達状況の違いに丁寧に対応することが就学以降の生活にも好影響。
- 加えて、教育も保育も子育て支援もどれも重要であり、どこでもこれらが担保されるようにすべきであることを考えると、3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。せっかく良い要領があるにもかかわらず、社会に発信されず活用されていないのは残念。質の評価にあたっては、要領がまずベースとなり、職員の資質向上や職員のゆとりある対応等の如何を評価し、施設側が改善の気付きを持てるものにすると良い。
- 小学校との連携では、学校関係者評議委員会や小学校接続委員会等の活用、公開保育とその研究協議が効果的。また、認定こども園に学童保育や放課後の学習支援の場を設けることも有益。卒園児や小学校等との関わりが生まれ、子どもの成長を卒園後も継続して支援できている。
- 地域子育て支援においては、こども園に在籍する保育教諭、栄養士、看護師等職員の専門性を活かすことが有益。13事業の積極的な活用に向けて、国は自治体間の取組の差を埋めていくように働きかけることが必要。また、所属先のない子どもたちが課題であり、必要な支援に繋げるためにも、産前・産後の段階から地域の頼れる場所（こども園）を知り通ってもらうことが大切。
- 認定こども園を中心として、産前・産後ケア、さらには放課後の学童保育を含めた多機能型の地域子育て支援の展開も可能。こうした地域の子育て支援の拠点としての機能をより果たしていくことが重要。
- 地域や関係機関との連携については要領に記載されており、その積極的な実施が重要。虐待や発達障害、外国人の子どもなど課題が多く、関係機関とのより一層の連携のため、地域ネットワーク会議の活用が必要。
- 行政からの通知や調査、提出書類等の重複は課題。施設整備への支援も1号部分と2・3号部分に分かれるなど複雑な仕組みになっており、一本化できると良い。また、こども関連施設の一本化、保育教諭等の社会的立場の向上に期待。人口減少社会への変化に対応した施策の転換が必要であり、こども園が全ての子ども・子育てのセーフティネットとなれるよう、継続的な支援が必要。

天野 妙さん（みらい子育て全国ネットワーク代表）【子育て当事者】

＜経歴・主な活動内容等＞

- 待機児童が世論で問題になった際に、ポジティブな発信をしようと子育て当事者で集まり、みらい子育て全国ネットワークを結成。Twitter上で子育て政策に関するアンケートを行うなど、子育て政策についての情報発信、政府への提言などを行っている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞ ※ヒアリングにおいては天野代表のほか、みらい子育て全国ネットワークメンバー3名に御参加いただいた。

- みらい子育て全国ネットワークにおいて、Twitterを用いて子育て政策に関する8項目のアンケートを実施（アンケート結果は別添のとおり。）。それぞれの項目について、事務局によるヒアリングにおける意見は以下のとおり。

＜1. 幼児教育保育、2. 学童保育、3. 小中学校の教育について＞

- 幼児教育保育や学童保育、小中学校の教育についての課題として、保育士や教員・職員の待遇改善・労働環境の改善を求める声が多い。保育者の労働環境については、現場の人手が足りず休まる暇もなく、年収も全産業平均に比べ大きく低い。待遇改善と保育士のタスクシフティングが必要。
- 保育利用申請について、転居や第二子育休時（第一子）に保育所が利用できなくなるなど、現状必要な人に保育利用の機会が担保されているとはいせず、要件を見直して欲しい。このほか、現在当事者目線にならない支援として、自治体HPで保育所等を調べてもその自治体の保育所等しか出てこなかつたり、認可外保育施設が出てこなかつたりする。学童保育なども民間事業者の情報が載っていないことがあり、情報を集約して欲しい。また、保育の利用申請の際に就労証明書を紙に書いて出す必要があり、自治体によって様式も様々で職場に申し訳なさがある。
- 保育所は、利用者のみならず地域の子育て当事者を支援するプロとして、虐待を発見したり予防するのに重要な役割を果たすが、現状その活用は十分ではない。また、保育所と別の機関（自治体、児童相談所、警察等）との情報連携と抜け漏れないフォローができるようにしてほしい。

＜4. 子育て費用の負担について＞

- 少子化が進む原因として、子育てにお金がかかりすぎるという点があるが、問題はどこに財源を充てるか。子育て当事者の大部分は、大学・専門学校の負担が大きいと感じている。

＜5. 子どもの安全について＞

- 子どもの安全を守るために、イギリスのDBSのような仕組みや、子どもだけでなく大人に対する性教育も改めて必要。

＜6. 子どもの貧困について＞

- 養育費の取立・未払への支援を必要とする声が多く、義務教育の無償化や子どもの居場所確保が必要という声も多い。貧困問題への支援策としては、一定所得以下の世帯に現金給付を行う米国の給付つき税額控除（EITC）の導入を検討すべき。生活保護のように給付の必要性審査もなく、後ろめたさも感じない。

＜7. 男性の家庭進出＞

- 男性の家庭進出については、バタニティハラスマント対策や中小零細企業の負担軽減の声が多い。男性の家庭進出を進めるには、とるだけ育休にならないよう、父親学級の充実も必要。また、父親にも、一人で子育てを行うことの大変さを実感してもらうことは大事。

＜8. 妊娠・出産の支援について＞

- 妊娠・出産の費用負担は42万円では足りない。また、無痛分娩は実施できる環境も少なく費用も高いため、もっと身近なものにしてほしい。

- 妊娠～子育ての切れ目ない支援も重要であり、母親が孤独を感じないよう、フィンランドのネウボラのような仕組みが必要ではないか。資格を持った専門職というよりも、少し先輩の現役のお母さんのような人に、保活や自身のキャリア、普段の生活のことなどを相談できる環境があるとよい。子どもだけでなく、保護者目線でも一緒に困りごとを考えてほしい。また、地域子育て支援事業の認知度が低く、保護者に知らされる機会もない。既存の支援をしっかりと活用できるよう、必要な支援をブッシュ型で教えてくれる人・場所があるとよい。

＜その他の意見＞

- 子育てがしづらいと感じる原因に職場環境の問題がある。子どものことで急に休むことが当たり前ではない環境では、職場にも家庭にも罪悪感を感じる。また、子育ての不安は子どもの年齢などその時々によって変わるが、子どもや家族に何かがあったときに生活に困るのではないかという、ギリギリ感を感じる社会になっていると思う。

- 政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くに当たっては様々なチャンネルが必要だが、見つけやすさが重要。また、声を上げる習慣のない人の声をどう拾うかが難しい。行政の意見募集は一方的と感じるので、双方向のやりとりができればよい。また、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 2003年から18年間にわたり福岡市こども総合相談センター所長として幾つもの改革を推進。2021年より西日本こども研修センターあかし企画官。社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員等を務める。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- こどもの権利擁護、児童虐待問題の解決のためには、児童ソーシャルワーカー、保育士、教員等の養成教育を十分なものとしていくことや、こども自身がこどもの権利を学ぶ機会を保障していくことが重要。養成教育の内容については、こどものケアや保護者の支援のニーズに十分対応できるものとするとともに、こうしたニーズに対応できる養成教育が行えているかを評価するシステムが必要。
- その上で、子どものケア・教育に関する人材、保護者支援やソーシャルワークに関わる人材について、支援等の対象者の数に見合う適正な配置を行うことにより、全国どこの自治体でも標準的なケアや支援を受けることができる体制を構築することが必要。また、サービスの質の均てん化を保障するための取組として、質の高い評価制度への改革、評価者の確保・養成を行うことが必要。
- 児童虐待問題等に取り組む上において、文科省所管のスクールソーシャルワーカーの活用に自治体間格差があり、現場のニーズとのギャップを感じており、適正化が望まれる。
- また、厚労省所管の要保護児童等対策と内閣府所管の子供・若者育成支援は、所管する実施主体の違いや、子供若者支援に十分取り組めていない市町村があるなど、うまくつながっていない。子供・若者支援を市町村業務として明確に位置付けることにより連携がしやすくなる。
- 行政による措置や政策立案におけるこどもの意見表明や反映を行っていくためには、真に子どもの立場に立ち、省庁横断的な調査を行い、それに基づいて、強い提言能力を持った独立した委員会を設置するとともに、それに付随した形で、こどもや若者が意見を表明する委員会を設置することが必要。また、自治体のこども施策の委員会に、こどもや若者の参画を義務付けることが必要。
- こどもや若者の意見反映プロセスとして、各分野（社会的養護経験者、ヤングケアラー、ひきこもりなど）の当事者が団体を作り、それが全国でつながってグループを形成していくプロセスが重要であり、それを公的に支援していく仕組み、支援を行うことができる人材の育成が求められる。
- 今後、家庭養育優先原則に沿った施策をさらに推進していくためには、自治体間の格差を埋めていくことが必要。そのためには、子どものニーズに対応できる専門の児童ソーシャルワーカーを、児童相談所などの現場に十分配置するとともに、施策の企画立案を行う本庁の担当部署や養成教育の場に配置していくことが必要。

33

＜経歴・主な活動内容等＞

- 2015年より慶應義塾大学文学部准教授。専門は発達心理学、発達行動遺伝学。一人ひとりのこどもにとって最も良い家庭環境・家庭外の環境とはどのようなものかをテーマに、保育所・幼稚園・家庭を主なフィールドとして研究を進めている。近年では自治体と連携し幼児教育・保育の質評価について研究。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 現在の幼児教育・保育の質評価システムは客観性や効率性等に課題。福祉サービス第三者評価は、受診が努力義務で有償のため受審率が都道府県によって異なっていたり、ほとんどの施設が満点となっているところもあったりするなど、利用者に資する情報になっていない。学術的に妥当な尺度を使って施設間比較や経年変化も可能にするべき。
- 質評価では定量的に分かりやすく「見える化」することが重要であり、国際的な質評価尺度である保育環境評価スケールは参考になる。同スケールを日本で適用した研究では、認可保育所間で質のバラつきがあること、評価を続けることで徐々に質が向上していくこと、評価の高い園にいるこどもほど発育が良好、などがわかっている。エビデンスに基づき説明責任や補助・支援に繋げていくことが可能。全てのこどもの発育保障のため最低限度以上の幼児教育・保育を保障することを目的に、エビデンスに基づく統一された指標・一元的な機関による質のモニタリング、質向上へのインセンティブと評価結果の公表、評価と認可・指導等との連動、評価精度の向上とEBPMのための官学連携等といった要素を持つ幼児教育・保育の質評価・向上システムの導入を検討すべき。
- 米国のQuality Rating & Improvement System(QRIS)などは参考になるが、国によって制度設計は異なっている。日本の幼児教育・保育の歴史的文脈やこれまでの制度設計になじむ日本版の方策を考えていく必要。日本では質の高低を表す仕組みがない（海外では料金の違いに反映される）こと等でインセンティブが働かないことを踏まえる必要がある。何を最低限度以上の幼児教育・保育と想定するか、評価内容の検討、その妥当性の確保がまず重要な課題。評価者の養成・確保や評価のクオリティコントロール、待機児童問題等を踏まえた評価結果の公表の在り方等の検討も重要な課題。まずは待機児童がない地域などで試験導入し、検証を行った上で全国展開していくことも一案。

34

＜経歴・主な活動内容等＞

- 東京大学小児科教授、東京大学医学部附属病院副院長を経て、2012年より国立成育医療研究センター理事長を務める。日本小児科学会前会長。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- わが国のかどもの「健康」は、先進国の中で「身体的健康」が高い水準ある一方で、「心理的健康」や「社会的健康」の水準は低い。また、わが国のかどもの貧困率は高く、特に母子世帯の貧困率が突出して高い。貧困は、かどもの健康に対して、基本的な生活習慣を身につけることが出来ず成人病などの疾病に罹患しやすくなるなどの影響を与える。世界におけるメンタルヘルスの状況として、10代のかどもの16%がこころの健康問題を持っているが、そのほとんどが気付かれなかったり、未治療の状態となっている。こころの健康問題の大半を占めるのが「うつ」である。また、わが国ではかどもの死因の第1位が自殺となっている。思春期のかどものこころの問題に対応しないと、こころと体の両方を阻害し、人生を全うすることが難しくなることから、こころの健康の増進、悪化予防がかどもの健全育成のために必要。しかしながら、わが国では、こころの問題を定期的にチェックするシステムがない等、適切に対応できていないのが現状。
- わが国の乳幼児健診等において、身体的状態のみならず、心理的・社会的な状態についても評価する項目を追加するべき。また小児科医等が、かどもの健康相談に関して専門的な助言等を行うスキルを持つことや、小児の個別健康相談に適切な対価が支給されるしくみの構築が必要。
- 医療の進歩の成果により、重度の慢性疾患を持つかどもは、長期にわたる人工呼吸器装着等の健康問題を抱えて成人に移行。在宅での医療的ケアが必要なかどもは約2万人、うち人工呼吸器管理の必要なかどもは4,600人であり毎年増加。こうした医療的ケア児の在宅医療を支援するため、かどもと家族に必要な短期滞在ケア（医療型短期入所施設）を全国に普及していくことが必要。
- 難治性疾患の約6割は遺伝子の異常によるものであり、現在厚生労働省で難病患者の遺伝子解析が行われており、原因遺伝子の同定が進んでいく。さらに、遺伝子治療を進めていく必要がある。かどもに関する医療については、研究支援も含め医療政策全体の中で推進していくことが重要であり、かどもという観点だけでまとめることは必ずしも適切ではない。例えば、小児慢性特定疾患対策と難病対策は、現在同一の部署で所管しているが、両制度の経緯やコンセプトの違いから、まだ十分に連携できていない部分もあるため、今後より一層一体的な運用に取り組むべき。
- がん対策基本法等によりがん対策が進捗したように、成育基本法に基づき、成育医療等について、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の相互連携を図り、横断的な視点での総合的な取り組みを推進する必要がある。都道府県レベルでの実態調査や、その結果明らかにされた課題への対応も重要。
- 中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むかども政策を積極的に推進すべき。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 東京都中野区で陽だまりの丘保育園の園長を務める。当保育園では、0～5歳児の保育に加え、一時保育、子育てサークル、出産前体験学習、保育所体験等の子育て支援サービスを行っている。

＜子ども政策に関する課題・意見等＞

- 幼児教育として、かどものにとってどうかという視点から、アクティブラーニング（主体的で・対話的で・深い学び）をベースとすることが大事。かどもの疑問や「やってみたい」という思いを大事にした体験活動に取り組むことが、色々なことへの気づきのきっかけとなる。結果以上に、調べることが楽しいと感じ、多様なものへの興味の広がりから、多角的な視野で様々なことを主体的に考え、試行錯誤することで深い学びにつながる。非認知能力と認知能力、かどもの興味・関心と大人の願い等のバランス、環境を通して保育を行うことが大事。
- かどもの興味関心事項を広げる活動を通して、かどもの声を拾い、対話をするからこそ、その活動が振り返ると「10の姿」（幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿）につながる。「10の姿」は、それをを目指して活動するのではなく、活動の振り返りと次のかどもの姿や活動の見通しを持つことに活用することが大事である。振り返りの過程においても、「10の姿」を意識するあまりにかどもの声や対話を忘れて、大人の思いが強くなり過ぎないよう気を付けることが大事である。
- 「保育の質」は保育者の質といつても過言ではなく職員教育が最も重要。リーダーとしてのマネジメント力、かども自身が考える力を身につけるためにも、保育者のコーチング、ティーチング、ファシリテーション、アサーションといった能力を研修の中で培っていくことが求められる。保育者の質として求められるものが高くなっている一方で、職員配置30：1では無理があると感じる。当園では、かども22人に対して職員2人体制（1人がかどもの声を聴き、1人が全体を見るという役割分担）とすることで、やっと保育の質を担保している。プロセスの質とともに構造の質の向上も必要である。職員や保護者の精神が安定した状態で、モチベーションを持って意欲的に学んでいる姿、ワクワクして物事に取り組んでいる姿、思いやりのある姿をかどもに見せることが、かどものにとっての特に大事な学びになる。
- 保育指針などについて、幼稚園・認定こども園・保育所間や職員間での共通理解を図ることや一般社会での理解を進めるためには、かみ砕いた内容で明確かつ簡潔な分かりやすいガイドラインなどが必要。
- 小学校との連携については、保育所が主体となって行うことは難しいが、校長や教育委員会、幼稚園・認定こども園・保育所との間に両教育を理解したコーディネーターが入り、主体的・一体的に動いてくれると進みやすくなる。また、学校や園の紹介をかども同士が自ら行い交流していくことや、保育士と教員同士のコミュニケーションが図られ、合同の研修やお互いの取組を共有するための体験型の学習の機会があれば、相互理解につながり連携が進む。
- 未就園のかどものアプローチなど地域の子育て支援においては、幅広い地域関係者の話し合いの場が設けられると良いが、そのためにも地域の中に街ぐるみの幅広い視野をもって活動するコーディネーター役がいると、取り組みが進む。
- 配慮が必要なかどもの取り組みとして、自治体を通して、幅広い知識を持った専門家からの発達や療育相談を園が受けられるしくみが必要である。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 武蔵野東第一・第二幼稚園の園長。長年、園での教育に携わる。同園は、昭和39年創立以来57年にわたって自閉症児の教育、インクルーシブ教育を実施。園生活を通して「多様性・相互性・有限性・公平性・連携性・責任性」を尊重し「主体的・対話的で深い学び」の実践による資質・能力の育成を重視した実践を積み重ねている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 幼児教育は環境を通した教育であり、教師は従来から幼児理解を重視してきたが、「個別最適化な学び」「協働的な学び」のためにも幼児理解という専門性の高いスキルを身に付ける必要性が増している。幼児教育の質の向上に向けて、教師は実践を通して学び続けることが大切であり、振り返りや意見交換のためのノンコンタクトタイムの確保、園内外の研修が重要。また、こどもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった「遊び」を通して、こどもが自ら学ぶことが大切で、教師が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。これは障害のある幼児との関わりでも同じ。
- 幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」をベースにした小学校との連携・接続に期待。世間には未だ、幼稚教育を小学校の準備教育のように受け止めるという誤解がある。本来は、豊かな小学校生活はむしろ豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。武蔵野市では、幼稚園・保育所・認定こども園と市の教育・子育て部局によって幼児教育を基盤にして小学校教育の接続を考える検討会議を実施しており、こうした視点をもった関係者の協議・検討は有意義。
- 幼稚園教師の早期離職は園の教育実践の蓄積や継続性の観点からも課題。当園では、妊娠や子育て等大変なときは代わりに皆で助け合うといった、各世代で支え合う組織文化を徐々に作り上げ、先輩から後輩に受け継いでいったことで、課題を改善。
- 質の確保・向上のため、自己評価や関係者評価は必要。自らのよさや改善点を把握して向上させるために、全日本私立幼稚園幼稚園教育研究機構が開発した学校評価支援システムE C E Q（イーセック）の実施は効果があった。一方で、客観的なものさしによる外部からの評価については、実情に沿わざ改善の役に立たない場合があるため、導入を考える際には、日本の文脈に即し納得できる基準内容を十分に時間をかけて検討していく必要。
- 地域子育て支援として地域開放を実施するなど地域や社会に開かれた園運営により、保護者や地域の方々に園の教育を見える化し、幼児期の育ちの重要性を理解いただくことも重要。幼児期の学びの在り方については様々な情報も流布しているが、「遊び」を通じて「主体的・対話的で深い学び」が実践されていることを伝えていくことが大事。
- 私学助成を受ける幼稚園であるが、子ども・子育て支援の13事業の「一時預かり」も積極的に実施。都内の保護者は基礎自治体の域を超えて生活しており、私立幼稚園としてそうした保護者のニーズに応えているところ。こうした私立幼稚園の活動に対しても引き続き支援が必要。
- 園児の虐待や発達の課題等に対応するため、市の首長部局やネットワーク会議、子ども家庭支援センター、子ども支援センター等の関係機関と連携。より一層ネットワーク化、ワンストップ化を進めるとともに、初動対応が特に難しいため、専門的な知見の共有や、対応方法のルール化と社会への周知も必要ではないか。
- 幼児教育は、教育という視点での一貫性が重要であり、小学校との連続性やこれまでの積み重ねとの継続性を考慮することが重要。方向性を急に大きく変えてしまうと、これまでの蓄積が活かせない。幼児教育のナショナルカリキュラムは学校教育体系の中で構築されており、今までの継続性を尊重するとともに、施設類型を超えてより充実した幼児教育を実現していくため、これまで培われてきたことの普及や改善に地道に取り組むことが重要。

37

＜経歴・主な活動内容等＞

- 北里大学医学部公衆衛生学単位講師。専門は公衆衛生学、社会疫学。研究テーマは親子の健康の社会格差。内閣府「子供の生活状況調査の分析に関する検討会」委員。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。
- 我が国においては、未就園児（認可外保育施設等含め、どの施設にも通っていない就学前のこども）を対象とした調査結果によると、低所得、多子、外国籍、早産、先天性疾患、発達の遅れなどが未就園と相關。ただし、単一の要因というよりは、これらの要因が複数重なって未就園児となっていると考えられる。
- 未就園の壁として、申請主義のもとで複雑な手続に対応できない親がサービスからこぼれ落ちる「制度の壁」、外国籍や障害、医療的ケア児への対応ノウハウや職員体制が不足しているという「施設の壁」、こどもに病気や障害があれば親の責任で面倒を見ることもやむを得ないという「意識の壁」がある。
- 幼児教育・保育の無償化が保障されているにもかかわらず、未就園児はその恩恵から取り残されており、一部には被虐待の可能性もある。
- 未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、3歳以上児については幼児教育・保育の利用に繋げ、無償化の恩恵を受けられるようにするとともに、3歳未満児についてもレスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。また、貧困層については現金給付などの経済的支援も必要である。
- 自治体によるアウトリーチ支援を進めるためには、法律や通知など根拠となるものを明確にするとともに、未就園児等全戸訪問事業の拡充など国による自治体の取組を支援し、促す取組も必要である。また、対象家庭が受け入れやすいよう、例えば食事提供支援とセットで行い、保護者の悩みも聞いて行政サービスにつなげるなど、保護者にとってメリットがあるようなアプローチの工夫も求められる。
- このほか、就園につなげるための支援として、3歳以降も継続した妊娠期からの切れ目のない支援の実施や、障害児保育や看護師の加配の充実が必要。また、外国籍のこどもが増えており、こうしたこどもへの幼児教育・保育の重要性に目を向ける必要がある。

38

<福井トシ子さんの経歴・主な活動内容等>

- 1982年、東京女子医科大学看護短期大学専攻科修了（助産師）。1983年、福島県立総合衛生学院保健学科修了（保健師）。東京女子医科大学病院（母子総合医療センター、糖尿病センター）、杏林大学医学部付属病院（総合周産期母子医療センター長、看護部長）の職歴を経て、2010年7月より日本看護協会常任理事、2017年6月より日本看護協会会长を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- ハイリスク妊産婦が増加しているほか、晩婚化・晩産化、育児の孤立化などにより、妊産婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつななど妊産婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊産婦の自殺、妊婦健診未受診妊産婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。
- 母子保健サービスについては、妊娠期から子育て期までの各期で様々な支援が行われている。これらの支援がまんべんなくつながっていれば妊娠期からの切れ目のない支援を行うことが可能だが、法律や制度により行われる行政サービスには限界があり、支援の場が変わることで各支援が途切れてしまうという実情がある。これにより、メンタルヘルスの変調を抱える妊産婦にも十分な支援が届いていないという実情がある。
- 周産期医療体制については、一次医療圏（市町村）から三次医療圏（県）までリスクに応じた機能分化がされており、妊産婦はそれに応じて住居地から通院することとなるが、医療の集約化や少子化等の影響で一次医療圏の分娩取扱施設が減少していることや、特にハイリスクの場合は遠距離通院が必要な場合があるといった課題がある。また、ハイリスク妊産婦への高度医療を行う総合周産期母子医療センターと比して、正常分娩を扱う一般診療所などにおける分娩件数は非常に多い一方で、配置される医師や助産師は大変少ない状況。こうしたことの影響により、8割の産科病棟は他科との混合病棟となっており、母子にとって安全・安心な出産環境が提供されているとは言い難い現状。
- 当会では、産科混合病棟の改善のため、「母子のための地域包括ケア病棟（仮称）」モデル事業を17施設（重複含む）で実施。その結果、①病床の区域特定により母子にとって安全で安心な環境を整備（ユニットマネジメント）、②助産師が母子に伴走しながらチームで継続的な支援を提供（院内助産・助産師外来）、③医療機関から地域に戻るときに母子保健サービス等を円滑に受けるための地域連携の推進、④出産や産褥早期の集中したケアの提供（産後ケア事業）、の4つの機能を備えることにより、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援提供体制の構築につなげることが示された。
- 保健師・助産師・看護師は、一次医療圏から三次医療圏までの各医療機関や関係機関において、様々な役割を発揮しながら勤務。助産師の専門性は、周産期だけではなく、思春期教育から老年期の健康相談まで、女性とその家族のライフパートナーであり、女性の健康を包括的に支援するウイメンズケアにも及んでいる。
- 子育て世代包括支援センターの設置が進んだが、地域により提供体制や支援内容にバラツキがある。特に、支援対象を特定妊産婦などに限定して運用している地域が見られるが、出産後に暮らしの場に戻った時の相談の場所としての役割を果たすため改善が求められる。役割と機能を拡充していくためには適切な人材配置が必要。産後ケア事業についても、市町村の財政事情により特定妊産婦などへの支援を中心に行われているが、全ての妊産婦への手厚い支援を行うための体制整備が必要。
- 学童期・思春期における心の問題は家庭の機能が脆弱化していることが背景としてある。こども達がいつも帰れる場所、安心して居られる場所があることが大事。
- 産み育てやすい環境にむけた支援策の体制整備のためには、①こどもが安心・安全に育てる環境改善、②法律・制度により行政サービスが途切れることがない、省庁横断の体制構築、③自身の体や性に関する健康課題の情報提供、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の推進、④「母子のための地域包括ケア病棟」の推進、⑤院内助産・助産師外来の推進、⑥地域において、様々な支援策を受けられる体制の確立および、誰でも気軽に相談できる体制の構築、⑦生活と医療の両面から支える保健師・助産師・看護師の積極的な活用、看護職によるかかりつけ機能の実現が必要。

事務局によるこども・若者からのヒアリング概要

No.	ヒアリング対象者	実施日	ページ
①	フリースクールやプレイパークに通っている小学生・中学生19名	2021年10月29日	P2
②	社会課題に取り組んでいる高校生・大学生10名	2021年10月27日	P4
③	児童の権利条約の普及に取り組んでいる小学生・中学生・高校生16名	2021年11月2日	P7
④	児童相談所・一時保護所の小学生・中学生6名、児童養護施設の中学生・高校生3名	2021年11月6日、7日	P9
⑤	社会的養護の経験がある大学生3名	2021年10月13日、20日	P13

こども・若者からのヒアリング ①

ヒアリング対象者：フリースクールやプレイパークに通っている小学生・中学生19名
 ヒアリング実施日：2021年10月29日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【学校における悩み】

- 仲の良い友達ができない。友達が自分の悪口を言っているように感じる。
- 学校が楽しいと思えない。学校に行けていない。
- 苦手な教科がある。授業が分かりづらい。勉強についていけない。
- 制服や髪型の指定などの学校のルールが多く、厳しい。
- 合唱コンクールや体育祭など学校行事に強制的に参加させられるのが嫌だ。
- 学校の中で学年間の上下関係があり、嫌だ。
- 給食がおいしくない。給食を選択できない。
- クラスの人数が少ない。
- クラスの人数が多い。席を自由に選べない、席替えが面倒。
- クラスで問題が起きると連帯責任にされる。

【コロナによる悩み】

- 楽しみにしていた地域のイベントなどが減り残念。
- 公共の場でマスクをしている人が減ってきてていることが不安。
- ワクチンを打っていない人に対する差別がある。

【こどもへの情報不足】

- 大人には伝わっている情報が、こどもには伝わっていないことが多い。
- 選挙についてこどもに何も情報が伝わっていない中、選挙カーがうるさいと感じる。

【こどもの意見を聞いてくれない】

- 宿題をやらなかったときに、できなかった理由聞いてくれなかった。
- 勉強をきちんとやっているのに、やっていないと言われることが嫌だ。

【金銭的な心配】

- 学校以外で学びたいと思うとお金がかかる。教育にかかるお金が心配。

Q2.困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・自分の学区以外の学校に行けるようにしてほしい。
- ・先生を選べるようにしてほしい。
- ・学校のルールを少なくしてほしい。また、ルールをこども自身で考えて決められるようにしてほしい。
- ・勉強が分からぬ子もいる。数学の教員補助員のような先生を他の教科でも取り入れて、先生の数を増やしてほしい。
- ・勉強の遅れを感じない学校にしてほしい。
- ・希望する授業を選択できるようにしてほしい。
- ・楽しいと思える学校にしてほしい。
- ・授業の中でこどもがやりたいことを取り入れてほしい。
- ・将来の夢に繋がる勉強を学校でできるようにしてほしい。
- ・いろんな年齢の人と勉強できる学校にしてほしい。

【コロナ対策など】

- ・政府の実施している感染症対策などこどもに情報がきちんと伝えられていない。こどもにも情報が分かりやすく伝わるようにしてほしい。
- ・コロナの感染症対策をもっとしっかりしてほしい。

【選挙について】

- ・早く選挙に参加できるようにしてほしい。

Q3.どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【行政をより身近な存在に】

- ・行政の担当者の顔が見えるようにしてほしい。
- ・行政の担当者が学校を訪問してこどもの意見を聞いてほしい。
- ・SNSで動画を配信するなどして、行政を身近に感じられるようにすれば、意見を言いやすいのではないか。

【意見を聞く仕組みなど】

- ・リモートなどで政治家と話しができる機会があったらうれしい。
- ・こどもが気軽に意見を提出できる意見箱を設置してほしい。
- ・こどもの中で選挙をして意見を言う代表を決めたら良いのでは。
- ・地域のイベントなどで意見を言える機会を増やしてほしい。
- ・学校でアンケートをとって、こどもの意見を集約してほしい。
- ・自分が言った意見が実際に実現されるところを見たい。

3

こども・若者からのヒアリング ②

ヒアリング対象者：社会課題に取り組んでいる高校生・大学生10名

ヒアリング実施日：2021年10月27日

Q1.困っていること、悩んでいることはありますか？

【性やジェンダーに関すること】

- ・性的指向や性自認等に関して周りの理解を得るのが難しかったり、自分の意志に反した形で暴露されてしまうことがある。
- ・妊娠した子が学び続けることができる環境がなく、選択を迫られることが多い。
- ・美容広告など女性の容姿に関する広告を見るとプレッシャーに感じる。

【インターネット上の情報等に関すること】

- ・インターネット上の誤った情報を鵜呑みにして行動してしまったことがある。
- ・インターネットには多くの情報であふれかえっており、信頼できる正しい情報を見つけ出すことが難しい。

【コロナ禍での悩み】

- ・コロナ禍で活動を行ったり、直接人と話したり、相談する機会が失われている。
- ・コロナ禍で塾が閉鎖されたり、模試が受けられなかったり、思うように勉強ができない。
- ・コロナの影響でオープンキャンパスに行けず、進路を選択することが難しい。
- ・オンライン授業の増加や外出の自粛などによる体力不足。
- ・妊娠・出産などライフプランの変更を迫られた。

【経済的な悩み】

- ・家庭の経済状況により進学先の選択肢が狭まってしまった。
- ・経済的な理由から、留学ができなかった。やりたいことを諦めた。

【相談する人や場所に関するこ】

- ・災害により、ライフステージが大きく変わってしまった。同じ経験をした先輩が周りにおらず、将来像を描くことが困難。また、カウンセリングが行き届いておらず、気軽に相談できる場所がなかった。
- ・性に関して話すことは恥ずかしいと感じる。相談に行くのも勇気が必要で、気軽に行けない。

4

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・教育（ジェンダー教育、性教育、メディアリテラシー教育、キャリア教育、シティズンシップ教育など）の充実。
- ・妊娠しても学び続けられる環境を整備してほしい。
- ・いじめや不登校への対応（いじめた側への対応、不登校の子だけが通える学校の整備など）。
- ・家庭の経済状況によって進学や留学など将来の選択肢が狭まらないようにしてほしい。

【相談できる環境づくりや情報へのアクセスなど】

- ・親や学校以外の第3者や行政に気軽に相談できる仕組み・環境をつくってほしい。
- ・相談できる場所や制度などをこども・若者にきちんと周知してほしい。
- ・必要なときに必要な情報、正しい情報にアクセスできるようにしてほしい。
- ・ネット上の性や女性の容姿に関する広告・情報について規制をするなど、より快適なネット環境をつくってほしい。

Q3. どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【幅広い層からの意見聴取】

- ・年齢や住んでいる地域が異なるこども・若者、様々な経験の当事者など幅広いこども・若者から意見を聞いてほしい。
- ・色々な考えが必要だと思うので、意見を聞く代表者は無作為で選ぶ。

【SNSや学校などを通じた意見聴取】

- ・待っているだけでなく、政府の方から意見を取りに来てほしい（学校訪問、SNSなどを通して）。
- ・大学などの機関を通して学生の声を聴取・集約してはどうか。
- ・全国にこども・若者会議を置き、市民社会やこども・若者の代表（個人・団体）が意見の取りまとめをしてはどうか。
- ・SNSは多くの高校生・大学生にとって身近なものの。公式LINEを活用した意見募集やネット投票など、SNSを利用して意見を言える場があれば、より気軽に行政に意見を言えるようになるのではないか。
- ・こども・若者の中にはトラウマを抱えている子もいる。安心できる人や環境で時間をかけて丁寧に意見を聴取していくことが大切ではないか。

【行政へのアクセスのハードルを下げる】

- ・身近な行政というと地方自治体。まずは地方自治体で中高生が興味持てるようなセミナーや講座を行い、地方自治体レベルの行政を身近に感じることができれば、国レベルの行政も身近に感じられるようになり、意見を言いやすくなるのではないか。
- ・こども・若者の意見が実際に反映された事例や反映される過程を「見える化」してほしい。
- ・こども・若者の価値観や考え方多様化している中、行政にもより柔軟な考えを持ってほしい。
- ・行政は固いというイメージがある。行政が何をやっているのかYoutubeなどを通して身近に感じられるようにしてほしい。

5

参加者からの感想

・今まで遠くに感じていた、国の行政に関わる方々とお話をできたことで、行政を身近に感じることができるようになりました。また、こども政策推進体制検討チームの皆さんに頷きながら話を聞いてくださったので、話すことの意味を感じられましたし、同世代の方が様々な活動をしていることを知ることが出来、私にとっても学びとなりました。行政に関わる方々が、私たちの世代からの意見を集めて形にすることが大事であると考えていらっしゃることが大変伝わり、とても嬉しかったです。

・行政と聞くと自分からは遠い存在であると感じていました。しかし、私たちの活動や意見に対しても暖かい雰囲気で聞いてくださりとても嬉しかったです。そしてこのようにお話をさせていただく機会があり、私たちの意見が届くのだと今までよりも少し近い存在になりました。

・（意見が）ジェンダーや性に偏っていたかもしれません、その偏りこそが「意識高い系」の関心だということを伝えられてとてもよかったです。

・活動を通して見えた課題を政策を考える方に直接伝えることができ、自分たちの声を届けることが出来たと実感することができました。私は今回の交流で行政を身近に感じる事ができました。なので、高校生年代に行政に関して関心を持ってもらうためにこのような交流をしてくださった嬉しいなと思います。

・行政と聞くと自分からは遠い存在であると感じていました。しかし、私たちの活動や意見に対しても暖かい雰囲気で聞いてくださりとても嬉しかったです。そしてこのようにお話をさせていただく機会があり、私たちの意見が届くのだと今までよりも少し近い存在になりました。

・少しでも、こども政策推進体制検討チームの方々に、女子大学生年代が感じるジェンダー問題について知っていたり、なんらかの形で私の意見が反映されたら幸いです。政府の方の話し方とか服装がスーツで固かったかなと思ったので、オフィスカジュアルくらいでも良かったのではないかと思いました。

・中央の人がこども・若者の声を聞いて政策をつくろうとしていることが知れてよかったです。こども庁は既に困難な状況にあるこどものために何かすると思っていましたが、私たちも少しは対象になつたらいいなと思いました。またこのような機会があると嬉しいです。官僚の方の表情がかたくて少し怖かったです。私たちと官僚との距離感を改めて感じました。もっと意見を言いやすい雰囲気づくりを心掛けた方がいいと思います。

6

こども・若者からのヒアリング ③

ヒアリング対象者：児童の権利条約の普及に取り組んでいる小学生・中学生・高校生16名
ヒアリング実施日：2021年11月2日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【多様性への理解不足】

- ・外国にルーツを持つ友達が変わったあだ名で呼ばれてしまっている。
- ・勉強や友達との関わりが難しくなり、特別支援学級に通っているが、本当はクラスのみんなに自分ことを理解してもらい、普通学級のみんなと一緒に勉強をしたり遊んだりしたい。
- ・フリースクールに通っているが、周りからそんなところに通っているのと言われた。

【経済的な悩み】

- ・家庭の経済状況により塾やフリースクールに行きたいのに行けない。
- ・フリースクールは学費を払う必要があり、家の経済状況が心配。将来も不安。
- ・友人が高校に通うためにバイトをしており、十分に勉強ができない状況にある。

【居場所や相談できる環境の不足】

- ・こどもが遊べる公園の数が減っており、ボール遊びや走ったりできない公園がある。
- ・公園は小さい子ばかりで遊びににくい。
- ・学校にスクールカウンセラーがいなかったり、1週間のうち数時間しかいななかったりする。
- ・スクールカウンセラーに助けを求めたいと思っても、どういった流れで相談できるのか分からず。
- ・カウンセラーや先生に相談した内容を、自分の意志に反して親や担任の先生など第3者に漏らされてしまった。

【こども・若者の意見を聞いてくれない】

- ・先生の態度が男の子と女の子で違う。また、良くない言葉遣いをすることがある。先生にやめてほしいと言つてもこどもだからという理由でこどもの意見を聞いてくれない。
- ・こどものことを大人が決めてしまっている。例えば、オルタナティブスクールに通う選択肢があるのに、こどもには選択肢があることを知らされていない。
- ・児童の権利条約について、学校では教えてくれず、知らない子が多い。
- ・こどもの意見を聞いてくれる仕組みがあっても、多くの子はそのことを知らされていない。

7

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・教育（障害・性別・発達障害等の多様性、児童の権利条約など）の充実。
- ・何がいじめ・虐待にあたり、誰に助けを求めたら良いのか学校教育の中で教えてほしい。
- ・オルタナティブスクールを学校として認めてほしい。
- ・学校以外の場所でこどもの権利について教えてくれる場所を設置してほしい。

【居場所や相談できる環境の整備】

- ・いつでも安心してスクールカウンセラーに相談できるよう、カウンセラーを増やしたり、個人情報の扱いを定めたガイドラインを作成してほしい。
- ・公園や公民館などこどもが遊ぶことができる公共施設の整備。学校の校庭の開放。

【経済的な支援】

- ・どんな境遇でも学び続けることができるよう支援してほしい。
- ・家庭の経済状況により進学や将来の選択肢が狭まらないようにしてほしい。

【こどもの意見の尊重】

- ・こどもについての法律や制度を議論する場にこども自身も入れてほしい。大人だけでこどもが抱えている問題を網羅することは難しいと思う。
- ・こどもの意見を取り入れているとしても、多くのこどもは意見を聞いてもらえる機会があることを知らない

【法整備など】

- ・こどもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「こども基本法」をつくってほしい。
- ・こどもの権利が守られているか確認・監視する機関をつくってほしい。
- ・こどもに関わる取組みを、全体的にみて進める役割をはたす国の機関をつくってほしい。

Q3. どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【SNSや学校などを通じた意見聴取】

- ・学校やフリースクールを通じて、こどもが意見を出せるようにしてはどうか。
- ・学校から配布されているタブレットに自身の悩みを相談できるアプリを入れてはどうか。
- ・全てのこどもがいる家庭に用紙を配り、こどもとその親に意見を書いてもらう。また、URLを添付し、ネットから意見を提出してもらえるようにしてはどうか。
- ・SNSは匿名での投稿が可能。こども・若者がSNSに気軽に意見投稿ができるようにし、政府の代表者がその投稿に回答するようなシステムをつくってはどうか。
- ・SNSを利用してライブのQ&Aを行って、こども・若者の提案や意見にその場で回答できるようにしたらどうか。

【情報やプロセス・成果の見える化】

- ・こども・若者から集めた意見を実現するために行った活動や成果もSNSを利用して投稿してほしい。
- ・こども・若者が意見を言う方法を全国のこども・若者や大人に知らせることが重要。
- ・政治の報道について、こども向けに要約したり、イラストをつけたりするなどの工夫が必要。

8

こども・若者からのヒアリング ④

ヒアリング対象者：児童相談所一時保護所の小学生・中学生6名、児童養護施設の中学生・高校生3名
ヒアリング実施日：2021年11月6日、7日

※こどもが意見を言いやすい環境を整えるため、それぞれ2回に分けて実施。1回目のヒアリングでのこどもの意見は別添として掲載。

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【一時保護所や施設における生活での不便さやストレス】

<一時保護所>

- ・友達、交際相手、ペットに自由に会えない。自由に連絡を取れない。
- ・好きなタイミングで自由に外に行けずストレス。
- ・ネット環境がなく、不自由。好きな動画を見たり、勉強のことや将来のことを調べたりしたい。
- ・ゲームをする時間や回数に制限がある。自由に遊びたい。
- ・私物のゲーム機やスマホなどを自由に持ち込んだり、使ったりできない。
- ・自由に髪を染めたり、髪を切ったり、ピアスをあけたり、好きなファッショングができない。自信を持つために大切。
- ・コロナ禍で一時保護所に入所してすぐは静養室にいたが、漫画や本など時間をつぶせるものがなく退屈だった。
- ・学習することにトラウマがあり、職員に「学校がつらい」と言うと、「将来のためにならないよ」と言われる。

<児童養護施設>

- ・中学生はスマホの契約をしていないので、外出時に友達と連絡がとれず不便。夜はスマホを回収され自由に使えない。
- ・施設は「家庭的な雰囲気」を目指していると言っているが、時間で食堂を閉めたり、雨でも迎えに来てくれなかったり、自分の部屋にきょうだいや寮のほかのこどもを入れてはいけなかつたりと、全然家庭に近づいていない。こどもを呼び捨てにすることは威圧感を与えると外部から指摘され、呼び方が「さん」付けになったが、逆に一線を置かれている気がする。
- ・今のお小遣いでは、友達との人間関係で必要な金額に足りない。少ないお小遣いの中で文房具や飲み物など、普通の家庭だったら親に買ってもらえるようなものを自分で買わないといけない。そのくせ、使い方を注意されたりする。
- ・建物の中で声や音が響きやすく、小さい子が先生の名前を呼んだりする声などが電話の相手に聞こえてしまう。施設にいることがばれたくない子にとっては迷惑。
- ・門限が決められていたり外泊できないことで、友達に気を使わせてしまったり、自分だけ先に帰ることが申し訳ない。
- ・職員がこどもに冷たい気がする。忙しいと対応してくれなかつたり、こどもによって対応が違う場合もある。定時になると帰ってしまいお風呂に入れなかつたりする。中学生が学校を休んでも施設では扈ごはんが用意されていない。決められた時間を過ぎてもスマホを使うだろうからと夜は回収するなど、憶測に基づいてルールが決められていて、信用されていないと感じる。職員が少なくて余裕がないというのもあるんだと思う。
- ・寮の移動や職員の異動により人間関係を一から作らないといけないのがつらい。
- ・両親に事情があって入所している場合もあるのに、「施設は問題を起こした子、問題のある子が入っている」と言わされた子がいる。そんな風に誤解されるのはつらい。

9

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・一時保護所から学校に通えるようにしてほしい（高校生のみ学校が電車等で通える場所にある場合は通学している）。
- ・一時保護所では授業の科目が算数、国語、英語に限られている。社会や理科や保健の勉強時間を増やしてほしい。

【一時保護所や児童養護施設の環境の改善】

<一時保護所>

- ・リモートでつなぐなどして友達と話せるようにしてほしい。友達と話すと勇気をもらえる。
- ・一時保護所の職員を増やしてほしい。一緒に遊んだりしたい。
- ・好きな時に好きな場所に自由に外出ができるようにしてほしい。行先は自分たちで決めたい。
- ・放課後等デーサービスや部活など自分の居場所となっている場所に通えるようにしてほしい。
- ・一日だけ家に戻ったり、学校に通ったりして、環境に慣れるための体験ができるようにしてほしい。
- ・親に連絡する際、職員を通じてではなく直接電話で話せるようにしてほしい。
- ・壊れた所を修理したり、本棚を増やしたり、漫画やぬいぐるみなどを買うためのお金がほしい。

<児童養護施設>

- ・スマホは職員や友人との連絡手段として、とても重要。
- ・スマホの通信料を自分のバイト代から払わないといけないが、将来使うお金（一人暮らしの費用、車の免許など）がなくなってしまうので、施設内のWi-Fiを自由に使えるようにして通信料を抑えるなど経済的な負担を小さくしてほしい。
- ・不登校になった際など、ただ「学校に行け」と言うだけでなくもっと寄り添ってほしい。
- ・偉い人のお話を聞くなどではなく、実際に役に立つような自立支援をしてほしい。
- ・仕事に追われてこどもとのコミュニケーションをしっかり取ろうとしない職員が多い。施設経験者など気持ちの分かる人に職員になってほしい。

Q3. どういった仕組みがあったら意見を言いやすいと思いますか？

【信頼できる人から安心できる環境での意見聴取】

- ・意見箱のように匿名で職員の事を書いたりしたら書かれた職員も嫌な気持ちになると思うので、職員に直接言える関係性を築くことが大事。そのためには、こどもの気持ちを理解できる人に職員になってほしい。
- ・秘密や約束を守ってくれる信頼できる人や自分が好きな職員であれば意見を言いやすい。
- ・見ず知らずの人には悩みや困っていることなど教えられない。境遇が近い人や信用できる人でないと話せない。
- ・かわいそうだねと同情する人よりも、アドバイスをくれて、一緒に解決してくれる人に相談したい。
- ・同年代の人だと自分の意見を言いやすい。特に女の子にとっては近く感じる女性の方が話しやすい。
- ・職員と一緒に買い物に行くなど出掛ける日をこまめに作ったりすれば、身近に感じて出かけている最中に意見を言いやくなる。
- ・自分の部屋など自分が落ち着け、安心できる場所で意見を聞いてほしい。
- ・会議みたいな場所ではなく、周りで小さい子が遊んでいるような気軽に話せる場所の方が話しやすい。
- ・丁寧語は距離を感じるので気楽に話してもらえた意見を言いやすい。

参加者からの感想

- ・色々と話せてすっきりした。自分たちの意見を反映して、改善してもらえるとうれしい。

10

こども・若者からのヒアリング ④ (1回目のヒアリング概要)

別添

日時：11月3日(水)13:30～15:00、15:30～17:00、11月4日(木)15:00～16:30
対象：関東の児童相談所一時保護所の小学生、中学生(8名)
関東の児童養護施設の中学生、高校生(15名)

1. こどもの権利カードを選ぼう（児童相談所一時保護所の小学生、中学生）

○選んだカードとその理由

「ネットや本を自由にみたい」

- ・インターネットが使えない。動画投稿サイトやゲームができない。調べものができない。

「高校に進学したい」

- ・高校に進学できないと就職に不利になるから。

「もっと勉強したい」

- ・一時保護所で受けられる授業は限られている。

「学校に通いたい」

- ・友達に会いたい。

「好きな髪型や好きな服装で過ごしたい」

- ・好きな髪の色に染めたい。気分が上がる。

「たたかれたり痛い思いをしない」

- ・これはそのまま、当然でしょう。

「ひみつを守ってほしい」

- ・秘密を守ってくれない人がいる。

「児童福祉司や児童心理司ともっと会いたい」

- ・2週間以上会っていない。今（ケースワークの進捗が）どうなっているのか知りたい。

「ゆっくり休みたい」

- ・（家にいたときに）学校と部活が忙しくてゆっくりできる時間がない。

「他のこどもとくらべられない」

- ・これはそのまま。比べられるのはいや。

11

2. 現在の生活で困っていること、改善してほしいこと（児童養護施設の中学生、高校生）

- ・おこづかいの金額が少ない。
- ・スマートフォンの契約ができない。
- ・友達を自分の部屋に入れることができない。きょうだいですら入ることができない。なぜだめなのかわからない。同室の子がいるならわかるが、理由がない。
- ・寝る時間が午後11時なので、それ以降のテレビが見れない。
- ・外出は、○○駅までしかいけない。
- ・友達の家にお泊まりができるようにしたい。友達の家から一緒に学校に通いたい。
- ・職員からこどもの呼び方が、「～さん」に変わった。気持ちが悪いのでやめてほしい。
- ・門限は午後6時。友達と遊びに行く時間を伸ばして欲しい。
- ・夜、スマートフォンを職員に預けないといけない。回収されたくない。夜、絵を描いたり、音楽を聴いたりできない。
- ・少しの話し声も漏れるので、電話をしにくい。音が響きやすい。
- ・服代は、1年間で3万円では足りない。
- ・ジュースを自分で買わないといけない。普通の家では、親が買ったものを飲めるのに。
- ・（週700円分のおやつ）自分で食べるおやつを決めたい。自分で買いたい。
- ・インターネットは使える時間が決まっている。もう少し使いたい。
- ・おこづかいが少ないとや門限が早いこと、スマホがWi-Fiがないと使えないことなど友達に知られたくない。友達から気を遣われたくない。かわいそうと思われたくない。職員に言っても、「来年（高校生）になったら使えるじゃない」と言われる。
- ・ルールを勝手に決められる。
- ・職員が勤務時間だからという。ドライ。
- ・Wi-Fiが使える時間を作りたい。友達と電話を夜するときに無料電話ができるアプリが使える。携帯電話代が安くなる。
- ・職員に「もっとシフトに入ったら」と言われる。今は週に5日で働いている。施設を出るとお金がいるので、今のうちにお金を貯めないといけない。もっと働かないといけない。友達と遊びの時間が欲しい。
- ・職員によって言うことが違う。
- ・（一時保護所について）他の子と話すと怒られる。男女で視線を合わせてることもダメ。
- ・児童相談所の一時保護所がひどい。完全な牢屋。
- ・前はよかったことが突然ダメになる。
- ・職員に気持ちがない。定時になった途端に帰ったり、夜遅い時や大雨の時に迎えにきてくれなかったりする。
- ・「～さん」ではなく、「～ちゃん」がよい。「～さん」は嫌。
- ・バイトで稼いだお金は自分で使いたい。
- ・文房具を買って欲しい。お小遣いで買わないといけない。
- ・ある職員に注意されたことについて、他の職員に同じことを何度も言われる。翌日や翌々日にも言われることがある。
- ・児童相談所の児童福祉司が施設に来る日は、突然伝えられる。急に「バイトを休め」と言われるが、他の人に迷惑がかかるから、早めに言って欲しい。

12

こども・若者からのヒアリング ⑤

ヒアリング対象者：社会的養護（一時保護、児童養護施設、里親、ファミリーホーム）の経験がある大学生3名
ヒアリング実施日：2021年10月13日、20日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【経済的な不安】

- 施設を出てから大学入学までの期間、奨学金もすぐには入らない中、引っ越し代や入学金など、今払わなければならぬお金が足りずに困った。
- 留年や休学をしてしまうと奨学金が打ち切りになってしまうことが不安。
- 一部の奨学金は卒業後数年働いたら返還額が減少するが、働けなかつたら全額返還が必要。社会的養護経験者はトラウマ抱えている人が多く、生きていくこと自体に不安を抱える中、奨学金を返還できるか不安。
- コロナ禍でバイトができなかったことは痛手。

【頼れる人や保証人がいない】

- 家を借りる際の保証人や大学の奨学金を借りる際の保証人となってくれる人を探すのが大変。
- アフターケアの担当者はほとんど会ったこともなく、連絡しても返信ない。
- コロナの影響で大学に行けなくなうことにより孤立している。クラスメイトはいても心を許せる友達がない。どの学生もさみしい思いをしていると思うが、自分には「帰る場所」というのがない。

【生活を築くための基本的な知識・情報の不足】

- 一人暮らしを始める際、親に自分の住所がわからないようにする手続きや健康保険の手続き、ガス・電気・水道の契約など、生活の基盤を築くための手続きをどうすれば良いか分からずに困った。

13

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【積極的な情報発信、情報共有の仕組み】

- 社会的養護出身者が使える制度は色々あるのに、使える制度を知らない、知らされていない。措置延長の仕組みなども含め、そもそも施設の職員があまり制度のことを知らないので、制度のことを知ってほしい。担当職員の知識量によって、制度を知ったり使うことができるか左右されてしまっている。
- 他の社会的養護経験者と、困っていることなどについて情報交換ができる場があるといい。

【リービングケア・アフターケアの充実】

- 施設出所後、一人暮らしをするにあたって何をすればよいのか、生活の基盤を築くために必要な知識を教えてほしい。出所前に施設でのリービングケアを充実したり、社会的擁護を経験した先輩に基礎的なことを教えてもらう仕組みがあつたら良いのでは。
- リービングケアは、施設以外の外部の大人も交えて一緒に準備してほしい。自立後に相談できる相手をたくさん作っておくことが重要。
- アフターケアや児童相談所の人との関係が、「行政とこども」ではなく、身近で気まずくない関係性を持てるといい。

【コミュニティの創出】

- 学校以外に、いろんな世代と関われ、学生のうちから色んな価値観に触れられる場、コミュニティがあるといいと思う。また、そうした場は、意識高い系の人だけでなく、色んな人がハードル低く参加できるような場であることが理想。

Q3. どういった仕組みがあつたら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【幅広い層からの意見聴取】

- ある程度話せる子がいないと会議が成り立たないので、推薦である程度話せる子をいれるとともに、公募もあった方がいい。なかなか話せないけど、想いを持っている子も入れてほしい。
- 都会の施設と田舎の施設の子で経験していることが全然違う。幅広く声を聞いてほしい。

【情報・プロセスの見える化】

- こどもの声を聞いた後、実際にその声が反映されるプロセスや結果を「見える化」してほしい。そうでないと大人に意見を言っても意味がないと思ってしまう。
- 政治的な大きい事ではなくても、声を出すことにより、小さい事が叶っていくということを知らしめていくことが大事。
- どこに何を話したらいいのか明確に教えてほしい。

【行政へのアクセスのハードルを下げる】

- 行政は「ただただ固い」、「区役所=面倒くさい」というイメージがある。いかにハードルを低くするかが大事。
- SNSで「変えてほしいこと」の選択肢を作り、同意する項目に投票してもらうなどすると目に見えて分かりやすい。
- 農作物の販売でやっているように、行政の担当者の顔が見えると「自分たちと同じ人間がやっているんだ」と人間味を感じることができ、関わりやすくなる。

14

子ども・若者の声に関する参考資料

①コロナ×子どもアンケート調査報告一覧（国立成育医療研究センター コロナ×子ども本部）

https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/#03

②令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）報告書

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_2.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_3.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_4.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_5.pdf

委員提出資料

目 次

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| ○ 王寺 直子 | 委員提出資料 | · · · P. 1 |
| ○ 奥山 千鶴子 | 委員提出資料 | · · · P. 2 |
| ○ 駒崎 弘樹 | 委員提出資料 | · · · P. 5 |
| ○ 水谷 豊三 | 委員提出資料 | · · · P. 21 |
| ○ 望月 昌幸 | 委員提出資料 | · · · P. 23 |
| ○ 木村 義恭 | 専門委員提出資料 | · · · P. 25 |

令和3年12月8日

第59回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げについて

保育教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施されようとしていることについて、大変ありがたく感謝申し上げる。その上で、他の職員の待遇改善にこの待遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めるようお願いしたい。

また、今回の引き上げが一時的なものではなく、恒常的に引き上げ持続されるよう制度改革を推進していただきたい。

さらに、人事院勧告に伴い、0.9%の減額が令和4年4月より検討されているが、その際にも収入の3%程度（月額9,000円）の引き上げが維持されるよう特段のご配慮を賜りたい。

2. 認定こども園等幼児教育・保育施設の多機能化の推進について

少子高齢人口減少が進み、さまざまな分野で担い手不足も深刻となっている中、幼児教育・保育施設も例外ではない。その中で様々な拠点を点在させ運営することよりも機能を集約させ、多機能的に取り組むことで担い手不足の中でも包括的に地域の子どもを補完することができる。そのためにも、地域の子ども・子育て支援の中心となりうる認定こども園等が積極的に地域子ども・子育て支援事業など、多機能化に取り組むことができるよう市区町村の連携を含め支援体制を推進していただきたい。

また、認定こども園は子育て支援事業が必須化されているが、人員的な面での措置があるものの事業に対するインセンティブがない状況である。認定こども園に必須化されている子育て支援事業が今後さらに重要度が増す中において、各園がより積極的に取り組むことができるよう、加算等の創設をお願いしたい。

3. 各園における利用定員変更手続きについて

昨今の少子化による園児の不足により、園によっては定員に達することができず、利用定員の引き下げを余儀なくされている。しかし、一部自治体において、明らかに定員を下回っている状況であり、定員に達する見込みがないにも関わらず、利用定員の引き下げを認めない指導をしている自治体がある。公定価格が園児数×単価である以上、利用定員数に近づくことで通常の経営が成り立つ仕組みとなっており、利用定員が引き下げられないということは単価が低いままとなり、直接的に経営に大きな打撃を与えることとなる。自治体がなぜそのように対応するかの理由を確認いただくとともに実態に即した指導が行われるようお願いしたい。

子ども・子育て会議（第59回）意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
奥山千鶴子

1. 子ども・子育て支援法の一部改正について

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事業に、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において、関係機関相互の連携の推進に関する事業を追加することについて賛同するとともに、他機関連携の要となる利用者支援事業については国庫補助率が2/3となるなど、市町村が取り組みやすくなっています。是非積極的な取組促進を図るため、情報提供をお願いしたい。また、内閣府が新設した、利用者支援事業（基本型）を実施していない自治体に向けて補助率10/10（自治体直営は対象外）の子ども・子育て支援連携体制促進事業（新規）を積極的に活用いただき、利用者支援事業（基本型）の取組強化を図るよう、合わせて市町村に向けて広報をお願いしたい。

2. 一時預かり事業の今後について

資料2の保育所・保育士等の在り方に関する検討会や、資料4の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書等にも記載があるが、特に孤立しがちで支援が届きにくい子育て家庭に向けて、一時預かり事業については、子育て家庭に身近な場所においても活用できるよう抜本的な改革が必要だと考える。

とりまとめ（素案）においては、定員に余裕のある保育所において通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業を活用する案が挙げられているが、定員に余裕のない都市部においても大きなニーズがあることから、以下提案したい。

①保護者が目的に応じて利用しやすい場所で実施

リフレッシュや短時間の預かりは、通常通っている地域子育て支援拠点、就労・介護等を目的とし比較的長時間・定期的な預かりは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育園等で実施するなど多様な実施形態を保障すべきである。また、すでに類似的に実施しているNPO法人等の活動も参入できるよう配慮いただきたい。

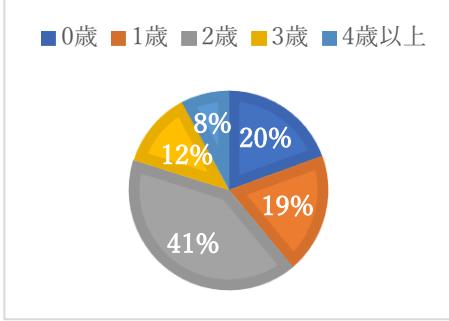
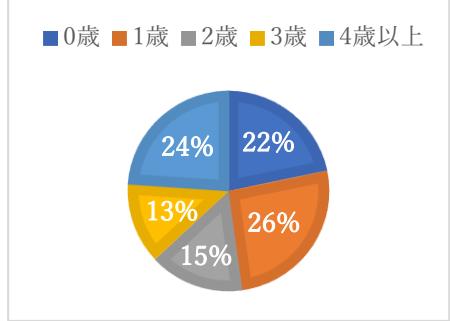
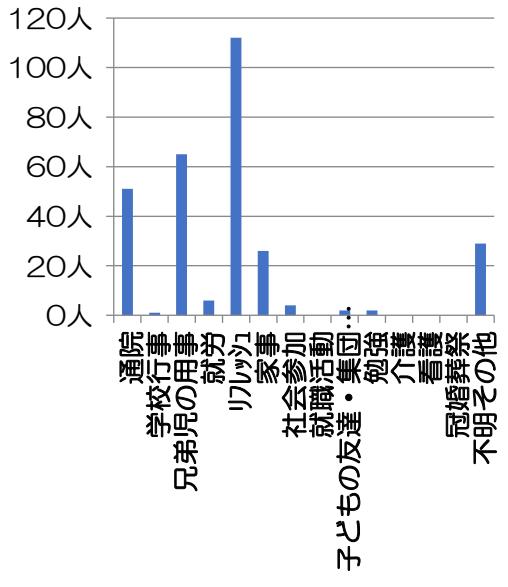
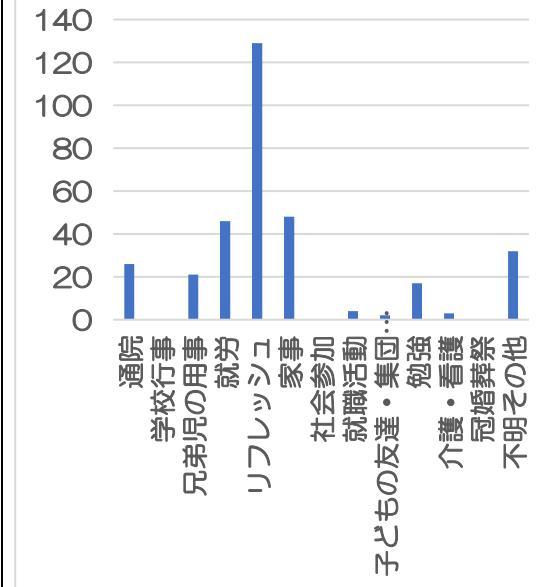
②子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障

子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障は、親の就労の有無に関わらず必要であり、子どもが他の子どもたちと関り社会性を身に付ける機会としても保障されるべきものである。例えば一日3時間の保育を月3回、年間通じての実施として10か月とすれば、年間90時間の保育保障となるが、子どもの発達や親のレスパイト、「かかりつけ相談機関」としても機能を果たせると考える。

③ITC等の活用による、空き状況の確認・予約、利便性の高い支払い方法等の仕組みの構築

一時預かり事業の推進にあたっては、利用者の利便性を考慮し、空き状況の確認・予約、キャッシュレス決済等も含めた利用者にとって利便性の高い仕組みを構築してほしい。

以下、認定 NPO 法人びーのびーので実施している一時預かり事業及び類似事業の実施状況を参考までに記載する。

実施場所	地域子育て支援拠点 A (拠点の一日平均利用者数 約 10 組)	地域子育て支援拠点 B (拠点の一日平均利用者数 約 48 組)	認可保育所 (60 人定員)
実施類型	地域子育て支援拠点事業加算事業 (一時預かり類似事業) *2010 年より加算事業スタート	一時預かり事業 (一般型) * 2021 年 7 月より事業スタート	一時預かり事業 (一般型) * 2020 年 4 月
定員	一日 3 人	一日 3 人	一日 1 人
利用日時	月・火・水・木・金 9:30 ~ 15:30 一日 4 時間、月 8 回以内	火・水・木・金・土 9:30 ~ 17:00 一日 4 時間、月 8 回以内	月・火・水 木・金 8:30 ~ 16:30 一日 8 時間
時間、利用回数			
料金	1 時間 500 円	1 時間 300 円	1 時間 300 円
月平均利用者数(延)	約 37 人 (延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 4 月～11 月の平均)	約 109 人 (延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 8 月～10 月の平均)	約 4 人 (延) * 約 7 時間 (令和 3 年 4 月～11 月)
年齢別利用割合			0歳児 1 人 1歳児 33 人 2歳以上なし
利用目的			定期的な保育 ・産前保育 (祖母の就労時 の預かり) ・介護 (親族の通院 付き添い)

3. 一体的相談支援に関する市町村等のマネジメントの強化について

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を再編して一体的に相談支援を行うとされているが、行政機関が実施することを考えると、利用者にとってはハードルの低い相談機関を合わせて充実させる必要がある。高齢者分野等では、生活支援コーディネーターが第1層と第2層に配置されているように、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点は自治体の第1層の相談支援、地域は第2層として、利用者支援事業基本型（保護者に身近な場所での相談・地域連携機関）や「かかりつけ」の相談機関が担う等、相談支援や支援のコーディネート体制については、利用者の立場にたった体制づくりが求められる。

4. こども政策の推進に係る有識者会議報告書について

特に、政策の柱等推進する方向性について賛同したい。産後ケア事業の全国展開、妊娠期からの切れ目ない支援の体制整備、子どもの権利擁護、子育てしやすい社会づくり等着実に推進する必要がある。

その中で、地域人材が担い手となる事業等が多くみられるが、子育て支援員研修等を活用するなど、現在人材育成が出来ていない分野の支援強化も合わせて検討していただきたい。

例えば、①家事・育児ヘルパー ②養育支援ヘルパー ③家庭教育支援チームスタッフ
④学齢期の居場所支援スタッフ ⑤ヤングケアラー支援スタッフ（ヘルパー）
⑥ピアサポートファシリテーター ⑦ユースワーカー（コーディネーター）

2021年12月8日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎「保育の必要性認定」を撤廃し、全ての子どもたちが保育園を利用できるようにしてください。

- 2021年11月10日に日本保育教会理事長が「今後は保育の量から質の問題に重点が変わると表明し、保育が供給過多時代に移行しつつあるとの認識を示しました。

「保育は供給過多の時代へ」日保協会長が表明

11/10(水) 10:20 配信 14  

福祉新聞
THE FUKUSHI NEWS



日本保育協会（大谷泰夫理事長）は10月27日、全国研修大会を開き、約1000施設の会員が参加した。昨年度は新型コロナの影響で、例年開催の「保育を高める研究集会」と「全国理事長・所長研修会」の中止を余儀なくされたが、今年は研修大会をオンラインで開催することにした。

- 2020年11月に保育業界最大手のJPホールディングスグループは「児童数が減り赤字が続いた。今後も入園児が見込めない」と説明し、都内認証保育園4園を一斉閉園しました。

都内の保育園4園を一斉閉園 業界大手、認可園増設の余波で

イチオシ 社会 喜らし・学び・医療 速報 家族・子育て 東京

毎日新聞 2020/11/20 07:00 (最終更新 11/20 07:00) 有料記事 2114文字



保育業界大手が来春、東京都内で運営する認可外の4保育園を閉園する。公表したのは9月。思わぬ通告に、幼児を預ける保護者からは不安の声が上がり、専門家も「4園も一斉に閉じるのは前例がない」と驚く。なぜ閉園するのか。探ってみると、政府が導入した政策の影響も浮かんできた。

Google |

- これらのニュースは、「保育所が供給過剰になってきている」ことを示唆するものです。自治体の積極的な取組もあり、待機児童数は昨年に続いて過去最小、東京23区と首都圏の政令指定都市では、21年4月入所を申込んだ人の倍率が平均1.00倍になりました。
- 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」保育所等の利用定員・利用児童数等の状況¹によると、保育所等(保育所等、幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業)の定員充足率は減少傾向にあり、保育の供給過剰により定員割れが進んだ結果、運営を維持することができず撤退する事業者が2020年より既に現れてきています。
- 政府は保育所数を増やす方針を改め、ポスト待機児童時代に入ったことを明確に認識し、保育所の在り方そのものを大きく転換するべきです。
- すなわち、「主に共働き家庭のためだけの保育園」から「全ての子どもたちのための保育園」へと転換していくべきです。

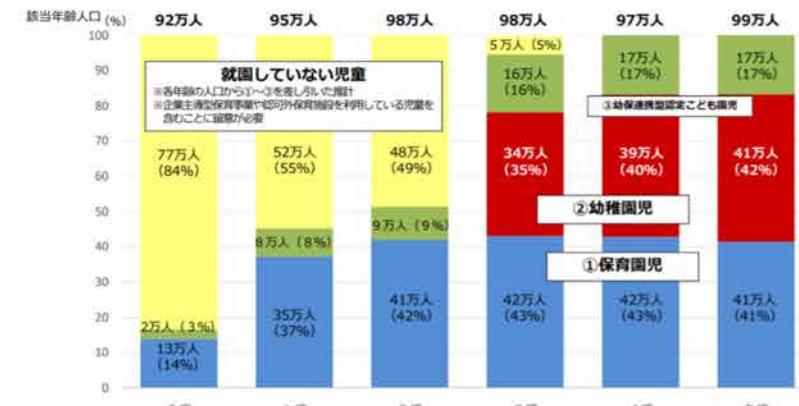
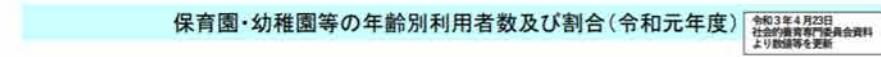
【概要】

- 専業主婦(夫)家庭や、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、「保育の必要性認定」の要件に合致しないため、保育園の利用が困難です。
- 専業主婦家庭は、共働き世帯に比べ、周囲からのヘルプが得られにくく、孤立感等を抱える母親が、24時間小さい子どもと一緒にいることで虐待のリスクを高めています。
- 全ての家庭が保育園を利用できるように「保育の必要性認定」を撤廃し、家庭に合わせた頻度で週1~2日でも保育園を利用可能とすることを要望します。

【問題背景1:高い虐待リスク】

- 保育園にも幼稚園にも預けられず、社会と接点を持たない児童(無園児)は多く、3歳以上でも5万人います(下記図参照)

¹ 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000821949.pdf#page=3>



※該当年齢人口は総務省統計調査による人口推計資料(令和元年10月1日現在)による。各年齢の割合は、人口推計資料に記載の当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の割合を合計し、2で割して算出したもの。
※就園していない児童は、就園する予定の児童を除く「就園しない児童」(平成11年4月1日現在)により。
※「幼稚園」は幼稚園登園料免除認定、幼稚園登園料免除認定をもつた幼稚園(「学校基本情報」(確定版、令和元年10月1日現在)により)。
※保育園の認定は令和元年3月「待機児童登録簿」(平成31年4月1日現在)により。認定は令和元年3月「学校基本情報」(確定版、令和元年10月1日現在)により。待機型保育事業も含む。4歳未満の認定については、「待機児童登録簿」の4歳以上の割合を「待機児童登録簿」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育園、保育所型認定こども園、認定外保育事業所による算出である。
※「保育や幼稚園外保育」は、該当年齢人口から該当年齢者の保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて算出したものである。このため、正規主導型保育事業や幼稚園外保育を併用する児童を含む。

29

厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第1回)」資料3

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

- 最新の報告²によると、1年間の子どもの虐待死事例(57人)では、「0歳」が28人(49.1%)で最も多く、「2歳以下」の割合が34人(59.7%)と半数を超える状況です。無園児率の高い低年齢で深刻な事例が多く発生しています。
- また、子どもの虐待死による実父母の就業状況の事例³では、実母は「無職」が21例(有効割合48.8%)、実父は「フルタイム」が24例(同82.8%)で最も多い結果が出ており、専業主婦世帯で多くの虐待事例が起きていることが分かります。

【問題背景2:出身家庭に起因する機会格差が生じている】

- 日本の既存研究⁴によれば、親が心理的・経済的に余裕がない場合、子どもが低学歴になりやすく、成人後も、非正規雇用・低所得・相対的貧困率が高まるという結果が出ています。現代日本社会で子どもの「出身家庭に起因する機会格差」が存在していることが分かります。
- 経済協力開発機構(OECD)の報告では、人生の最初の数年間は、個人の将来の能力開発と学習の基礎となるため、質の高い「保育・幼児教育」の投資は、「出身家庭に起因する機会格差」を軽減する効果があると認めています。

【問題背景3:一時預かりはほとんど機能していない】

² 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)P90

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>

³ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)P140

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>

⁴ 阿部彩. (2011). 子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析. 『季刊社会保障』46(4), 354-367

- 保護者の育児疲れや、育児不安を軽減したいときに利用できる「一時預かり」もありますが、導入に消極的な自治体があったり、補助金が十分ではないために事業が広がりづらく、供給量が不足しています。令和元年度の利用実績⁵で見ると、未就園児1人当たりでは1年間に約3日の利用にとどまっています。
- 一方で、ある研究⁶では、働く母親と比較して、専業主婦の育児ストレスが高く、ストレスの主な要因として「子どもと離れた一人の時間がない」「一人きりの子育て、社会からの孤立を感じる」という結果が出ています(下表参照)。専業主婦世帯において、母親が育児から一時的に離れたり、自分以外の人と子育てをしたいというニーズが高いことが分かります。

表4 「属性」と育児ストレス内容

属性		ストレス内容
母親の年齢	30歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤によって生じる規制 ・社会的孤立 ・アイデンティティ喪失に対する脅威 ・育児への苦手意識 ・夫の育児態度に対する不満 ・子どもに対するコントロール不能感
	35歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・離児健診登録票への相談事を記入している人が多い
	35歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢妊娠で産後2か月におけるPSS-T・S-Cの子どもの勢に掛けるストレス得点が高い
母親の就労形態	フルタイム	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県EPOS得点9点以上の人が多い ・育休・産休取得時に子ども関係のストレスが高い ・パートや育児の者よりストレスを感じる、育児のために我慢している
	パートタイム	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと離れた1人の時間がない ・「疎遠感」が高い ・育児への苦手意識（若年者）
専業主婦		<ul style="list-style-type: none"> ・社会的なサポートのある「良好な環境」がない ・子どもと離れた1人の時間がない ・「消済感」が高い ・一人きりの子育て、社会からの孤立 ・アイデンティティ喪失に対する脅威 ・夫の育児態度に対する不満 ・育児環境の不備 ・体調不良 ・自分が子育てをしていると思う
婚姻年数	婚姻年数	<ul style="list-style-type: none"> ・都市：結婚年数1年以下と答えた人は、EPOS得点9点以上の人が多い
子どもの年齢	1歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上の子どもを持つ母親は、子どもに関連したストレスが高い
	1歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳未満に比べて、1歳以上から3歳未満の母親は、子どもの機動の感覚、子どもの笑の振りやすさ（多動、刺激に反応すること／もの）に慣れにくくことに対してストレスを感じやすい
	1歳～2歳	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児を持つ母親に比べて、1歳児を持つ母親は、育児の「心の空虚感」を持ちやすさ ・3歳児を持つ母親より1歳児をもつ母親は、3歳児 ・1歳6ヶ月健診の2年後は「子どもの笑が散りやす／多動」に隣する項目のストレス低下
2歳～3歳		<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児をもつ母親に比べて2歳児と3歳児をもつ母親は、母親のイラストと子どもに対する抑制の効かない攻撃性に対するストレスを感じやすさ
子どもの人数	子どもの人数	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が増えること ・4人以上の子どもを育てる母親より、1～3人を育てる母親は育児ストレスが高い

- 「一時預かり」では、利用したい時に利用ができず、複数施設や他のサービスをかけもちで利用するなど、子どもの情緒や発達面を考えても、親子にとって望ましい姿とはいえない状況です。

【要望】

- 保育園や幼稚園は、子どもにとっては大きなセーフティーネットとなります。低所得世帯でも給食があることで栄養をカバーでき、また、養育不全世帯ならば、虐待やネグレクトの兆候に、いち早く気づくことが可能です。発達障害等の傾向も、保育士や巡回訪問等の専門職が気づき、適切な療育や支援に早期に繋ぐことがで

⁵ 保育を取り巻く状況について(P31)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

⁶ 乳幼児をもつ母親の育児ストレスの要因に関する文献検討(P102)

<https://core.ac.uk/download/pdf/230915732.pdf>

きます。

- 保護者にとっても、様々な専門家(保育士・看護師・栄養士等)に子育て不安や相談を定期的に行うことができ、安心して子育てをすることができます。
- また現在は、ポスト待機児童時代に入り、全国の保育所等の定員充足率は年々低下しております。 ※定員充足率=利用児童数÷定員
- これまでキャパがなく受け入れられなかつた必要要件を満たしづらい家庭も保育所等で受け入れられるようになってきています。

施設別の定員充足率 ※()は前年度比

	保育所等	幼稚園型認定 こども園等	地域型保育事業	全体
平成31年	93.2	91.0	82.7	92.8
令和2年	92.6(▲0.6)	96.0(+5.0)	82.2(▲0.5)	92.2
令和3年	91.3(▲1.3)	93.4(▲2.6)	78.5(▲3.7)	90.9

参考:厚生労働省Press Release「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000821949.pdf>

- については、全ての家庭が保育園を利用できるように「保育の必要性認定」を撤廃し、家庭に合わせた頻度で週1～2日でも保育園を利用可能とすることを要望します。

◎地域の実態に合わせて事業者が柔軟に利用定員変更ができるよう、自治体へ通知を出して下さい

- 上記の施設別の定員充足率にもあるとおり、特に地域型保育事業では定員充足率が低下しています。
- 地域の人口動向から、今後も定員が埋まらない状況が予想されたため、東京都某区に利用定員変更を相談したところ、「一律受付していない」という回答で、取り扱ってもらえませんでした。
- 一方、国からの通知⁷では、「事業者から利用定員変更の届出があった場合、町村は、届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。」「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、

⁷ 自治体向けFAQ【第19版】令和3年4月28日 No.103

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/pdf/jichitai_faq-19.pdf

適切に利用定員を設定していただく必要がある」と示されています。

103	利用定員の変更	事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないと可能ですか。 また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。	利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないとといった対応を取ることはできません。 他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(令和2年9月10日3府省通知第3の1(1)アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設との最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とされていてことから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談する方が適当です。 その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。 また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1(1)オ(イ)のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。
-----	---------	--	--

- ポスト待機児童時代に入り、恒常的に利用定員を下回る受入となっている場合、経営を維持するために、利用定員数の変更を希望する事業者が増えてくると思われます。
- 事業者が地域の実態に合わせて柔軟に利用定員数を変更できるよう、自治体に向けて改めて通知を出してください。

◎高卒でも実務経験なしで保育士試験を受けられるようにしてください

- 平成3年4月1日以降に高校を卒業した人が保育士試験を受験するためには、児童福祉施設(保育所、乳児院等)で2年以上かつ2,880時間以上の実務経験が必要です。
- 保育とは全く関係のない学科でも、短期大学又は大学を卒業していれば、保育の実務経験が全くなくても保育士試験は受験できます。
- 短期大学や大学を卒業していても保育の実務経験がなければ、高卒の人と保育に関する知識量は同等なはずです。2年以上かつ2,880時間以上の実務経験は現実的に非常に厳しく、高卒の人は保育士になりたくても諦めてしまうこともあります。
- 保育士の人材不足が問題になっている中、できる限り保育士になりたいと思う人に門戸を開くべきです。高卒の人も実務経験なしで保育試験を受けられるようにしてください。

◎ 保育施設の種別変更に伴うルールの明確化をして下さい。

- 保育施設には、認定こども園、認可保育所、小規模保育所、企業主導型保育所、認証保育所などの種別があり、これらの種別を変更して地域の保育需要に合わせて最適化していく施設も今後増えてくると思われます。
- ですが、保育施設の種別変更を促進する自治体もあれば、全く取り扱わない自治体もあり、対応にばらつきが生じています。事業者が窓口で問い合わせた際も、国の制度でできないと断言する自治体もあり、他自治体の例などを示す形で交渉をするなどして事業者に負担がかかっています。

- 自治体に向けて、保育施設の種別変更についての取り扱いルールやFAQ等を通知してください。
- どのような状況下であれば種別変更が可能なのか明確化することで、各事業者も今後の事業運営に見通しが立てやすくなります。

＜変更例＞

1. 地域型保育事業から認可保育・認定こども園へ
2. 認可外から認可保育・認定こども園・地域型保育事業へ
3. 企業主導型保育事業から認可保育・認定こども園・地域型保育事業へ

◎企業主導型保育事業に対する指導・監査の効率的な運用をして下さい

- 企業主導型保育事業に対する指導・監査は、その実施機関である公益財団法人児童育成協会により、以下の指導・監査等が実施されることとなっています。
 1. 児童育成協会による指導・監査
 2. 専門的財務監査
 3. 巡回指導
 4. 専門的労務監査
- 企業主導型保育事業は認可外保育施設であるため、各自治体による認可外保育施設立入調査が実施されることとなっています。さらに自治体によっては、巡回指導も行っています。
- 上記全ての指導・監査の実施にあたって、企業主導型保育事業は、事前の書類提出や、監査資料の準備等に多くの時間を割いています。
- 児童育成協会による指導・監査で求められる内容と、認可外保育施設立入調査で求められる内容については、そのほとんどが重複しています。巡回指導についても、同様に目的や実施内容が重複しています。
- 概ね、公益財団法人児童育成協会が実施している指導・監査で、認可外保育施設立入調査の内容を網羅出来ていると考えられます。
- 公益財団法人児童育成協会が実施する指導・監査と、各自治体が実施する認可外保育施設立入調査の内容を精査いただき、重複する指導・監査内容については、一元化してください。

◎企業主導型保育事業も地域型保育事業の連携施設として認めて下さい

- 企業主導型保育事業は、地域型保育事業の連携施設としては認められていません。

- 一方で、すべての地域型保育事業は令和7年3月31日までに連携施設を確保しなければならない状況です。地域により差はあるものの、特に小規模保育事業の連携施設の確保が困難なケースが存在しています。

【連携状況別】家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)の連携施設設定数(令和2年4月1日時点)

事業	連携状況								合計
	①・②・③の全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定なし	
家庭的保育事業	575	90	94	3	78	1	15	30	886
小規模保育事業(A型)	2889	207	509	24	219	15	251	414	4528
小規模保育事業(B型)	399	27	100	6	46	0	51	112	741
小規模保育事業(C型)	41	11	8	0	26	0	2	3	91
保育所型事業所内保育事業	88	5	23	3	5	0	54	41	219
小規模型事業所内保育事業	224	25	68	0	18	1	36	41	413
上記計	4216	365	802	36	392	17	409	641	6878

※保育所型事業所内保育事業については、①及び②の連携施設の設定は義務付けられていない。

(参照)「連携状況」	
①	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
②	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。 (※)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第6条第2項及び3項において、家庭的保育事業等は、市区町村が認める場合、小規模保育事業や事業所内保育事業と代替保育を行うことができることとなっており、本規定に基づき、家庭的保育事業者等が代替保育を行っている場合もここでいう「設定している」に含む。
③	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 (※)省令第6条第4項及び第5項の規定において、市町村がいわゆる「先行利用調整」その他の家庭的保育事業等卒園児に引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合、又は認可外保育施設や地方単独の補助を受けた保育施設(認証保育所など)を連携施設として確保している場合に、卒後の受け皿確保に係る連携施設の設定義務を免除することとされており、本規定に基づき、家庭的保育事業者等が卒後の受け皿確保に当たり、上記のいずれかの場合に該当する場合もここでいう「設定している」に含む。

- 企業主導型保育事業においては、3歳児～5歳児の受入に余裕があり、地域型保育事業の連携施設としての保育の受け皿と成り得る状況です。

※ 以下数値は、2021年11月12日 児童育成協会公表資料に基づき集計

<https://www.kigyounaihoiku.jp/info/20211112-02>

〔保育施設在籍児童総数〕

乳児 : 9,814人(充足率 50.4%)

1・2歳児 : 41,201人(充足率 81.6%)

3歳児 : 6,150人(充足率 64.7%)

4・5歳児 : 6,842人(充足率 52.1%)

3～5歳児総数 : 12,992人(充足率 57.4%)

- については、3歳児～5歳児の受入が可能な企業主導型保育事業が、地域型保育事業の連携施設として設定できるよう検討ください。

◎虐待を未然に防ぐために「虐待予防サービス制度」を創設してください

虐待を未然に防ぐ！虐待予防サービス制度の導入

課題

虐待事件を未然に防ぐため、全国のリスク家庭に支援を届けること（アウトリーチ）が必要だが、現状殆どできていない。その大きな要因の一つは、虐待予防に関して、補助事業しかなく、サービス制度が存在しないこと。

補助事業

- 国が補助金を受け、
自治体が主体となって行う公共事業
 - 補助金交付申請・決定した自治体のみで実施される。
 - 原則単年度。
- 自治体が手挙げしない
と、リスク家庭に支援が
届かないのが問題！
- 《補助事業の例》
・支援対象児童等見守り強化事業
・一時預かり事業



サービス制度

- サービスを必要とする人を
社会全体で支えるために国が作る制度
- 制度内容については法令で定められ、全国的かつほぼ
永続的にサービス提供できる。
 - 国が公定価格（サービス報酬）を決定する。
 - サービス事業者が運営する
事業所が要件を満たせば、指定を受け、
国・地方自治体から報酬を得て
サービス提供ができる。
- 《サービス制度の例》
・介護保険制度
・障害福祉サービス制度
- 存在しない！！
- 全国一律&永続的



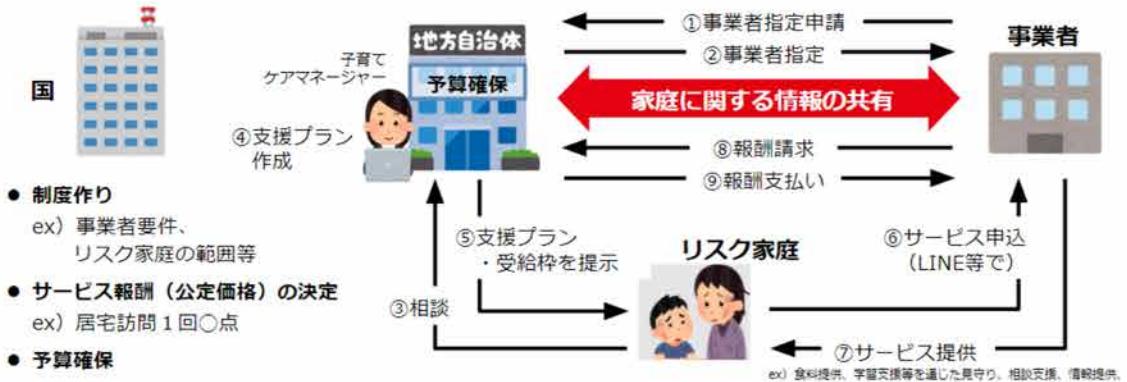
- 虐待事件を未然に防ぐために、全国のリスク家庭⁸に支援を届けること（アウトリーチ）が必要ですが、ほとんど実現していません。
- その大きな理由が、虐待予防に関しては、補助事業しかなく、サービス制度が存在していないことが挙げられます。
- 補助事業の場合、手挙げした自治体でのみ実施されるため、手挙げしない自治体の住民には全く支援が届きません。また、原則単年度予算であるため、財源も不安定です。
- 一方、介護や障害福祉の分野では、介護保険制度や障害福祉サービス制度といった「サービス制度」が存在するため、全国一律でほぼ永続的なサービス提供が可能になっています。

⁸ リスク家庭：虐待のリスク要因（貧困、ひとり親、若年出産、子どもの障害、親の障害・疾病、乳幼児健康診査非受診等）がある家庭（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照）

虐待を未然に防ぐ！虐待予防サービス制度の導入

打ち手

虐待を未然に防ぐため、全国一律で、行政機関と事業者が連携し、リスク家庭を迅速に支援するため「虐待予防サービス制度（仮）」を創設する。



- 虐待予防の分野においても、全国一律で、迅速に支援を届けられるように、新たにサービス制度（虐待予防サービス制度）を創設していただきたいです。

【虐待予防サービス制度】

- 国において、制度作り（事業者要件、リスク家庭の範囲等を規定）、サービス報酬（公定価格）の決定、予算確保等を行う。
- 地方自治体は、当制度に従って、事業者指定、リスク家庭ごとの支援プランの作成、事業者への報酬支払い等を行う。
- 事業者は、支援プランにそって、食料提供・学習支援を通じた見守り、保育所での定期預かり・相談支援等を行う。

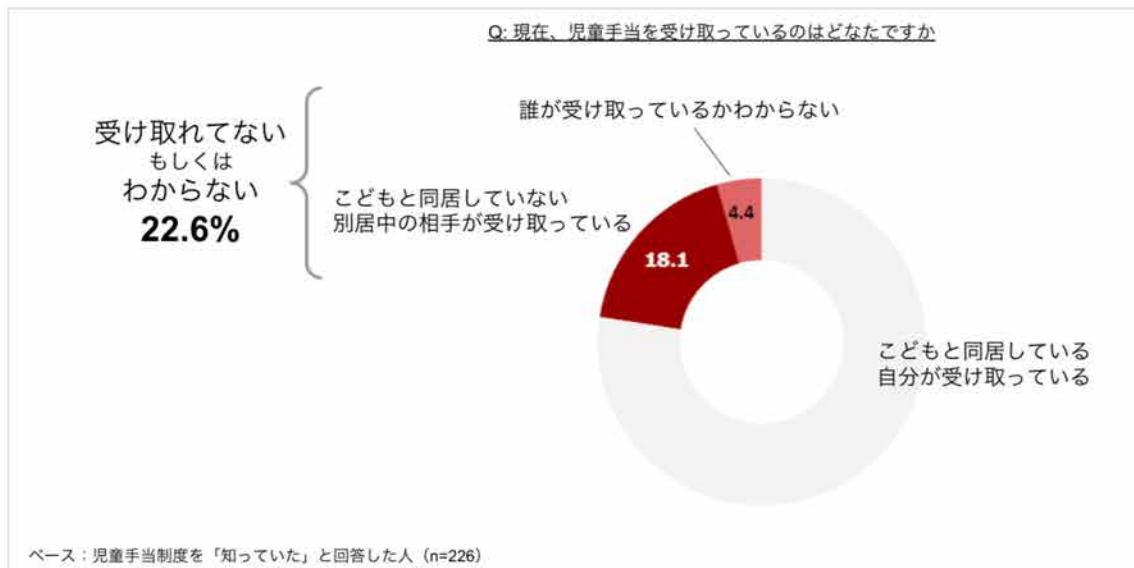
◎「18歳以下への10万円」と「住民税非課税の世帯への10万円」がノーセーフティネットひとり親にも届くようにしてください

11月19日に閣議決定した18歳以下への10万円相当の給付に導入する所得制限について、迅速な支給のため児童手当の仕組みを利用すること、支給対象は夫婦のうち収入の多い方で判定されることが発表されました。また、経済対策として住民税非課税の世帯を対象に、1世帯10万円の支給がされることも発表されました。この2つの政策に関して、経済的に困窮する別居中・離婚前の実質的なひとり親（ノーセーフティネットひとり親）家庭でも受け取れるよう、以下の対応を国・自治体に求めます。

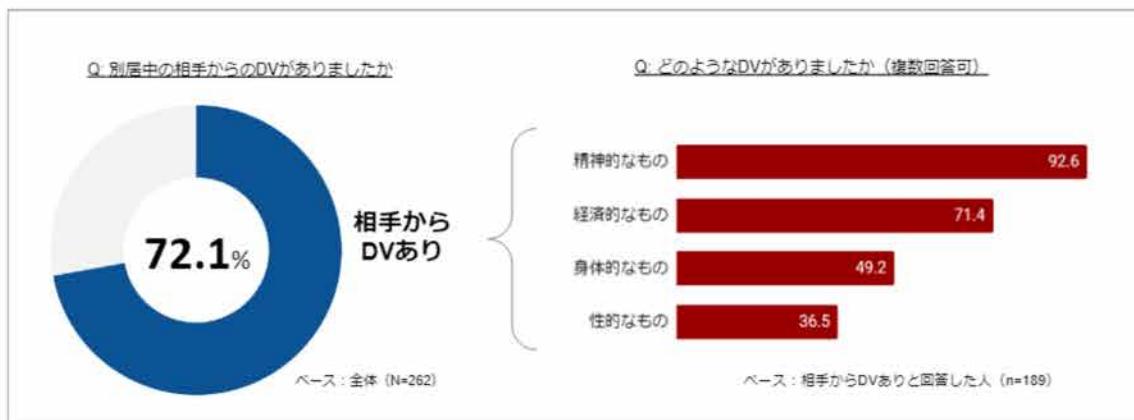
1. 18歳以下への10万円相当の給付について

- 児童手当の仕組みを利用すると、支援を必要とする家庭に十分に届かない恐れがあります。2020年9月に認定NPO法人フローレンス等が実施した、別居中・離婚前

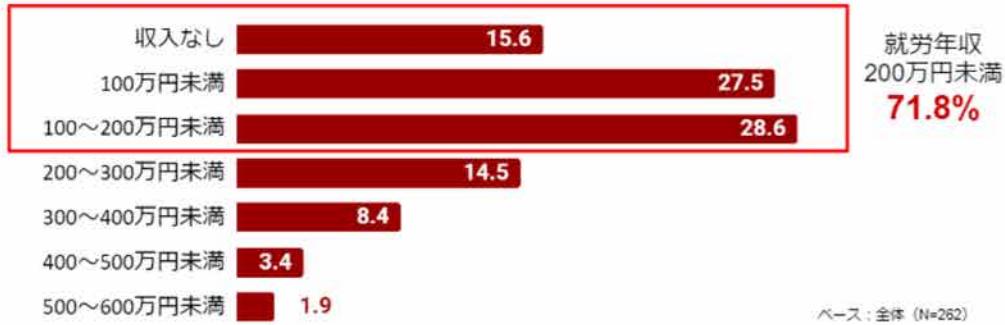
のひとり親家庭262世帯への調査にて、18.1%が児童と同居しているにも関わらず、児童手当を受け取っていないことを把握しています。



- 彼らは別居中・離婚前で、子どもと同居していながら児童手当をはじめとしたセーフティネットを剥奪され、精神的、経済的、社会的に追い詰められた状況にいるひとり親家庭です。
- 対象者の98%は母子家庭で、7割以上が相手からのDVを経験しており、かつ就労年収200万未満。過半数が行政等の専門機関、職場や友人に状況を打ち明けられていなかった状況でした。



Q: あなたの昨年度（2019年度）の就労年収について、あてはまるものをお選びください

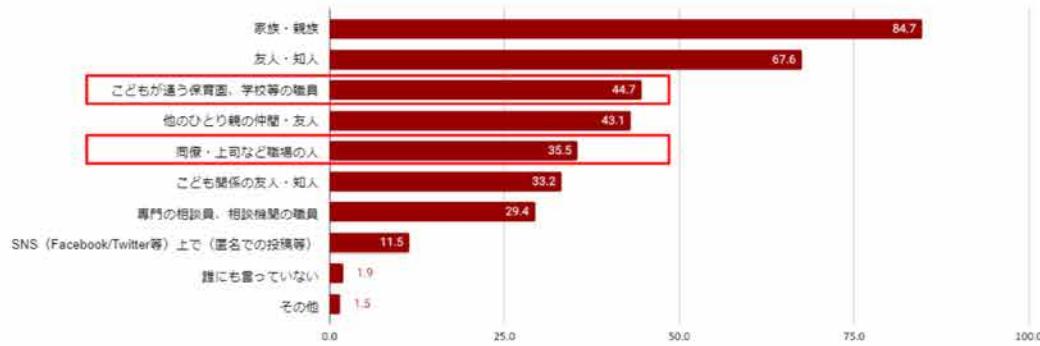


分析結果サマリー

社会的に孤立しているのでは？

子どもの学校関係者へ状況を打ち明けられてない家庭が約6割で 職場や友人にも言えていない家庭が過半数

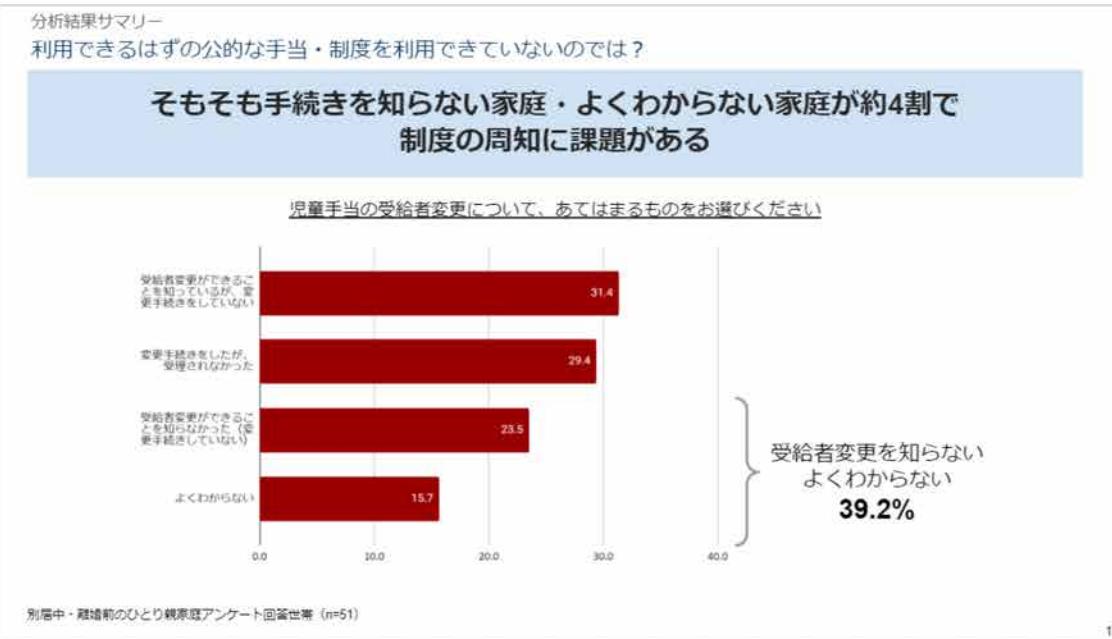
Q. 現在別居中であること（ひとり親になったこと）を伝えている人はいますか（複数回答可）



19

- そこで、児童手当の仕組みを利用する場合は、ノーセーフティネットひとり親であっても給付が受け取れるよう、事務連絡「児童手当における同居優先事例及びDV事例に係る事務処理について」（令和3年2月26日）に則り、児童手当における同居親優先の原則をあらためて徹底し、各市町村にて積極的に運用されるよう、再周知をお願いいたします。
- 16歳以上の子どもについては、親が別居中の場合、両方の親から申請がされる可能性がありますが、所得が多い方や世帯主を優先するのではなく、子どもと同居している親からの申請を優先して認めるよう、注意喚起をお願いします。また、別居親の所得が不支給の理由にならないよう、同居親優先の原則をこちらでも徹底してください。

- 別居中の夫婦が別の自治体に住んでいる場合は、必要な自治体間の連携を確實に行ってください。その際、配偶者のDVから逃げているケースもありますので、本人に無断で配偶者に居場所を伝えないように厳重に配慮してください。
- さらに、上記調査では、対象家庭の多くが「児童手当の受給者変更手続きについて知らない・よくわかつていない」ということがわかっています。そのため、今回の給付についても、迅速に進むほど、多くのノーセーフティネットひとり親家庭が知らないうちに、対象から漏れてしまうことが予想されます。そこで、国・自治体主導にて児童手当の受給者変更が可能であることの周知をわかりやすく行うと同時に、受給者変更が今回の10万円支給に間に合わない場合にも遡及措置が可能になるよう、柔軟な対応をお願いします。



2. 住民税非課税の世帯への1世帯10万円支給について

- 住民税非課税の世帯となるためには、世帯全員が非課税の条件にあてはまることが条件となっているため、例えば別居中・離婚前の妻と子どもの2人暮らしだが別居中の夫の収入が多いために非課税の対象とならない世帯(ノーセーフティネットひとり親世帯)が対象外となってしまいます。
- そこで、コロナの影響を受けてますます困窮する、ノーセーフティネットひとり親にも住民税非課税の世帯への1世帯10万円支給が受け取れるよう、児童手当と同等の同居親優先の原則を採用し、別居親を除いた世帯構成員が非課税の条件にあてはまれば、住民税非課税世帯と同等の状態にあるとみなして、支給対象に加えるように例外対応を追加してください。

- そのうえで、別居中・離婚前の家庭でも手続きを行えば対象になれるとの周知と、手続きが間に合わない場合にも遡及措置が可能になるよう、対応をお願いします。

3. 最後に

今回はスピードを優先しての判断であることは理解しますが、こうした制度の間にいる親子の問題を解決するため、将来的には給付金を世帯単位ではなく個人単位で支給されるよう、要望します。

◎民間シェルターへの一時保護委託を促進し、運営費を補助してください

- 「民間シェルター」は、DV被害者が緊急一時的に避難できる民間施設で、運営団体は全国で約120あります⁹。
- DV被害者支援において、民間シェルターは重要な役割を果たしていますが、財政面、人材面ともに非常に厳しい状況に置かれています¹⁰。
- 内閣府の調査結果によると、約85%の民間シェルターが財政的問題や人材不足問題を抱えています¹¹。多くの民間シェルターが、寄付や無償ボランティアを頼って、不安定な状況下でDV被害者を支援する活動に取り組んでいます。
- 弊会でも、民間シェルターを運営していますが、土地建物の賃借料、人件費(管理者・相談員・保育者等)、光熱費等がかかる一方で、確固たる収入源もなく、財政的に非常に厳しい状況です。
- この厳しい財政状況の大きな要因となっているのが、婦人相談所からの一時保護委託件数の減少です¹²。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において、各都道府県の婦人相談所は、DV被害者とその同伴家族の一時保護を行うこととされており、民間シェルター等に一時保護の委託が可能となっています。
- そして、婦人相談所からの一時保護の委託を受けた民間シェルターについては、都道府県が一時保護委託費を支給し、その半額を国が負担することになっています。

⁹ 内閣府男女共同参画局「民間シェルター」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/05.html

¹⁰ 内閣府男女共同参画局「「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書」(令和元年5月) p.3-

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/honbun.pdf>

¹¹ 内閣府男女共同参画局「DV等の被害者のための民間シェルター等に関するアンケート調査」(令和元年5月) p.11-

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/s3.pdf>

¹² 注8と同じ p.4

- 民間シェルターに対する一時保護委託は、平成26年度から減少傾向にあります。地方公共団体と委託契約している民間シェルターでは、委託を受けることを前提に施設を維持しスタッフを配置しているため、一時保護委託件数の減少は民間団体の運営に重大な影響を与えます¹³。

【要望①】

- 一時保護の民間シェルターへの委託が積極的に行われるよう厚生労働省から改めて周知徹底していただきたいです。

- また、国において、民間シェルターの基盤強化と対応力向上のため、令和2年度から民間シェルターにおける先進的取組を促進するためのパイロット事業を開始しました。

内閣府「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」

都道府県等が負担した、民間シェルターの先進的な取組を促進するための経費を1民間団体あたり1,000万円まで交付金を交付する。

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

【令和2年度第3次補正予算 107百万円】
【令和3年度当初予算 241百万円】
（令和2年度予算額 250百万円）

目的

- 多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になると指摘もある。
- DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施

- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための入会費・システム整備費、新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した相談支援体制の整備に要する経費（感染予防対策、オンラインによる相談、入居者増に対応する一時的な居室確保）等）
 - ②専門的・個別の支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）

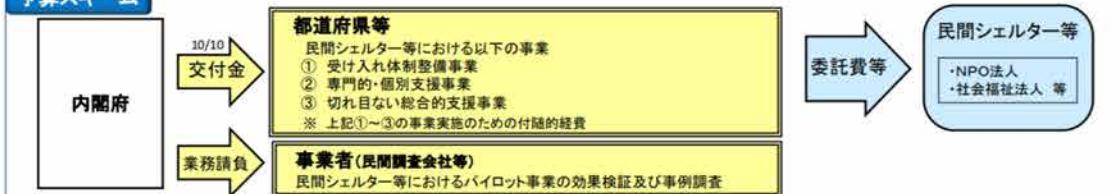
※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等：国10/10（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）

- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



内閣府男女共同参画局「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)(概要、交付要綱等)」

- しかし、この交付金は、先進的な取組に係る経費(メール・SNS相談のための入会費・システム整備費、専門性向上のための研修経費等)のみが対象となっており、

¹³ 注8と同じ p.4

既存の運営費(賃借料、人件費等)は対象になっておらず、殆ど運営の助けにはなりません。

【要望②】

- 確かに先進的な取組は重要ですが、それは運営の安定が大前提です。まずは、民間シェルターが安定的に運営できるように、この交付金を恒久的な予算とし、その範囲を運営費にも拡充していただきたいです。また、補助拡充にあたり、民間シェルターの規模に応じた補助をお願いしたいです。

第 59 回子ども子育て会議 意見書案

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 水谷 豊三

- ◆今般の経済政策では現場で働く保育士等・幼稚園教諭の収入引き上げ措置に、私学助成の幼稚園の教諭も対象に加えていただきました。また、人事院勧告による人件費引き下げの影響が出ないよう配慮もしていただいている。三府省挙げてご尽力いただき感謝申しあげます。
- ◆地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめには、保育所・保育士による地域支援として、三歳未満児の未就園児家庭の孤立した子育てを支援することが挙げられています。
幼稚園は従来より未就園児および未就園児親子を対象に子育て支援を行っています。
また昨今では、1歳の時からコロナ禍が続く子どもが入園を控え、親同士、つながれることを強く求めています。
しかしそういった事業の多くは、公的な補助を受けないものとして利用者の負担によって運営されています。
こうした事業は13事業の「地域子育て支援拠点事業」として位置づけられると思われますが、如何でしょうか。また、幼稚園が同事業として位置づけられるための幼稚園固有の要件等があればご教示ください。
- ◆地域区分については2度改正をしていただきましたが、現在も継続的課題として挙げられており未だ改善の余地を残しています。
介護報酬など他の制度との整合性やバランスへの配慮から、地域区分を大きく変更することは難しい課題であることも承知していますが、できることからの取組として地方創生推進交付金を活用して地方での保育士・幼稚園教諭の就職のインセンティブ付けに取り組んでいる自治体がいくつか存在しますが、こうした施策を周知・情報提供していくことなどにより、保育人材が都心部などの特定の地域に偏らないよう、配慮・支援をお願いします。
- ◆令和3年7月に当連合会が実施した私学助成等幼稚園を対象とした保育の調査では、有効回答数1281園からの調査結果として、教育課程の時間は平均5時間、預かり保育は平均5時間20分となっており、合計で10時間20分の開所時間となっています。
また預かり保育4時間未満の利用者が利用者全体の約8割(79.8%)を占めますが、その4割(43.1%)は就労を理由とするものでした。

この調査結果は幼稚園が多様な就労形態に対応しつつ子育て支援の一翼を担っていることを実証するのですが、人口減少地域においては園児の実員が定員を大きく下回るケースも多く、インフラは確保されていても運営が困難になっている幼稚園が少なくありません。

人口減少地域では、保育所とともに幼稚園もその有用性が大いに生かされることを期待しています。

◆当連合会が令和2年度に幼稚園と認定こども園を対象に実施した調査では、どの施設種と施設規模別で見ても、公定価格上の配置基準を上回る幼稚園教諭又は保育教諭を雇い入れており、規模の大きい園はで10人以上追加配置しています。

このような質向上の継続のためには、特定負担額として納付をいただくことも必要となります。

我が国の場合、3歳以上の幼児については、ひとりの保育者が受けもつ幼児数が圧倒的に多く、欧米と比較しますと圧倒的な違いがあります。

保育者の待遇改善とともに幼稚園・認定こども園・保育所における配置基準の改善をお願いします。

加えて保育の質を向上させるための会議や保育計画作成・研修受講のためのノンコンタクトタイムを保障する保育者の確保、年次有給休暇を取得するためのバックアップ保育者の配置などにも取り組んでください。

◆一時預かり事業(幼稚園型I)の就労支援型施設加算(事務員配置の加算)については、小規模保育事業の連携施設となることが取得要件の1つですが、小規模保育を必要としていない自治体においては、この加算は取得できません。

連携施設がなくても実質的な事務作業は多く存在します。公定価格の見直しの次は、13事業全体についても事務負担の軽減や人口減少・少しかに対応した柔軟な支援の仕組みの構築についてご配慮をお願いします。

◆待遇改善加算IIの研修修了要件については、以前にも意見を述べていますが、同一法人における事業所において、幼稚園・認定こども園から4保育所への異動がある場合、担当する職種分野について15時間以上の研修を修了していても、それが都道府県の保育士等キャリアアップ研修以外の研修である場合は、待遇改善等加算IIの研修修了要件に参入することができません。

研修要件を統一したり、都道府県の判断で保育所等キャリアアップ研修を修了したものとみなせるようにするなど、施設間での異動に支障がないよう、保育所の研修制度の改善をお願いします。

以 上

令和3年12月8日

内閣府

子ども・子育て会議 御中

第59回 子ども・子育て会議
意見書

公益社団法人 全国私立保育連盟
常務理事 望月昌幸

1. 公定価格について

現在、公的価格評価検討委員会及び、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会においても議論されておりますが、現在の保育事業者への公定価格の在り方について適正な評価がされているのか疑問に感じるところがあります。

保育所の場合、「私立保育所の運営に要する費用について」の通知により、事業費の一般生活費及び人件費の本俸基準額及び特殊業務手当基準額のみ公表となっており、その他の積み上げられた内容については非公表となっているのが現状です。

積み上げ方式を基礎とした公定価格の単価設定が時代に合ったものなのか、公的価格評価検討委員会において議論をお願いいたします。

また、所長（福）2-33、主任保育士（福）2-17、保育士（福）1-29、調理員（行二）1-37の格付けがされておりますが、責任の重さに対する適正評価なのかも含めて、あわせてご議論をお願いいたします。

2. 在り方に関する検討会取りまとめ（案）について

第8回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会において取りまとめ（案）が示されました。様々な議論のなかで将来を見据えた方向性が打ち出されたことに一定の評価をさせて頂きます。また0歳～2歳までの未就園児家庭に対しての虐待・貧困等の課題も、今後国策として進めていく必要性を私どもも強く感じます。

議論の中でもありました週1・2回程度の利用可能な保育の受け皿としての保育施設利用については、現行の一時保育事業とは別に新たな仕組みとして位置づけ、職員配置と財源の確保をお願いいたします。

また、「公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方」においてもご議論されてきておりますが、すでに人口減少地域では保育事業の維持さえ厳しくなっており、地域の子育て機能が失われる事態にもなっております。

利用実態に合わせた定員変更を可能とする市区町村への早急な対応、公定価格の特定加算部分（加算部分2）を受けるための加算要件の見直し、人口減少地域に対しての加算等（例：過疎地加算）も含めた公定価格の早急な見直しをお願いいたします。

3. 公的部門における配分機能強化等について

令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2）公的部門における分配機能の強化等の中で、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職

員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施するとされております。

子どもの育ちは、保育士のみならず調理員や看護師、事務職員等も含めた全職員で支えており、その職種にあった子ども達への関わりを広い視野をもって携わっています。経済対策という位置づけでもある今回の措置ですが、公定価格上算出された金額をもとに、他の職員への配分という考え方ではなく、全職員を対象とした措置として頂けるようお願いいたします。さらには社会保険料等の法人負担がないようご配慮願いします。

4. 定員増を伴わない施設整備について

老朽化等の施設整備費に伴い、定員増を伴わない申請の場合と定員増を伴う場合の施設整備の負担率に大きな違いがあります。令和3年度からの新子育て安心プランでの14万人分の保育の受け皿整備により待機児解消を打ち出す政策としては理解できますが、待機児童を抱える市区町村は全国的には一部であり、定員増をしない場合、改築を認められないと判断をする市区町村もあります。

昨今の気候変動による災害への対策としても、老朽化した施設の改築は急務であり、保育事業者への負担軽減と、改築への後押しをお願いいたします。

5. 国の施策と市区町村の関わりについて

・実情に合わせた利用定員の設定ができるように早急に通知を発出してください。

先に述べた通り、現在は実情に合わせた利用定員の届出ができるよう、自治体向けのFAQにて示されておりますが、内部規定を設け利用定員の変更の届出を拒む市区町村があります。

国から通知を発出していただき、早急に対応できるよう市区町村に対してご指導願います。

・国が示した施策について、財政難や行政内部の仕組み等で実施されない。

ICTやコロナ関連等の施策として国が予算化している事業について、市区町村の負担割合がある事業、また市区町村の補正予算の組み換えの難しさにより実施されない事業があり、利用したくとも活用する事が出来ない保育事業者が多くあります。

国の様々な施策について、年度内に実施できなくとも、翌年度に実施できる繰越し可能な仕組みの在り方も含め、市区町村が活用しやすい制度設計をお願いいたします。

・地方版子ども・子育て会議の活性化。

条例で「置くように努める」と定められ、自治体が保護者や施設運営者、ステークホルダーの意見を聞くための地方版「子ども・子育て会議」が、新制度開始後、事実上休眠状態にある地域もあります。いま、人口減少社会を迎えた変革期での子育て支援の在り方を検討していく際に、この地域に密着した地方版の「子ども・子育て会議」の在り方が問われており、活用促進を国から再度徹底すべきではないでしょうか。地方の事は地方でという理想的な考え方の中で、行政間の格差が浮き彫りになっている現在、福祉も含めた子育て関連施策については国からの積極的な後押しをお願いいたします。

以上

意 見 書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

平成 25 年度より段階的に処遇改善を図り、保育教諭の人材確保について苦慮していただいていていることに感謝申し上げます。しかし特に地方において保育教諭・保育士不足の改善が進んでいないことが、未だ大きな問題点となっております。

少子化がさらに進むことで将来の保育教諭・保育士等の担い手が増えないことは明白であります。新型コロナウイルス感染拡大およびその防止に最前線で活躍される医療従事者等のエッセンシャルワーカーを支えている保育士等でありながら「業務に見合わない社会的地位、給与、精神的・身体的負担およびリスク」などの理由により保育士が増えない大きな要因として存在しています。

つきましては、現行の公定価格の積み上げ方式を基に、安定した給与水準が確保されるよう、以下の問題点を改善していただきたい。

① 保育教諭等の賃金水準の向上

保育士等の退職理由の要因として『給与が安い』等の課題が挙げられています。この度、保育教諭等の月給を 9,000 円（年収平均の約 3 %分）引き上げると報道されていました。誰もが目指したくなる魅力ある職業への地位向上のためにも、一時的なものではなく、恒久的に賃金を全産業平均と同水準へ底上げできるよう、基本分単価の引き上げをお願いします。

また、この賃上げが保育教諭だけではなく、教育保育を支えている全ての職種へ支給できるよう（業界全体の賃上げ）制度の向上をお願い頂きたい。

② 処遇改善加算の簡素化(統合)と事務負担軽減

現処遇改善の制度では経験年数、園児数、職員数、経済動向などの実状に応じて計算され、個人ではなく施設の平均で換算されることから経験者が結婚、出産で退職した場合は、経験年数が大幅に少なくなるなど不安定要素があります。また経済状況などに左右されることなく、安定的な給与水準を維持できるように、処遇改善を基本分単価に取り入れる等の抜本的な改革をお願い頂きたい。

特に、施設として長く勤めていたことを前提に職場環境を整えていても、長年勤めていたキャリアを持つ女性が出産・子育て等で退職された場合、処遇改善率が大幅に減ってしまう場合があります。処遇改善率が大幅に減少した場合には、激変緩和措置を適用する等ご検討いただきたい。併せて誰もが簡易に申請が出来るよう事務負担軽減のための書式変更をお願い頂きたい。

③ 支援の必要な児童(障がい・外国人)の増加に伴う職員配置

特別に支援を必要とする子どもへの対応を自治体の療育機関と連携しながら取り組んでおりますが、特別に支援を必要とする子どもが認定こども園・保育所等でも年々増加しており、その対応できる制度設計が求められます。安全面や個々へ対応するためにも、現在の療育支援加算を改善し、個々に応じたきめ細かな発達支援を行うためにも見直しが必要です。

また、支援の必要な児童(障がい・外国人)の個々に対応するためには、職員配置が必要であり、現状の公定価格は対象外のため、すべて施設の自己負担となり、職員の処遇改善を後押しできず財政的にも困難となっています。すべての子が、社会全体で育む制度設計として、保育現場で働く全ての保育士等、誰一人取り残すことなく加算の対象となるよう設定して頂き、加算のあり方を再検討していただきたい。

以上